

平成30年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成30年9月10日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1号 専決処分報告について
上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 4 報第 2号 専決処分報告について
平成30年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について
- 第 5 認第 1号 平成29年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認第 2号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認第 3号 平成29年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認第 4号 平成29年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第 9 認第 5号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認第 6号 平成29年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認第 7号 平成29年度上牧町水道事業会計決算認定について
- 第12 議第 1号 上牧町個人情報保護条例及び上牧町情報公開条例の一部を改正する条例
について
- 第13 議第 2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第14 議第 3号 上牧町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第 4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例について
- 第16 議第 5号 上牧町文化財保護条例の制定について
- 第17 議第 6号 奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の一部を変更する規約について
- 第18 議第 7号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第19 議第 8号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について

- 第20 議第 9号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 第21 議第10号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第22 議第11号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1回)について
- 第23 議第12号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第24 議第13号 教育委員会委員の任命について
- 第25 議第14号 教育委員会委員の任命について
- 第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第27 意見書案第1号 2025年国際博覧会の誘致に関する意見書（案）
- 第28 意見書案第2号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書（案）
- 第29 決算特別委員会の設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

第1から第29まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	濱田寛	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司
税務課長	松井良明	まちづくり創生課長	松井直彦

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	高木寛行		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、平成30年第3回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） これから本日の会議を開きます。

まず冒頭に、去る9月4日、台風21号により、猛烈な風により、町内では倒木や建物の損傷が発生しました。幸い、人的被害がなかったことは安堵するところであります。しかし、建物等損傷被害を受けられた方々にお見舞い申し上げます。

次いで、9月6日には、雨の続いた北海道で震度7の大地震が発生し、大変な被害が発生しました。亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、今もなお電力のブラックアウトなどで懸命な救助、復興活動に向けても、不自由な環境に余儀なくされていること、お見舞い申し上げます。

本題に戻ります。



◎町長の挨拶

○議長（辻 誠一） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には早朝よりお集まりいただき、まことにありがとうございます。

ことしの夏、7月、8月は連日、記録的な猛暑に見舞われ、本当に暑い夏でございました。

厳しい残暑が続いているところがございますが、朝夕は幾分過ごしやすくなってきたという気がいたします。

また、ことしは例年より日本へ接近、上陸する台風も多く、特に西日本を中心に各地で甚大な災害が発生しており、先週も台風21号が西日本を縦断いたしました。また、このたびの北海道でも震度7という大変大きな地震が発生いたしました。それぞれ亡くなられた方、被害を受けられた方にお悔やみ、お見舞いを申し上げたいというふうに思います。

上牧町におきましては、人的被害はございませんでしたが、町営住宅では屋根の損壊、第一保育所では屋根の損壊による雨漏り、第三小学校では屋根の一部損壊と飛散物による停電、第一体育館の屋根の一部損壊、各地区では多くの倒木の被害がございました。これから台風シーズンの本番を迎えるに当たり、より一層の防災対策、減災対策に万全を講じ、早目早目の情報を発信させていただきたいと考えております。11月には内陸型地震を想定した上牧町総合防災訓練を、上牧第二中学校を主会場として実施させていただきます。訓練の最大の目的は、地域や近隣の人が互いに協力し合う共助の地域づくりとし、地域の実情に即した訓練を実施し、地域の防災力の向上を目指すものでございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明させていただきます。

報第1号、報第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

内容につきましては、報第1号は、地方税法等の一部改正に伴い、上牧町税条例の一部を改正するものでございます。

報第2号 平成30年度上牧町一般会計補正予算第2回につきましては、8月に図書館の空調設備が故障したため、ことしの猛暑を考え、早期に改修が必要でございますので、専決処分をさせていただきました。

認第1号は、平成29年度上牧町一般会計歳入歳出決算につきましては、実質収支額1億9,271万7,000円の黒字で、単年度収支では2,693万5,000円の黒字となっております。今後も引き続き気を緩めることなく健全な財政運営に取り組んでいきたいと考えております。

29年度決算の主なものといたしましては、自主財源としての中心である町税は、住民税、固定資産税、軽自動車税が増加したものの、町たばこ税が減収となり、全体として微減となっております。また、地方交付税におきましては、高齢者人口の増や障害者サービス利用者の増の影響により増加となりましたが、歳入全体としては減となっております。歳出におきましては、総務費で、安全安心なまちづくりの実現に向けて、交通事故、犯罪等の防止力を

高めることを目的に、前年度に引き続き、防犯カメラの設置をさせていただきました。多世代交流を核とした生涯活躍のまち構想といたしまして、高齢者の健康寿命の延伸や仕事の創出、次世代の担い手づくりなど、多世代交流の中であらゆる世代が共同できる取り組みとして、ワークショップや生涯学習講座を開催させていただいております。民生費では、結婚・出産・子育て支援として、婚活イベントの企画・実施、不妊・不育治療費用を助成、安心して働くことができる環境の整備として、病児・病後児保育事業を充実させていただいております。療育相談支援といたしまして、幼児及びその保護者に対して、一人一人の特徴に合わせたプログラムを通じて発達の不安や悩みを軽減するため、幼児の健やかな育成を目的に、ほほえみ教室を開催させていただいております。衛生費では、入院や合併症のリスクが高いロタウイルス、おたふくについて、ワクチンの接種費用の助成を、また、操業停止いたしましたごみ処理施設の煙突の解体を行いました。土木費では、年次計画を立て実施しております道路の補修工事、橋梁補修耐震工事、服部台明星線都市計画街路事業などを行っております。教育費では、繰越事業の上牧第二小学校水泳プールの改築工事、上牧中学校渡り廊下改築工事を行いました。文化財保護費では、歴史講座及び町内小・中学校での共同学習に活用できるよう、上牧久渡古墳群で出土した画文帯環状乳神獣鏡の複製品を作成させていただきました。公債費では、将来負担の軽減を目的として繰上償還を行っております。

認第2号から認第7号までの各会計の決算については、お手元に配付しております決算書のとおりでございます。29年度も前年度同様、全ての会計で黒字決算となっております。監査委員の意見を付して報告させていただきます。認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議第1号 上牧町個人情報保護条例及び上牧町情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正でございます。

議第2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴う改正でございます。

議第3号 上牧町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例につきましては、機構改革に伴う改正でございます。

議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い改正するものでございます。

議第5号 上牧町文化財保護条例の制定につきましては、町の重要な文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、町民の郷土愛に対する認識を高めるとともに、文化の向上に貢献することを目的に条例を制定するものでございます。

議第6号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約につきましては、組織及び分担金区分とその負担割合の変更に伴う規約の変更でございます。

議第7号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第3回）につきましては、2億9,291万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ75億5,159万8,000円とさせていただいております。主な内容につきましては、普通交付税が確定したことにより、普通交付税の増額、また地方特例交付金、障害医療費負担金を増額計上しております。歳出につきましては、総務費では、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料を電子計算費として、国民年金システム改修委託料、地方税共通納税システム連携対応業務委託料をそれぞれ計上しております。衛生費では、不燃ごみ等中継施設新設工事に伴う予備設計委託料を、土木費では、地震時に倒壊のおそれのある通学路に面するブロック塀撤去工事補助金を、消防費では、防災手引作成業務委託料をそれぞれ計上しております。教育費では、上牧小学校水泳プール外周ブロック塀改修工事を計上しております。

議第8号から議第12号につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、下水道事業特別会計の各補正予算でございます。

議第13号、議第14号につきましては、教育委員会委員の任命についてでございます。

諮問1号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、議会の意見を求めるものでございます。

以上のとおりの案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、認定、議決、同意賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（辻 誠一） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉中議会運営委員長。

(議会運営委員長 吉中隆昭 登壇)

○議会運営委員長(吉中隆昭) 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の平成30年第3回定例会議会の議会運営委員会を、去る9月6日午前10時より、全委員出席により議会運営について慎重に審議いたしました。本定例会に付議を予定されま
す町長提出議案と議員提出の意見書案第1号、第2号について、本会議審議か各委員会付託
かを審議した結果、報第1号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例
について、報第2号 専決処分報告について、平成30年度上牧町一般会計補正予算(第2回)
について、議第13号 教育委員会委員の任命について、議第14号 教育委員会委員の任命に
ついて、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上の5議案については、本日
の本会議審議とすることに決しました。

議第1号 上牧町個人情報保護条例及び上牧町情報公開条例の一部を改正する条例につい
て、議第2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、議第7号 平成30年度上牧
町一般会計補正予算(第3回)について、議第11号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付
事業特別会計補正予算(第1回)について、意見書案第1号 2025年国際博覧会の誘致に関
する意見書(案)、意見書案第2号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を
求める意見書(案)、以上の6議案については、総務建設委員会に付託することに決しました。

議第3号 上牧町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例について、議第4号
上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に
ついて、議第5号 上牧町文化財保護条例の制定について、議第6号 奈良県葛城地区清掃
事務組合規約の一部を変更する規約について、議第8号 平成30年度上牧町国民健康保険特
別会計補正予算(第2回)について、議第9号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計
補正予算(第1回)について、議第10号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第
2回)について、議第12号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)につ
いて、以上の8議案については、文教厚生委員会に付託することに決しました。

認第1号 平成29年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平成29年度
上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 平成29年度上牧町後期
高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 平成29年度上牧町住宅新築資金
等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 平成29年度上牧町下水道事業特

別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 平成29年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成29年度上牧町水道事業会計決算認定について、以上の7議案については、決算特別委員会に付託することに決しました。

会期日程につきましては、本日9月10日より9月25日までの16日間と決しました。日程の振り分けとして、9月10日、本会議、午前10時開会、9月11日、文教厚生委員会、午前10時開会、9月12日、総務建設委員会、午前10時開会、9月13日、休会、9月14日、決算特別委員会、午前10時開会、9月15日、16日、17日休会、9月18日、19日、決算特別委員会、午前10時開会、9月20日、一般質問、午前9時開会、質問者は遠山議員、堀内議員、牧浦議員、吉中議員、服部議員、石丸議員6名、9月21日、一般質問、午前9時開会、質問者は康村議員、富木議員、長岡議員、竹之内議員、東議員5名、9月22日、23日、24日は休会、9月25日本会議、午前10時開会となりました。一般質問の持ち時間につきましては、従来どおり、理事者側の答弁を含め1人1時間以内と決しました。また、今回の一般質問については、複数の議員より似た内容の通告があったため、同項目の質問については、各議員配慮するように決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻 誠一） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、康村議員、11番、東議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（辻 誠一） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの16日間にしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月25日までの16日間と決定いたしました。

◇

◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第3、報第1号 専決処分報告について 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第1号 専決処分報告について。

上牧町税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 報第1号 専決処分報告について説明いたします。

専第4号 上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、生産性向上特別措置法が平成30年6月5日に公布され、同年6月6日に施行されたことから、上牧町税条例につきましても条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成30年7月2日に専決処分させていただいたものでございます。

今回施行されました生産性向上特別措置法は、中小企業の生産革命を実現するため、市町

村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援するための法律でございます。その法律の施行によりまして、地方税法の改正に伴い、固定資産税の特例項目を加える改正でございます。

それでは、法の施行に伴いまして、上牧町税条例の内容について説明いたします。

具体的内容といたしましては、附則第10条の2第26項につきまして、法律の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の設備投資に際して、当該償却資産に係る固定資産税をゼロに軽減することを可能とする3年間の特例措置を規定するものとなっております。附則では、この条例は公布の日から施行する。ただし、適用については、生産性向上特別措置法の施行日の平成30年6月6日としております。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○9番（石丸典子） 9番、石丸典子です。

今説明いただきましたけれども、上牧町の主体的な計画というのは具体的にどのようなものでありますか。経済産業省の規定に基づいたというふうになっておりますけれども、その範囲のものでしょうか。具体的に、どのような事業者に対して減税が行われるのか。

また、施行されて既に3カ月がたっていますけれども、この間、事業者への周知等、どのような取り組みになっているかも含めて説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、この部分の計画につきましては、導入促進基本計画としまして、町の方で作成しました導入促進計画をもとに近畿経済産業局長の方に提出させていただいて、同意をいただいたところでございます。この計画に基づきまして、中小企業さんに対して、ホームページ等で公開しながらこの部分を周知していきたいというふうには考えておるところでございます。

もう1点、6月6日に公布されておりますので、この部分につきましては、当時、6月議会に間に合わなかった部分もでございます。

それと、もう1点、国の方から示されておりますものづくり補助金の2次公募の募集採択、優先採択条件につきまして、7月末までに固定資産税をゼロとする条例を制定することが想定されておりましたので、緊急を要する案件といたしまして今回、専決処分させていただい

た内容でございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） お聞きしておきます、ありがとうございます。

○議長（辻 誠一） ほかにございませんか。

牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦です。

この条例なんですけども、真に生産性革命を実現するための設備投資、企業の収益向上に直接つながる設備投資、企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定するとあるんですが、これは、どこの部署がどういう決め方をするんでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） この部分につきましては、まちづくり創生課の方で担当させていただくこととなります。それと、まず1つ目でございますが、経営革新等支援機関がございます。この部分につきましては、商工会や地域の金融機関に照会、事前に相談していただきまして、その認定後、町の方のまちづくり創生課に設備等の導入計画の認定を申請していただくという形になっております。認定を受けました企業等につきましては、直ちに対象する設備を取得するという流れでこの事業が行われるというふうな計画になっております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そうすれば、まず商工会か銀行かに相談をかけて町へ提出、その後、認定されるということでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい。まず商工会や地域の金融機関の方に照会をかけていただき、認定していただき、その認定後、町の方に申請していただくという流れでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。最後に、上牧町に対象になる企業さんというのはどのくらいあるのか把握されてますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 企業につきましては、平成26年度の経済センサスの基礎調査の部分でございますが、総事業者数は488社となっております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） どうもありがとうございました。

○議長（辻 誠一） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ほかになしと認めます。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第4、報第2号 専決処分報告について 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第2号 専決処分報告について。

平成30年度上牧町一般会計補正予算（第2回）については、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 報第2号 専決処分報告について説明いたします。

専第5号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第2回）につきましては、先般8月23日の議員懇談会で説明をさせていただきました図書館の空調設備改修工事におきましては、まだまだ猛暑が続く中、図書館を利用されます住民さんのことを考えますと、補正予算を早期に調整する必要がございましたので、改修工事に係る費用を計上した上牧町一般会計補正予

算（第2回）を作成し、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成30年8月23日に専決処分させていただいたものでございます。

専決処分させていただいた補正予算の内容といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ829万5,000円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,868万4,000円とさせていただいております。

次に、予算事項別の詳細につきましては、まず、説明書の3ページ、歳入では、款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金、節財政調整基金繰入金では、基金から829万5,000円を繰り入れとさせていただいております。繰り入れ後の基金残高は8億9,096万円となっております。

次に、4ページに移りまして、歳出では、款教育費、項社会教育費、目公民館費で、図書館空調設備改修工事費829万5,000円を計上しております。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

◎認第1号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第5、認第1号 平成29年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第1号 平成29年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上牧町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第1号 平成29年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

平成29年度の歳入総額は80億5,945万5,500円で、対前年度比1.6%の増となっております。歳出総額につきましては77億7,918万2,471円で、対前年度比1.1%の同じく増で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2億8,027万3,029円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源8,755万6,000円を差し引いた実質収支額は、1億9,271万7,029円の黒字決算となっております。

また、単年度収支額につきましては2,693万4,574円の増となり、実質公債比率は14.4%で、前年度より0.3%低下し、将来負担比率につきましては138.1%で前年度より0.8%低下しております。

平成29年度に行いました主要事業といたしましては、総務費では、安全安心のまちづくりとして、平成27年度から継続事業の主要交差点に防犯カメラの設置をしております。また、駅のない上牧町でもバリアフリーに取り組むことができるとし、町民提案していただきましたバリアフリー基本構想案をもとに、ハード面、ソフト面で町民、関係機関、行政が協力しながら生活空間全体におけるバリアフリー化を推進するため、基本構想を策定しました。また、高齢者の健康寿命の延伸や仕事の創出、次世代の担い手づくりなど、さまざまな地域課題の解決につなげるため、多世代交流の中で、高齢者が有するすぐれた技術やノウハウ、意欲を生かしながら、あらゆる世代が共同できる取り組みといたしまして、多世代交流を核とした生涯活躍のまち構想を実施しております。民生費では、育児の都合に合わせた柔軟な働き方を実現できるテレワークを導入するに当たり、子育て期間中の母親の継続的な収入確保、

社会復帰に向けたブランクの解消やスキルの習得を図るため、民間事業者と連携し、ささゆりルームにおいて託児スペースとワーキングスペースを併設した就業支援スペースを設置し、子どものそばで安心して働きたい子育て世帯の希望を実現できる環境設備及び運営を行うため、明許繰越事業として子育てママ就業支援事業を実施しております。また、病児・病後児保育事業、出会い・結婚・子育て応援事業なども実施しております。衛生費では、少子化対策の一環として、不妊・不育治療助成事業、また、一人一人の特徴に合わせたプログラムを通じ、幼児及びその保護者に対して発達の不安や悩みを軽減、助言するために、療育相談支援事業ほほえみ教室を実施しております。また、焼却を停止した焼却場の安全対策として、焼却場の本体の解体に先立ち、煙突解体工事を実施しております。農林商工業費では、農業用ため池の整備、地籍調査整備事業などを実施いたしました。土木費では、年次計画を立て実施しております道路整備補修事業、橋梁についても長寿命化、耐震対策として、つくも橋の橋梁補修、耐震工事、街路事業としては服部台明星線道路改良工事、また狭隘道路を改善するため、小規模住宅地区道路改良工事なども実施しております。教育費では、明許繰越事業としまして、上牧第二小学校の水泳プール改築事業、上牧中学校渡り廊下改築事業、また上牧中学校テニスコート防球ネット設置工事などを実施するとともに、全ての児童の基礎学力の向上や家庭学習の定着を目的に、学校支援向上事業「まきっ子塾」を実施しました。また、国の史跡指定を受けました上牧久渡古墳群の発掘調査、3号墳出土の画文帯環状乳神獣鏡の複製品（レプリカ）の制作等も行っております。

次に、歳入歳出決算の主な内容についてご説明いたします。

まず、歳入決算につきましては、自主財源の根幹であります町税が対前年度比0.02%微減の20億9,979万522円で、歳入総額に占める割合としては26.5%となっております。次に、歳入総額の31.7%を占めます地方交付税は25億816万1,000円で、対前年度比2.9%の増となっております。町債につきましては7億1,250万円、対前年度比15.0%の減。減となった要因といたしましては、全体の町債の発行として1億2,570万円減少したことが主な要因であり、歳入総額に占める割合も、本年度は前年度の10.6%から9.0%と少し減少しております。その他の歳入財源の対前年度比といたしましては、地方消費税交付金が0.9%の減、国庫支出金が5.4%の減、県支出金が3.7%の増となっております。

次に、歳出決算の主な内容についてでございますが、総務費につきましては10億1,693万8,288円で、対前年度比24.5%の減となっております。減の要因といたしましては、前年度決算には防災行政無線デジタル化整備工事が含まれているのが主な要因でございます。民生費

につきましては19億3,197万6,281円で、対前年度比5.0%の増となっております。衛生費は8億1,607万9,643円で、対前年度比20.5%の減。減の要因といたしましては、前年度決算には、ごみ中継施設が含まれているのが主な要因でございます。土木費につきましては3億9,817万7,382円で、対前年度比7.3%の減、消防費につきましては2億8,423万5,886円で、対前年度比3.1%の減、教育費につきましては10億5,785万8,447円で、対前年度比45.8%の増となっております。増の主な要因といたしましては、繰越事業として、上牧第二小学校水泳プール改築事業、中学校渡り廊下改築事業、庁舎西館耐震補強及び第二体育館耐震補強工事を行ったことによるものでございます。公債費につきましては14億1,391万2,769円で、対前年度比19.3%の増となっております。増の要因といたしましては、繰上償還及び借換債に対する費用も含まれていることによるものでございます。

次に、性質別分類での歳出の状況といたしましては、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が全体の53.1%を占め、対前年度比3.0%の増、金額にして1億1,774万9,000円の増となっております。投資的経費の普通建設事業費は全体の9.0%で、対前年度比29.2%の減、金額にして2億8,589万1,000円の減、物件費、補助費などのその他の経費が全体の37.9%で、対前年度比3.8%の増、金額にして1億580万9,000円の増となっております。また、財政構造の弾力性を測定する指標である経常収支比率につきましては98.7%で、前年度と変わりはありません。

以上が平成29年度上牧町一般会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第2号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第6、認第2号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第2号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第2号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は31億723万6,857円、対前年度比2.0%の減、歳出総額は29億4,719万8,068円、対前年度比6.6%の減、差し引き1億6,003万8,789円の黒字決算となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容について説明いたします。

歳入決算では、国民健康保険税は4億6,894万9,800円、対前年度比5.1%の減、金額にして2,494万8,202円の減となっております。国庫支出金は5億7,111万1,973円で、金額で4,183万8,359円の減となっております。療養給付費交付金は5,143万4,234円、対前年度比21.1%の減、前期高齢者交付金は9億7,404万3,519円で、対前年度比11.2%の増、県支出金は1億3,625万6,954円、対前年度比4.1%の増、共同事業交付金は5億7,898万3,287円、対前年度比6.1%の減、繰入金で1億6,246万986円、対前年度比32.1%の増となっております。保険基盤安定繰入金は1億4,375万3,422円、対前年度比1.7%の減となっております。

次に、歳出決算の主な内容でございますが、保険給付費は18億1,929万1,432円、対前年度比4.3%の減、後期高齢者支援金等で3億2,165万6,373円、対前年度比0.8%の減、介護納付金で1億1,311万2,778円、対前年度比0.3%の増、共同事業拠出金で6億429万8,389円、対前年度比4.7%の減となっております。

以上が平成29年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第3号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第7、認第3号 平成29年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光）** 認第3号 平成29年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（辻 誠一）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

- 総務部長（阪本正人）** 認第3号 平成29年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は3億1,802万499円、対前年度比7.5%の増、歳出総額は3億1,082万3,160円、対前年度比5.3%の増、差し引き719万7,339円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料2億4,083万7,900円、対前年度比7.8%、金額にして1,740万8,500円の増となっております。

歳出決算の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金3億62万2,014円、対前年度比5.4%の増、保険事業費で761万5,924円、対前年度比4.0%の増となっております。

以上が平成29年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（辻 誠一）** 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第4号の上程、説明

- 議長（辻 誠一）** 日程第8、認第4号 平成29年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光）** 認第4号 平成29年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第4号 平成29年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は291万4,531円、対前年度比23.7%の減、歳出総額は261万4,727円、対前年度比25.7%の減、差し引き29万9,804円の黒字決算となっております。決算額が前年度と比較で大きく減少した理由は、償還の完了がふえ、貸付件数が減少したことによるものでございます。

歳入決算の主なものといたしましては、諸収入の貸付金元利収入が227万6,868円、対前年度比19%の減となっております。

次に、歳出決算の主なものでございますが、公債費が229万5,178円、諸支出金で、基金へ30万5,000円を積み立てております。

以上が平成29年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第5号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第9、認第5号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第5号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第5号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は6億588万4,153円、対前年度比2.4%の減、歳出総額は5億9,995万9,858円、対前年度比2.1%の減、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は592万4,295円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものといたしましては、使用料及び手数料で2億7,706万7,120円、対前年度比0.2%の増、繰入金で1億5,704万1,000円、対前年度比2.3%の減。町債は1億3,930万円、対前年度比11.8%の減となっております。

歳出決算の主なものといたしましては、下水道事業費2億5,360万2,307円、対前年度比3.2%の減、公債費は3億3,412万4,551円で、対前年度比1.2%の減となっております。

実施した公共下水道事業といたしましては、普及促進事業として北上牧地区の枝線整備工事を、適正管理事業として下水道長寿命化計画に基づく汚水管改築工事を片岡台地区でそれぞれ行っております。また、平成29年度末の公共下水道普及率は94.94%、水洗化率は96.36%となっております。

以上が平成29年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第6号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第10、認第6号 平成29年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第6号 平成29年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算

を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第6号 平成29年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

保険事業勘定につきましては、歳入総額が17億5,191万4,554円、対前年度比6.1%の増、歳出総額は16億9,350万5,433円、対前年度比6.9%の増、差し引き5,840万9,121円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものといたしましては、保険料が4億3,514万8,450円で、対前年度比2.9%の増、国庫支出金は3億1,546万9,775円で、対前年度比4.2%の増、支払基金交付金は4億1,641万6,419円で、対前年度比2.3%の増、県支出金は2億2,537万8,977円、対前年度比2.1%の減、繰入金は2億9,180万3,539円、対前年度比30.2%の増となっております。

歳出決算について主なものは、保険給付費14億5,642万3,624円で、対前年度比0.8%の増、地域支援事業費は7,458万1,818円、対前年度比155.5%の増、基金積立金は1億2,292万9,000円、対前年度比107%の増となっております。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入総額が695万2,362円、対前年度比45.7%の減、歳出総額は679万6,082円、対前年度比43.0%の減、差し引き15万6,280円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものにつきましては、サービス収入で561万6,455円、対前年度比44.5%の減となっております。

歳出決算におきましては、サービス事業費で629万6,082円、基金積立金として、介護予防サービス事業費準備基金に50万円を積み立てております。

以上が平成29年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第7号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第11、認第7号 平成29年度上牧町水道事業会計決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第7号 平成29年度上牧町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度上牧町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 認第7号 平成29年度上牧町水道事業会計決算認定について説明いたします。

まず初めに、平成29年度末の給水人口は、前年度に比べ122人減の1万9,173人でございます。給水戸数におきましては91戸増の7,150戸でございます。県営水道からの受水量は、対前年度比1.6%、3万2,257立方メートル増の204万6,522立方メートルとなりました。有収水量は対前年度比1.5%、2万8,979立方メートル増の191万9,597立方メートルで、有収率は93.8%でございます。

次に、収益的収入及び支出について説明いたします。収益総額は4億9,652万7,041円で、対前年度比1.6%、795万7,977円の増額でございます。要因といたしましては、給水戸数の増加によります水道料金収入の増加によるものでございます。費用総額につきましては4億2,314万8,670円、対前年度比2.5%、1,032万5,965円増額しております。主な要因といたしましては、県営水道へ支払う受水費の増加によるところでございます。

収益的収支につきましては、収入が支出を上回っており、差し引き7,337万8,371円の黒字決算となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算につきましては、収入総額675万1,855円に対しまして、支出総額は5,277万1,050円でございます。差し引き4,601万9,195円の資金不足となりました。その不足分につきましては、水道事業会計に留保された資金で補てんいたしております。

建設費におきましては、三軒屋橋水管橋布設がえ工事、小規模住宅地区道路改良工事9工区に伴う配水管布設がえ工事を実施いたしました。

以上が平成29年度上牧町水道事業会計決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろ

しくお願いいたします。

- 議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第1号の上程、説明

- 議長（辻 誠一） 日程第12、議第1号 上牧町個人情報保護条例及び上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光） 議第1号 上牧町個人情報保護条例及び上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について。

上牧町個人情報保護条例及び上牧町情報公開条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

- 総務部長（阪本正人） 議第1号 上牧町個人情報保護条例及び上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について説明いたします。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正により、上牧町個人情報保護条例及び上牧町情報公開条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容について説明いたします。

まず、上牧町個人情報保護条例につきましては、今回の改正に伴う主な改正点は2点でございます。1点目につきましては、個人情報の定義の明確化、2点目につきましては、要配慮個人情報、人種、信条、病歴等の定義を新設及び取り扱いを規定しています。

具体的な内容といたしましては、第2条第1号につきましては、個人情報の範囲を生存者に限定する改正でございます。また、個人識別符号が含まれるものと除いたものを、それぞれ定義を設ける改正を行っております。また、個人情報の定義規定中、氏名、生年月日等の特定の個人を識別することができる記述等に対する内容の具体化の改正を行っております。

次に、第2条第2号につきましては、法律改正に伴う人種、思想・信条、社会的身分等に関する情報を類型型に規定され、要配慮個人情報として定義されましたことにより規定する改正でございます。

次に、第14条中第17条の2第1項第1号中、第19条第1項第2項第20条の2につきましては、文言の整理をしたものでございます。

次に、上牧町情報公開条例の一部改正につきましては、上牧町個人情報保護条例の個人情報の定義において、個人を識別することができる記述等について、その内容を明確化するための改正を実施したことに伴い、上牧町情報公開条例第6条第2号中においても同様の改正を行うものでございます。

附則では、この条例の施行日を平成30年10月1日からの施行としております。

以上が今回の条例等の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第13、議第2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について。

上牧町税条例等の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

上牧町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年10月1日から順次施行されることから、上牧町税条例等

につきましても適用日までに改正する必要がありますので、上牧町税条例等の一部を改正するものでございます。

今回、地方税法等の一部改正で施行されました主な改正内容といたしましては、個人住民税、個人所得課税の見直し、法人住民税、大法人の法人住民税に係る電子申告の義務化、町たばこ税の地方たばこ税税率の段階的引き上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し、旧3級品に関する事項等の改正の見直しとなっております。

それでは、法改正に伴い改正いたしました上牧町税条例等の内容について説明いたします。

具体的内容といたしましては、第24条につきましては、基礎控除の引き上げに伴う住民税の均等割部分の非課税範囲の改正及び控除配偶対象者についての文言の改正でございます。障害者、未成年者、寡婦または寡夫の場合、所得金額125万円以下が非課税となっておりますが、今回の改正で135万円以下が非課税となり、それ以外の者は、扶養なしの場合、所得金額が28万円以下が非課税となっておりますが、今回の改正で所得金額が38万円以下が非課税となる旨の改正でございます。控除対象配偶者の語句の改正につきましては平成31年1月1日施行、非課税範囲の改正につきましては平成33年1月1日施行となっております。

第34条の2並びに第34条の6につきましては、所得控除及び調整控除についての改正で、所得金額が2,500万円を超える場合は、基礎控除が消失する旨の改正でございます。この改正につきましては平成33年1月1日施行となっております。

第36条の2につきましては、町民税の申告についての規定で、語句の改正及び規定の追加の改正となっております。

次に、第48条につきましては、法人の町民税の申告納付についての規定で、項の追加改正でございます。内容につきましては、大法人の法人住民税及び法人事業税、県税の確定申告等の提出については、電子情報処理組織eLTAXを使用する方法により提供しなければならない規定でございます。この改正は平成32年4月1日施行となっております。

次に、第92条におきましては、製造たばこの区分を新たに創設する規定となっております。第92条の2は、第92条の新設による条ずれの改正でございます。

次に、第93条の2については、新設の規定となっており、加熱式たばこを製造たばこみなす場合の規定となっております。

次に、第94条については、たばこの課税標準に関する規定で、条ずれ及び語句の改正、項の追加の改正となっております。追加項目の内容につきましては、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とする規定の整備

となっております。

次に、第92条から第98条につきましては、たばこ税の改正となっております、平成30年10月1日施行となっております。たばこ税の改正につきましては、国と地方のたばこ税の配分比率を1:1を維持した上で、地方のたばこ税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げられ、国と地方を合わせて1本当たり1円ずつ、計3円の引き上げとなります。また、加熱式たばこについても、国のたばこ税と同様、課税方式の見直しを実施し、課税方法は重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行していく改正となっております。

次に、附則第17条の2については、租税特別措置法の改正による条ずれの改正で、平成31年1月1日の施行となっております。

次に、第2条の改正につきましては、第94条で改正しました規定で、加熱式たばこについての改正であり、5段階中の2段階目の見直しの規定で、平成31年10月1日施行となっております。

次に、附則第10条の2については、法の削除による条ずれ改正で、平成31年4月1日施行となっております。

次に、第3条の改正につきましては、第94条、加熱式たばこの5段階中3段階目の見直し、第95条、たばこ税の3段階中2段階目の見直し規定で、どちらも平成32年10月1日施行となっております。

次に、第4条の改正につきましては、第94条、加熱式たばこの5段階中4段階目の見直し、第95条、たばこ税の3段階中3段階目の見直しの規定で、どちらも平成33年10月1日施行となっております。

次に、第5条の改正につきましては、第93条の2、第94条、加熱式たばこの5段階中5段階目の見直しで、平成34年10月1日施行となっております。

次に、第6条改正につきましては、平成31年10月からの消費税の税率改正に伴う自動車の種別割の税率表の改正で、本則は改正済みとなっております。

次に、第7条改正につきましては、たばこ税に関する経過措置の規定で、旧3級品の手持ち品課税に係る税率の改正及び日付の改正となっております。

以上が今回の条例等の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、

次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第14、議第3号 上牧町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第3号 上牧町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例について。

上牧町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第3号 上牧町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、上牧町機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の施行に伴い、上牧町保健福祉センター設置条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第7条、使用料中、括弧内に表記しております別表を改正するものでございます。別表中第1項、一般浴室の使用料の項目を削除いたします。

次に、第2項中、区分欄の会議室3及び会議室3に附随いたします使用料300円を削除いたします。

この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上が今回提出いたしました改正内容になります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第15、議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第7条、保育所等との連携、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和。第7条に2項を加えることで、家庭的保育事業所等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、事業の規模等を勘案し、小規模保育事業A型事業所等と同等の能力を有すると町が認めるものをそれぞれ確保することにより、代替保育の提供に係る連携施設を確保することにかえることができると、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和を図りました。

第17条、食事の提供の特例、家庭的保育の居宅保育が行われる家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大。第17条2項第3号の次に1号を追加し、家庭的保育事業所の居宅で保育が行われる家庭的保育事業所について、保育所等から調理業務を受託しており、当該保育事業所等による給食の趣旨を十分認識し、町が適当と認める事業所からの食事の外部搬入を可能として、食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大措置を講じました。

第44条関係につきましては、条例の整備でございます。

第46条関係につきましては、第7条に第2項を新設されることに伴い、項までを特定し引

用するための整備でございます。

附則第2項につきましては、この条例の施行の日が複数回表記されることからの整備でございます。

次に、附則第2項の次に1項を追加し、附則第3項として、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業所については、自園調理により行うため必要な努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置を5年から10年とする猶予期間の延長措置を講じました。また、この条例の公布の日から施行するものとさせていただいております。

以上が今回提出いたしました改正内容になります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

- 議長（辻 誠一） 日程第16、議第5号 上牧町文化財保護条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光） 議第5号 上牧町文化財保護条例の制定について。

上牧町文化財保護条例の制定については、別紙のとおりである。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（塩野哲也） 議第5号 上牧町文化財保護条例の制定についてご説明いたします。

平成27年10月に上牧久渡古墳群が国の史跡名勝天然記念物に指定され、平成29年度末までに7回の古墳の発掘調査を行い、久渡1号墳から久渡8号墳の位置及び形状確認や出土品等の一定の調査が終了しました。

今後は上牧久渡古墳群保存管理活用計画の策定をはじめ、古墳整備の基本計画や基本設計により、上牧久渡古墳群の整備を進めなくてはなりません。今までは上牧町文化財保護に関

する要綱と国の指導により古墳の発掘調査を行ってきましたが、今後は、上牧久渡古墳群の整備を進めるに当たり、史跡上牧久渡古墳群保存管理活用計画策定委員会や上牧町独自の文化財保護審査会などの設置が必要となります。あわせて、今回の上牧久渡古墳群の整備を進めるとともに、町内に残存する文化財についても、調査や保護についての見直しが必要となります。また、上牧町住民の郷土愛や文化の向上のためにも、上牧町文化財保護条例の制定が必要不可欠となります。

条例の内容につきましては、上牧町独自の文化財の指定について、文化財保護審議会の設置について、町指定の文化財の管理についてとなっております。

慎重審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第17、議第6号 奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第6号 奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の一部を変更する規約について。

奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の一部を変更する規約については、別紙のとおりである。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議第6号 奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の一部を変更する規約について説明いたします。

今回、奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の変更につきましては、組合の議員定数及び分担金の区分の規定をそれぞれ見直す必要が生じたため、規約の一部を変更するものでございます。

変更の内容につきましては、まず1点目としまして、現行の組合議会の議員定数の見直し

でございます。現行の組合議会の議員定数といたしましては、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市の4市から各5人、上牧町、王寺町、河合町、広陵町の4町から各2名を選出されておりますが、市と町から選出される組合議会の議員の数に大きな開きがあることから、4市の選出議員のうち、副議長を選出することになっている規定を削ることで、4市の選出議員を各4人とし、組合議会の議員定数を24人に削減するものでございます。

次に、2点目といたしまして、分担金の区分の見直しでございます。現行の分担金の算出方法は、組合運営に係る経費と維持補修に関する経費の総額のうち10分の1を組合市町の数で除する均等割とし、10分の9を組合市町のし尿処理量で除する処理量割とし、その合計で算出しています。しかし、この算定方法のままでは、下水道普及に伴ってし尿の処理量が減少している組合市町におきまして、均等割の比重が高くなり、処理量割の分担割合を上回る事態が生じてきています。そこで、これらの経費を比率で区分し算定するのではなく、これらの経費のうち議会費、人件費等の経費を組合運営に関する経費とし、これを組合市町の数で除して算定する均等割にし、また、し尿処理施設等の維持補修に充てる経費を施設維持管理に関する経費とし、これを組合市町し尿処理量をもとに算定する処理量割にそれぞれ細分化することで、各経費負担の考え方を明確にしようとするものでございます。

なお、この規約の一部変更に当たり、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議を行うこととなります。この協議につきまして、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、本案を提案させていただくものでございます。

以上、よろしくご審議いただき、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第7号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第18、議第7号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第7号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第3回）につ

いて。

平成30年度上牧町一般会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第7号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について説明いたします。

補正予算（第3回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,291万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億5,159万8,000円とするものでございます。

また、第2条地方債の補正では、第2表で臨時財政対策債の限度額を642万6,000円増額しております。今回の補正は、平成30年6月18日の北部を震源とする塀等の倒壊被害を受け、地震時の児童、生徒をはじめとする通行人の安全確保を推進するため、北葛城郡4町が協議を行い、通学路に面するブロック塀等の撤去工事を行う所有者等に対し、足並みをそろえて補助金を交付する施策を実施することとし、そのための要綱を制定させていただき、今回の補正に補助金を計上させていただきました。また、学校における既存の塀の安全対策費用についても計上させていただいております。また、地域少子化対策重点推進交付金の内示額等により調整をさせていただき、各事業の事業内容の調整費や精算金などもこの補正で計上させていただいております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で主なものにつきまして説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、説明書3ページ、款地方交付税、項地方交付税、目地方交付税の普通交付税の増額計上につきましては、基準財政需用額で社会福祉費の公立保育所在籍人員の増、障害福祉サービス利用者の増、保育所等の処遇改善に伴う単費用の増、また高齢者保健福祉における高齢者人口の補正係数の増加に伴い需用額が増加し、一方、基準財政収入額でその他の交付金が減少と見込まれることなどで確定した普通交付税は、結果、増加しましたので、7,740万5,000円を増額計上させていただいております。款国庫支出金、項国庫負担金、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金で、重度の手術を要する児童の医療費として障害児育成医療費負担金105万円を、款県支出金、項県負担金、目民生費負担金で52万5,000円増額計上させていただいております。節児童福祉費負担金8,060万2,000円、教育費負担金

76万円の子どものための教育・保育給付費負担金、4ページに移りまして、款県支出金、項県負担金、目民生費負担金、節児童福祉費負担金、施設型給付費等負担金4,030万1,000円、節養育費、教育総務費負担金の認定こども園施設型給付費負担金38万円については、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付費の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等により、交付要綱等の名称変更による国庫負担金、県負担金から国庫補助金、県補助金に組み替えを行っております。

5ページに移りまして、款県支出金、項県補助金、目民生費県補助金の出会い・結婚応援事業、マリッジサポーター育成、イベント開催に対する地域少子化対策重点推進交付金で、内示額が確定により57万6,000円増額計上させていただいております。目農林商工業費県補助金の地域で育む里山づくり事業補助金で91万1,000円増額計上させていただいております。款寄附金、項寄附金、目総務費寄附金で、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附を2件いただきましたので、20万9,000円増額計上させていただいております。款繰入金、項特別会計繰入金、目後期高齢者医療特別会計繰入金で、過年度繰出金精算金719万6,000円増額計上させていただいております。

6ページに移りまして、款繰越金、項繰越金、目繰越金で、前年度繰越金1億9,271万6,000円増額計上しております。款町債、項町債、目臨時財政対策債で、借入可能額が確定したため642万6,000円増額計上させていただいております。

次に、歳出につきましては、7ページ、款総務費、項総務管理費、目一般管理費で、金融機関紹介費用等として弁護士委託料25万1,000円、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、平成32年4月に施行されます会計年度任用職員制度導入支援業務委託料226万8,000円増額計上しております。目電子計算費では、制度改正に伴う国民年金システムの改修委託料90万円、納税環境整備の一環として、全自治体共通の電子申告システムを利用して企業等が複数自治体へ納税する際に一括で行えるようにするシステム改修の地方税共通納税システム連携対応業務委託料158万4,000円増額計上させていただいております。款民生費、項社会福祉費、目老人福祉費で、後期高齢者医療費負担金で950万2,000円、目障害福祉費障害児育成医療費210万円増額計上させていただいております。款民生費、項児童福祉費、目町立第一保育所費で、障害児の受け入れに伴う臨時保育士の賃金98万円を増額計上させていただいております。

8ページに移りまして、目出会い・結婚・子育て応援事業については、内示額が確定した

ことによりまして、財源を振りかえております。款衛生費、項保健衛生費、目予防費で、予防接種接種料22万6,000円を増額計上させていただいております。目塵芥処理費で、今後、広域での処理となる不燃ごみ等の中継施設新設工事に伴う予備設計委託料287万3,000円増額計上させていただいております。

9ページに移りまして、款農林商工業費、項林業費、目林業振興費の地域で育む里山づくり事業費として91万1,000円増額計上させていただいております。款土木費、項道路橋梁費、目道路橋梁費で、治水利用ため池の貯留浸透事業に係る予備調査業務委託料387万円増額計上させていただいております。項都市計画費、目都市計画総務費で、ブロック塀等撤去工事補助金として100万円増額計上させていただいております。

10ページに移りまして、款土木費、項住宅費、目住宅管理費で、強風により町営第5住宅の屋根瓦が被災したことに伴う屋根改修工事設計業務委託料198万8,000円、また、住宅の明け渡し等があった町営第一住宅除却工事4件分の工事費として949万3,000円増額計上させていただいております。款消防費、項消防費、目災害対策費で、現行の減災の手引き、ハザードマップ等の情報につきましては、情報が古く、在庫数も少なくなってきています。また、国、県等の防災計画も見直しされていることに伴いまして、最新の情報等を住民の皆様へ、安全安心のための発信として、防災手引作成業務委託料486万円を増額計上させていただいております。款教育費、項小学校費、目小学校管理費で、上牧小学校水泳プール外周ブロック塀改修工事費691万2,000円、また、11ページの目中学校管理費で、上牧中学校北門ブロック塀撤去工事費17万3,000円増額計上させていただいております。項社会教育費、目公民館費で、片岡台1町目公民館の空調が故障したことにより、公民館等集会施設補修補助金関連費用を計上しております。款公債費、項公債費、目元金で、学校空調設備に伴う起債借り入れを前倒しすることにより、元金1,391万円を計上させていただきました。また、余剰金を活用しました繰上償還元金3,667万2,000円を増額計上させていただいております。目利子で、利率確定に伴う長期債利子446万4,000円減額計上させていただいております。

12ページに移りまして、款諸支出金、項基金費、目財政調整基金費で1億5,848万6,000円を基金に積み立て、基金残高は10億4,944万4,000円となっております。項特別会計繰出金につきましては、下水道事業特別会計で992万3,000円減額、介護保険特別会計で99万4,000円減額としてそれぞれ計上しております。

以上、補正予算の概要を説明させていただきました。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 8 号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第19、議第 8 号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第 8 号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について。

平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）については、別紙のとおりである。

平成30年 9 月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第 8 号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億6,316万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,755万8,000円とするものでございます。

それでは、内容について説明いたします。

説明書 3 ページ、歳入につきまして、款 7 繰越金、項 1 繰越金で 1 億6,003万7,000円を計上いたしました。これは平成29年度決算収支による繰越金でございます。

次に、款 8 諸収入、項 2 雑入、療養給付費交付金の過年度精算によります増額分312万4,000円計上いたします。

次に、歳出となります。4 ページ、歳出につきまして、款 5 保健事業費、項 1 保健事業費で68万1,000円を計上いたします。これにつきましては、胃がん検査、ピロリ菌抗体検査に胃炎の有無を調べる検査を組み合わせた胃がんABC検査、胃がんリスク分類に検査項目を追加いたしました委託料でございます。胃がんになるリスク評価を行い、リスクの高い人に精密検査を実施することで、効果的ながんの早期発見につなげてまいりたいと思っております。

次に、款6諸支出金、目5償還金で、国庫負担金の前年度精算金2,101万3,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出5ページ、款6諸支出金、項2基金費で1億4,146万7,000円を計上いたしました。これにつきましては、財政調整基金の方の積み立てでございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第9号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第20、議第9号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第9号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について。

平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第9号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,786万円とするものでございます。

それでは、内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入につきまして、款5繰越金、項1繰越金で719万6,000円を計上いたしました。これは平成29年度決算収支により繰越金でございます。

次に、歳出となります。4ページ、歳出につきましては、款4諸支出金、項1繰出金で719万6,000円を計上いたしました。これにつきましては、前年度繰入金の精算に伴います一般会

計への繰出金として戻し入れするものでございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第10号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第21、議第10号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第10号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について。

平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第10号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について説明いたします。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,032万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,716万7,000円とするものでございます。第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ753万1,000円とするものでございます。

保険事業勘定の内容についてご説明させていただきます。

説明書3ページ、歳入につきまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費で284万3,000円を、款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金で220万2,000円、目2地域支援事業支払交付金で408万3,000円を、4ページ、款5県支出金、目1介護給付費で251万7,000円を過年度分精算によりそれぞれ計上しております。

次に、3ページ、款3国庫支出金、項2国庫補助金で、介護保険の制度改正に伴うシステム改良事業費補助金126万9,000円を計上いたしました。

続きまして4ページ、款7繰入金、目1一般会計繰入金で99万4,000円の減額をいたしております。これにつきましては、先ほど歳出において計上いたしました国庫補助金で、介護保険システム改進黨業費補助金126万9,000円、歳出の5ページ、款1総務費、目1一般管理費で計上いたしました歳出を精算した額を減額計上いたしております。

次に、款8繰越金、項1繰越金で5,840万8,000円を計上いたしました。これにつきましては、平成29年度決算収支により繰越金でございます。

続きまして、歳出の5ページ、款1総務費、目1一般管理費で、認定調査員賃金等の事務費に係る経費及び電子計算費の増減分で26万9,000円を計上いたしております。

次に、款4基金積立金で6,874万6,000円を計上しております。これにつきましては、介護給付準備金へ積み立てるものでございます。

続きまして、款5諸支出金131万3,000円を計上いたしております。平成29年度の地域支援事業補助金精算により、国・県へのそれぞれ償還するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明させていただきます。説明書8ページ、款4繰越金で15万5,000円を計上いたしました。これにつきましては、平成29年度の決算収支により繰越金で、9ページ歳出の款2基金積立金、介護予防サービス事業費準備基金への積み立てるものでございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第11号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第22、議第11号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第11号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について。

平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議第11号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

歳入歳出予算額総額136万3,000円を追加し、歳入歳出総額365万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入予算では、平成29年度黒字決算額を繰越金及び諸収入として計上し、また、歳出予算におきましては基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みますが、時間も参りましたので、ここで休憩とし、再開は1時より。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◎議第12号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 次に、日程第23、議第12号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第12号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について。

平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第12号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ400万円減額し、歳入歳出のそれぞれの予算総額を7億5,610万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書3ページ、歳入の款繰入金、項他会計繰入金、目一般会計繰入金の一般会計繰入金から992万3,000円を減額し、次に、款繰越金、項繰越金、目繰越金の前年度繰越金につきましては、平成28年度決算収支額592万3,000円を増額計上しております。

次に、補正予算説明書4ページ、歳出におきましては、款公債費、項公債費、目利子の長期債利子400万円を減額しております。このことにつきましては、平成29年度地方債の借入利率の確定に伴う減額でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第24、議第13号 教育委員会委員の任命について、これを議題いたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第13号 教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員の任期満了に伴い下記の者を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町 渡辺文彦。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（西山義憲） 議第13号 教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

現教育委員会委員の渡辺文彦氏が今回、任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたく、ご提案するものでございます。

渡辺文彦氏の経歴につきましては、お手元に配付の略歴のとおりでございます。

ご同意賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。



◎議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第25、議第14号 教育委員会委員の任命について、これを議題いたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第14号 教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員の任期満了に伴い下記の者を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町 東谷静一。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（西山義憲） 議第14号 教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

現教育委員会委員の東谷静一氏が今回、任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたく、ご提案するものでございます。

東谷静一氏の経歴につきましては、お手元に配付の略歴のとおりでございます。

ご同意賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案とおり同意することに決定いたしました。



◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第26、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年9月10日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町 高橋道代。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（西山義憲） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

今回、人権擁護委員として高橋道代氏を推薦いたしたくご提案するものでございます。高橋道代氏は長く教諭をされておられ、見識も高く、人権擁護委員として適任であると考えます。

なお、高橋道代氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりでございます。

ご同意賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり適任者とすることに決定いたしました。



◎意見書案第1号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第27、意見書案第1号 2025年国際博覧会の誘致に関する意見書（案）

について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 意見書案第1号。

2018年9月10日 上牧町議会議長 辻誠一殿。

提出者 上牧町議会議員 堀内英樹。

賛成者 上牧町議会議員 牧浦秀俊、上牧町議会議員、吉中隆昭、上牧町議会議員、長岡照美、上牧町議会議員、富木つや子、上牧町議会議員、康村昌史。

2025年国際博覧会の誘致に関する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

1番、堀内議員。

○1番（堀内英樹） 1番、堀内英樹です。

それでは、意見書でございますが、2025年国際博覧会の誘致に関する意見書（案）を朗読をもって弁明させていただきます。

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光へのイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、奈良県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。

よって、本議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、下記のことを強く要望する。

記。

1、関係機関におかれては、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、さらなる取り組みを推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2018年9月10日。奈良県上牧町議会。

この意見書案でございますが、奈良県町村議長会より協力の依頼がございました。また、提出先として考えておりますのは、まず1番目として、2025年日本万国博覧会誘致委員会会

長、榊原定征、2、経済産業大臣、3、外務大臣、4としまして関西広域連合会長、井戸敏三、以上であります。

各議員におかれましては、慎重審議の上、採択いただきたく、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（辻 誠一） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎意見書案第2号の上程、説明

○議長（辻 誠一） 日程第28、意見書案第2号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書（案）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 意見書案第2号。

2018年9月10日 上牧町議会議長 辻誠一殿。

提出者 上牧町議会議員 富木つや子。

賛成者 上牧町議会議員 長岡照美。

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書（案）。

上記議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

7番、富木議員。

○7番（富木つや子） 7番、富木つや子です。

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書（案）、案文の朗読をもって内容の説明とさせていただきます。

本年6月18日午前7時58分に大阪北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む5名が亡くなり、400名以上が負傷しました。特に学校関係では158人に及ぶ児童、生徒が重軽傷を負い、1,200を超える学校で校舎等の天井、ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けた。中でも学校施設のブロック塀が倒壊して下敷きになって児童が死亡したことは、大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならない。現在全国で学校施設の耐震化は進められているが、通学路のブロック塀は盲点になっている可能性があり、同様の惨事が起

こらないように早急な対策を行うべきである。

文部科学省は6月19日に学校施設における塀の緊急点検を要請し、学校施設の点検、安全性確保はもとより、児童、生徒が利用する通学路についても速やかに点検した上で安全性確保に向けて改善が必要である。ついては、国が引き続き通学路のブロック塀等の緊急総点検と安全対策を行うことが重要であり、下記の事項について、積極的な対応を求めるものである。

記。

1、被災した地域においては2次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検、調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については通学路の変更や立入禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。

2、全国の通学路も緊急総点検調査を実施し、工事が必要な場合は民間事業者とも連携しつつ速やかに実施し、地方自治体に対する技術的・財政的支援を行うこと。その際、一般家庭の塀であっても、倒壊の可能性があるなどの場合に支援できる制度を検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金の効果促進事業の積極的な活用を図ること。

3、学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕など小規模工事に対する補助制度や法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。その際、400万円と定められている文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象事業の下限額について、広域での申請を求めるなど、弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

奈良県上牧町議会、平成30年9月10日。

近年、自然災害が相次いで起こっておりまして、その中で、本町でも既に先日の地震の通学路の安全対策等、ブロック塀の安全対策を対応されております。今後も災害における危険箇所の安全確保を早急に進めていくためにも、国と政府に対して積極的な支援措置を求める内容の意見書でございます。

各議員におかれましては、大切な子どもの命を守る点からも、ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（辻 誠一） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎決算特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（辻 誠一） 日程第29、決算特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

平成29年度決算案件については、委員会条例第5条第1項の規定により、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、決算案件については、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法であればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議ないようですので、私の方で選任させていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時19分

○議長（辻 誠一） それでは再開いたします。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第7条第1項の規定により、2番、竹之内議員、4番、牧浦議員、6番、長岡議員、8番、服部議員、9番、石丸議員、10番、康村議員、以上6名の方を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名の方を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

決算特別委員会におかれましては、委員長、副委員長を互選の上、報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時26分

○議長(辻 誠一) それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◎決算特別委員会正副委員長の互選結果について

○議長(辻 誠一) 決算特別委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、ご報告申し上げます。

決算特別委員会の委員長に9番、石丸議員、副委員長に6番、長岡議員であります。よろしく願いいたします。

————— ◇ —————

◎諸般の報告

○議長(辻 誠一) 続いて、報告いたします。

既にお手元の方に配付されていると思いますが、平成29年度の決算成果に関する報告書及び健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書が町長から提出されましたので、ご報告申し上げます。

◇

◎認第 1 号から認第 7 号、議第 1 号から議第 1 2 号、意見書案第 1 号、第 2 号の
委員会付託

○議長（辻 誠一） 以上で、本定例会に提出されました議案の説明は終わりました。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第 1 号から認第 7 号、議第 1 号から議第 12 号、意見書案第 1 号、第 2 号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また一般質問については理事者側の答弁を含め、1 人 1 時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については 1 人 1 時間以内とすることに決定いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 1 時 2 8 分

平成30年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成30年9月11日（火）午前9時開議

第 1 議第 5号 上牧町文化財保護条例の制定についての議案の撤回について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	教育部長	塩野哲也
社会教育課長	森本朋人		

職務のため議場に参加した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	高木寛行		

開議 午後 1時08分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） こんにちは。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議会運営委員会の報告

○議長（辻 誠一） 先ほど開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉中議会運営委員長。

（議会運営委員長 吉中隆昭 登壇）

○議会運営委員長（吉中隆昭） 先ほど行いました議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日9月11日開催の文教厚生委員会中に理事者側から、議第5号 上牧町文化財保護条例の制定について撤回の申し出がございました。それにより、本日午後1時から全委員出席により議会運営委員会を開催し、議第5号 上牧町文化財保護条例の制定についての撤回について慎重に審議した結果、全委員異議なく撤回することとなりました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。



◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 報告が終わりましたので、これより議事を進めてまいります。



◎議第5号の撤回の説明、質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第1、議第5号 上牧町文化財保護条例の制定についての議案の撤回の件について、これを議題といたします。

町長から上牧町文化財保護条例の制定について議案の撤回の申し出がありました。撤回の理由を求めます。

教育部長。

○教育部長（塩野 哲也） 平成30年9月10日に提出いたしました議第5号 上牧町文化財保護条例について、内容の精査が必要ですので撤回いたしたく、よろしくお願ひいたします。

○議長（辻 誠一） お諮りいたします。ただ今議題となっております上牧町文化財保護条例の制定についての議案の撤回を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、上牧町文化財保護条例の制定について、議案の撤回の件を許可することに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時10分

平成30年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成30年9月20日（木）午前9時開議

第 1 一般質問について

3番 遠山 健太郎

1番 堀内 英樹

4番 牧浦 秀俊

5番 吉中 隆昭

8番 服部 公英

9番 石丸 典子

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	濱田寛	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司
まちづくり創生課長	松井直彦	生活環境課長	吉川昭仁
こども支援課長	寺口万佐代	上下水道課長	落合和彦
教育総務課長	丸橋秀行	政策調整課長補佐	俵本大輔

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	高木寛行		

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（辻 誠一） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。



◇遠山 健太郎

○議長（辻 誠一） それでは、3番、遠山議員の発言を許します。

遠山議員。

（3番 遠山健太郎 登壇）

○3番（遠山健太郎） 皆さん、おはようございます。3番、遠山健太郎です。議長の許可をいただきましたので、通告書の記載に従い一般質問させていただきます。

質問の前に、少しお話させてもらいたいと思います。9月10日から始まった9月議会もあと数日です。私は2日目の文教厚生委員会以降、総務建設委員会、2日間にわたった決算特

別委員会は委員外議員として傍聴席でいろいろな質疑を聞かせていただきました。今、たくさんさんのメモをもとにいろんなことをテープ起こしをしているところなんですけれども、個人的なお話で恐縮なんですけど、しゃべりたくてしょうがなく、きょうはトップバッター1番ということで、1時間しっかり、たくさんおしゃべりをしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私自身、今回、一般質問なんですけれども、全部で14回目になりました。3年前に当選させてもらったときに、4回の定例会があつて、任期が4年なので16回あるということで、もう早くも14回になりました。13回の一般質問を思い返してみるに、やはり9月は防災月間、9月1日は防災の日ということもあつて、防災の話がたくさんさせていただいたと記憶をしています。今回の議会でも、ことしの夏、多くの自然災害がありましたので、多くの議員の方々から防災に関する質疑が重複していると思います。私、通告書が先頭なので、重複しないようにするのは少し難しいかもしれませんが、いろいろな観点を変えながら、通告書からの内容から少し斜め的な発想から、いろいろな質問をさせていただきたいと思いますので、そういう趣旨もあるということで、ご理解いただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。私の質問は大きく2つです。

まず1つ目、防災について。

(1) 6月の大阪府北部地震、そして7月の西日本豪雨災害、また8月の相次ぐ台風、そしてこちらに記載はありませんが、私が通告したのが9月3日です。翌日の9月4日に関西地方を襲った台風21号、さまざまな災害に伴い、各地で多くの被害がありました。上牧町でも避難準備情報が出されるなど、町としてさまざまな対応をされました。結果的に町内では、大きな被害がなかったと報告を受けていますと書いてありますが、9月4日の台風21号では、上牧町では大きな被害があった報告を受けています。その中で6月の地震、7月の豪雨時、また、ここにはありませんが、できたら9月4日の台風21号のときもあわせて、多岐な点について伺ってきたいと思います。

- ①、初動対応や被害の実態、対応により見えてきた課題について。
- ②、避難行動要支援者の対応について。
- ③、町内の幼稚園、学校の対応について。

(2) 学校での防災に関する取り組みについて伺います。

- ①、現在実施している防災教育の内容について。
- ②、現在実施している防災訓練の内容について。

③、生徒、児童が在校時に災害が起こった場合の対応について。

大きな2つ目、子どもたちを守る。

(1) 守るその1、防犯。

①、第5次総合計画に掲げる子どもを守るまちづくりの推進について、町として具体的にどのような施策を考えているのか伺います。

②、昨年、平成29年度の6月議会にて、上牧小学校の防犯上の危険性について指摘しました。その後、検討した内容があれば聞かせてください。

(2) 守るその2、暑さ。

①、町内の小・中学校5校全てにエアコンの設置が完了しました。その運用方針や今後の学校環境への影響に対する町の方針について伺います。

②、その他暑さ対策について学校で実施していること、検討していることがあれば説明をお願いします。

(3) 守るその3、通学路。

大阪府北部地震での被害を受けて、上牧町でも通学路にあるブロック塀の点検が実施され、今回、修繕の予算も計上されました。現状での危険箇所、安全対策について伺います。

以上が一般質問内容です。再質問は質問者席から行わせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） それでは、まず、①から順次答弁の方、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1つ目のご質問でございます。初動対応や被害の実態、対応により見えてきた課題についてでございます。

まず最初に、30年6月18日の午前7時58分に発生いたしました大阪府北部地震につきましての説明と、初動対応につきまして説明させていただきます。この部分につきましては、地震発生後、すぐに防災行政無線のJアラートが作動し、町民の方に伝達させていただきました。勤務日でもございましたので、8時に災害の予備配備体制をとらせていただき、その時点では10名の予備廃部をとらせていただきました。8時30分に災害対策本部を設置させていただき、11名で本部会議を行っております。それと9時5分に防災行政無線を使用させていただきまして、住民の皆様には被害が発生した場合につきましては、役場に連絡していただくよう、お知らせをさせていただいたところでございます。

7月6日の豪雨につきましては、金曜日で夜中でもございましたので、2時36分に大雨警報が発令され、3時に情報連絡体制をとらせていただき、3時45分に職員による町内巡視をさせていただき、その時点では異常がございませんでした。このときの災害予備配備体制につきましては11名でございます。その後、6時25分に災害警戒本部体制の第一配備をとらせていただきました。このときの職員は、参集職員30名でございます。それで、8時に災害対策本部をとり行わせていただきまして、避難準備・高齢者等避難開始情報を発令させていただいた内容となっております。

台風21号の初動対応につきましては、9月3日であり、職員につきましては勤務時間中もございました。台風21号の状況については、気象庁からの情報によりますと、4日の夜中といたしますか、明け方の3時から6時の間に大雨や暴風警報が発令される予定でありましたので、3日の4時30分に災害対策本部を先に開催させていただき、その中で台風が接近し、先ほど言いました明け方の3時から6時に警報が発令されるおそれがあるため、前もって先に、9時に自主避難として2000年会館を開設の方をさせていただきました。この開設をとり行う前に、住民にどのような形で周知するのかという部分もございましたので、防災行政無線、それと安心メール、エリアメールでお知らせさせていただき、警報が発令された場合は、第一配備をとると。必要があれば避難勧告を発令するという考えのもとで、対策本部会議を開催しております。この時点で予備配備、情報連絡体制をとりまして、総務課の方で10名、まちづくりの方で3名、それと水道部の方で2名、及び避難所の開設を準備したことによりまして、福祉部の方で6名、合計21名の体制で対応させていただきました。その後、9月4日の5時39分に暴風警報と大雨警報、それと雷注意報が発令されております。それと、5時50分に災害警戒本部体制、第一配備を敷き、第一配備の参集職員につきましては7時10分に参集が完了し、この時点での職員体制が37名となっております。

以上が初動対応につきましてはの報告でございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 主に3つの、6月18日、7月6日、9月4日の初動体制について詳しく説明をしていただきました。全てにおいて、分刻みできちんとした対応されていたと思います。この3つだけを見ましても、自然災害の特異性がよくわかった事例がこの3つだったと。

まず1つ目は地震なので、準備はしていないのです。急に起こるんです。急に起こったときに、どういう形で急いで配備ができるかということで、7時58分にアラームを鳴らし、8

時に配備し、30分には本部体制を確立する形。7月6日の場合は、今度は夜中です。夜中の対応をどうするかということもきちんと整備をされていた。そして、9月4日の台風が、後でできれば話したいと思うのですが、明け方は大丈夫だったのですけれども、どう見てもこれから危なくなるという、予期できた事例ですよ。そのときにどういった体制をとるかで、大きく災害は、あまり分けすべきではないかもわからないのですけれども、3つの具体的な事例という意味では、大変、今後の検証ができたと思います。そういう中で詳しく説明もしていただきまして、きちんと整備をしていただいたことは大変評価したいというふうに思うのですけれども、その中で、次に行きたいのですが、対応により見えてきた課題ということで、私、ここでちょっとピンポイントにお話を伺いたいと思うのですけれども、緊急時にいろいろ措置した内容、災害復旧という言い方が正しいかわからないのですけれども、内容、工事とかをもし緊急にされた事案があったら、教えていただけないでしょうか。時間的なもので3つ言っていたら大変だと思うので、準備はしていただいていると思うのですけれども、近々の9月4日に絞ってみましょうか。そこで例えば台風が来ました、いろいろな被害が出ていたと思うのですけれども、緊急対応でされた作業内容、もしわかれば何点か教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 台風21号の関係でご報告させていただきます。このときにつきましては、特に風がひどかったため、道路を塞ぐほどの木々の倒木、それと公共施設、公営住宅、学校施設の屋根の破損など、さまざまな被害が発生しております。これらの被害に対応すべく、修繕等を行う必要があるのですが、現在、町の方の予算は、経常的な部分だけの最低限しか予算計上はしておりません。また、財政調整基金につきましても、災害に対応する意味合いもありますが、予算計上なしには活用することもできません。本来ならば、財政調整基金を取り崩しをし、それぞれの事業に予算計上できればよいのですが、災害時の修繕内容によっては早急に対応する必要があります。それで、災害時の予備費の考え方といたしましては、補正予算まで対応し切れない緊急的な事案の対応に使用するものであるという認識でございます。補正予算が可能である場合には、補正予算で対応していくと。これらのことから、今回の台風による被害があった場合に迅速に対応していくには、やはり予備費の活用が必要になってくると考えております。また、早急に対応しなければならない部分を予備費、それ以外については、補正予算の専決または議員の皆様方をお願いしまして、臨時議会等を開催させていただくことになるというふうにも考えております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 個々の事案というよりも予算の考え方を今言っていたのが、私が今言おうと思っていたことの導入部分をすごいしていただいたようで、ありがとうございます。

ここで、例えば話をしてみようと思っているのですが、災害が起きたときの復旧の予算の考え方を、これから話をしていきたいと思うんですけど、イメージで、学校に桜の木が2本ありました。災害が起きて、1本が完全に倒れて道を塞ぎました。もう1本については、倒れていないけれども倒れかかりそうで、今にも折れそうだと2本の木がありましたということで、災害に対する復旧というのは、僕は大きく3つあると思うんです。言葉が難しいんですけど、1個は緊急復旧です。この事例でいうと、まず道を通さなければいけないから、桜の木をどかすという作業です。もう1つは、二次災害の防止です。これは、二本目の木をどうにかしなければいけない、修復するなり、支えをつくるなり、そういう作業が必要です。次は復興という言い方をして、切ってしまった木がなくなってしまうので、やっぱり学校としてはシンボルツリーということで、桜の木をもう一回植樹したい、この3つが多分施行内容であると思うんですけど、それぞれをどういう形で予算をしていくのか、しっかり決めていかなければいけないと思うんです。例えば、今、まさに部長が言われましたけれども、緊急復旧については予備費を充用していくのか。支出の方としての予備費の充用という考え方があると思いますけれども、あとは部長が言われました専決処分をするかもしれないし、あと、もう1つは補正予算を組む、これがおそらく、私のイメージですが、緊急復旧だったら予備費を充用していく、二次災害の防止については専決処分していく、復興について補正予算を組んでいく、そんなイメージがあるんですけど、先ほど部長が答弁していただいた中で、ものによって違うのですが、大体のイメージは、議会は予算を承認する機関なので、こういう事案はおそらくこういう形で予算の審議が来るのではないかなと腹づもりをしていかなければいけないと思うので、そのあたり、もしある程度のルール、決まっているとしたら教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、遠山議員がおっしゃっていただいた考え方をもとに進めていこうと考えておるところでございます。今言っていただきましたように、木の伐採をして、道路が塞がっていて通行に支障を来すと、やはりこの部分につきましては、早急に対応していかなければならないという部分がございます。その部分につきましては、予備費で対応をし

ていきたいという考えを持っております。

それと、また2点目の木が折れかかっている二次災害になる可能性がある。この部分につきましては、専決処分なり、そういうふうな形での対応になるというふうに考えております。

それと最後、復興の部分につきましてはでございますが、この部分につきましては、補正予算なり、また臨時議会をお願いする部分もございます。先ほど言っていたいただきましたように、それぞれ、大小いろいろなケース・バイ・ケースがございますので、その都度、柔軟といいますか、その部分につきましては考えていきたいと考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） よくわかりました。議会としてもそういう腹づもりをした中で、災害が起きたら、まずそういう形で予算計上されていくということは認識していかなければいけないと思うのですが、その中で、先ほど3つの事例が少しわかりやすかったので、支出科目なんですけれども、勘定科目の中には災害復旧費があります。そして学校の場合、教育費があります。先ほどの事例で、私の中では倒れかかったものがあると。それをどかさなければいけない、予備費の充用だけれども、どちらかというそれは災害復旧ではないかなと。最後の部分、木をもう一回植える、ここは教育費に計上されるかなと。そのあたりの境といいますか、そのあたりの考え方ってありますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 最後のご質問でございます。この部分につきましては、補正予算に計上させていただくという部分もございますので、その際には、各事業別予算項目に計上予定をしていこうという考えは持っております。しかし今回、こういう部分が初めてと言ったら変なのですが、まれに見るケースだったので、いろんな情報収集をしながら、どういうふうな形が一番いいのかという部分も含めながら、考えていきたいというふうには思っております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひ考えていただきたいと思います。そして、災害復旧費の話なんですけれども、先ほど部長、基金のお話をされました。財政調整基金です。これは今中町長もよく答弁されていますけれども、災害に備えてできる限りのときに積み立てておきたいという話がありました。基金を災害に充てていくんですけれども、勘定科目上、どういう形で移動していくのかなと。私のイメージでは、基金を取り崩して災害復旧費に入れて、そこで、

予算化をしていくというイメージですけれども、そうではないという形も、多分、基金を1回予備費に入れて、そこから充用する、いろいろな考え方があるんですけれども、その基金をどういった形で予算上取り崩していくのかというイメージは、もしあれば教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 基金につきましては、災害に充てるという内容の部分もございます。基金の部分につきましては、いろんな考え方がございますが、災害復旧だけじゃなしに、極端に言いましたら歳入歳出のバランスをとるためにも1つの方法でございます。それと、また公債費の繰上償還等々に充てる部分等もございますので、そういう部分も含めながら考えていっておるわけでございますが、今、ご質問の災害復旧費に充てる基金ではございますが、基金を取り崩して災害復旧費に充てておられる自治体等もございます。また、基金を取り崩して事業別の方に振り分けておられる市町村等もございます。その辺が今、どういうふうな形が一番いいのかという部分もございますので、その部分はもう少し研究をさせていただき、一番いい方法で今後、進めていきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひ研究していただきたいと思います。災害が起きないことに越したことはないですけれども、そのあたりの方法を決めていただいて議会にもお示ししていただいたら、議会の審議もスムーズに進むのではないかとということで、お願いしたいと思います。

では次、がらっと雰囲気は変わりますけど、②に行きます。避難行動要支援者の対応についてですけれども、時間的な関係上、もしわかれば名簿の現状、人数、特に絞って、いっぱい準備していただいていると思うのですけれども、9月4日の話をすると、金富地区に避難準備情報が出たと思います。そこでの避難行動要支援者の人数であるとかも少し踏まえて教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、要配慮者名簿につきましてはの報告でございます。今現在は手上げ方式となっておりますので、167名の人数となっております。それと、9月4日の金富・梅ヶ丘地区の避難者につきましては0人、おられませんでした。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ②につきましては、後の富木議員や竹之内議員からも通告があるので、私はちょっと内容を絞ってお話をしたいと思うのですけれども、広島の実験のときでしたか、

テレビで民生委員の方がインタビューを受けているのがありまして、私は避難者名簿を持っていましたと。持っていたんだけど、私が担当する要配慮者が川の向こうにいて、橋が流れてしまったので手伝いに行けませんでしたと、結局その方、亡くなっているんです。もう私は忘れられません、何で私が助けてあげられなかったのか、かなりの自責の念にかられたというインタビューを聞いたときに、はっと思ったんです。上牧にも特に今言われました、金富・梅ヶ丘で避難準備情報が出ました。その中にはもしかしたら今回、21時の避難所開設のときに、結果、ゼロだったみたいですが、そこに行きたかったけども行けなかった方がもしかしたらいたんじゃないかなと。その方をどうしたらいいのかということで、これから議論をしていかなければいけないと思うんですけれども、そんな中で、上牧町には「要配慮者支援に関する手引き」があります。7ページなんですけれども、要配慮者を助ける、助けるという言い方は正しいかわからない、共助という考え方の中で、配慮者を支援する2つの関係者の方が類型されています。1人が避難支援と関係者、これを見ますと、自主防災組織や民生・児童委員の方と書いてあります。もう1つ、地域支援者、これは避難等の際に支援する近隣住民という言い方があります。この2つの方の関係とか役割を説明していただいてもいいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その前にまず1点、先ほど言っていました金富地区、避難しなくても避難できなかったというふうな部分でございますが、避難行動要支援者の対応につきましては、台風20号と台風21号がこの前あったわけでございますが、その際、避難準備高齢者等の避難開始等を発令させていただいたときは、自治会長に対し、連絡をさせていただきました。特に避難行動要支援者を登録していただいている方から自治会長の方へ協力依頼があった際には、避難に支援が必要かを確認していただき、町としても避難する際の移動など、協力できるような体制をとっておりました。特に最近では、町の方でも、移動手段をお持ちでない高齢者の方に配慮し、避難をする際には公用車で送迎をするなど、安全に避難をしていただけるような体制をとっている状況でございます。

7ページの避難支援等関係者と地域支援者につきましては、先ほど議員からも言っていましたように、避難支援等の関係者につきましては、自主防災組織、町内会、自治会です、それと民生・児童委員となっております。それと、2つ目の地域支援者につきましては、実際に1番につきましては、組織の中に防災担当という部門も設けられているところがございます。その部分につきましては機能していると考えてはおるのですが、自主防災組織や民

生・児童委員以外でと言われましたら、その地域支援者としての役割はできていないと考えております。

また、2つ目の地域支援者につきましては、マンパワー等の支援をする力が不可欠であることから、例えば消防団、警察、それと社会福祉協議会、または防災士等があるというふうには考えております。さらには、その地域の包括支援センターや福祉関係の相談機関等が日常から避難行動要支援者とかかわる人の活動実態も把握をし、地域の特性を踏まえて、地域における避難者支援関係をその部分で決定していく必要があると、今考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 先ほどの金富・梅ヶ丘地区での避難者がゼロに対しては、きっちり対応した上でのゼロだったということで、今、ご答弁いただきましたので、修正じゃないですけども、よく理解できました。そうであれば、全く問題ないと思うんですけども、広島県の民生委員の方の話じゃないですけども、例えば、今回の自治会長さんがもしかしたら負担になっていたらいけないし、今回は大したことがなかった、大したことはないことはないんですけども、それをすることで自治会長が逃げおくれるとか、そういうことが実際、広島ではあったわけで、その辺も踏まえて、地域支援者とかかわり、地域支援者というのは、私のイメージでは自主防災組織の下にいる近所の仲間内の隣のおじちゃんおばちゃん、そういうイメージだと思うので、その方たちをもっと活用できるような構築ができたらいいかないと思います。あとは、こちらについては、ほかの議員の方からも通告があるので、私は次に行きたいと思います。

続きまして、町内の幼稚園、学校の対応についてなんですけれども、ここはもしできればピンポイントに、学校等で警報が発令したときの対応が取り扱いが決まっていると思うので、ですけども、その内容について簡単にご説明をお願いしますでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） お答えいたします。

今、質問で、地震の方は今は。

○3番（遠山健太郎） 結構です。

○教育部長（塩野哲也） そしたら、7月6日、午前2時36分の大雨による大雨警報の発令ということで、説明させていただきます。このとき、基本的には学校では、午前7時の段階で警報が出ていた場合は自宅待機となります。そして、午前8時30分までに警報が解除された

場合は、速やかに通学してくださいと。午前8時30分から午前11時までの間に警報が解除された場合は、昼食を家でとって1時までに登校してくださいと。最終11時を過ぎても警報が解除されなかった場合は、その日は休校となりますということで、4月の段階で各保護者の方には連絡させていただき、今回の台風では、11時を過ぎた時点で解除されなかったので休校となりました。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） きっちりルール決めがされてまして、それを4月に保護者の方に通達しているということで理解できたんですけど、今回、ピンポイントに伺いたいのが、今回の21号、先ほど話をしましたけれども、例えば朝の段階で警報が出ていないんですけども、昼から警報が出ることが明らかな場合、今の取り扱いですと、警報が出ていなかったら子どもたち、学校に来てしまうのではないかと、そのあたりはどういう対応をされていますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず2つの質問、従来の考えでありますと、朝の段階で警報が出ていない場合は登校していただき、学校で授業中なりに警報が出た場合は、警報はある程度前もって出るものなので、そこから一番安全な、雰囲気を見て、子どもを下校させるというのがルールになっております。ただ、この前の9月4日の台風につきましては、前日の9月3日の朝の3時から6時に警報が出るだろうという情報もありましたし、こちらの方も対策本部もありましたので、その部分については、前の日から校園長会を2回ほど開きまして、協議の結果、その日については夕方5時に休校と連絡させていただきました。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今回はそうですね。警報は出ていなかったんですけども、休校に決めたこと、これ、大変評価をしたいと思っているのです。というのは、これ、総務建設委員会で議長が聞いたときに、南上牧でしたか、塀が倒れているところがいけないから、ヘルメットをかぶって通った方がいいんじゃないかという話があったんですけども、それはそれでいいんですけど、僕自身はその状況で子どもをそこ通らせたらかんと思うんです。だから、警報が出ているときに子どもを帰してはいけないという概念があるわけです。先ほど、安全なときを見てと言いましたけど、警報が出てしばらくの間かもしれないけど、例えば、上牧小学校だったら松里園の方で30分、40分かかるんです。その間にため池の横を通ったりもします。大きい木の下を通ったりもします。抵抗があるので、警報が出ることが明らかでしたら、今回のように事前に休むこともある、休校にするということ、今回それをしてい

ただいたので、私今、話をしているんですけれども、警報が出なかったら登校させると、先ほどちらっと部長が言われましたけれども、そこは柔軟に対応していただきたい、この辺だけお願いしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 柔軟には対応していきます。ただ、警報は前もって出る部分もありますので、それと読めない部分もかなりありますので、その辺はいろいろ対応を考えていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひお願いします。今回、Jアラートとか上牧、事前にたくさん出たということで、ほかの近隣市町村から、早すぎるという意見も少しありましたけれども、上牧ってとても対応するよねと言われたので、ぜひ学校の方も、僕は早め早めでいいと思っています。早めに対応していただいて、警報が出るのが明らか、雨が降ることが明らかだったら、結果的に曇っていても、それは保護者の人が何か言うかもわからないですけど、していただきたいと思います。

この件は以上です。ありがとうございました。

では、続きまして（2）に行きます。学校での防災に関する取り組みについてということで、できたら①と②、防災教育と防災訓練の現在実施している現状について、簡単に教えていただけますでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、防災教育について説明いたします。防災教育は小学校では防災訓練の前の期間に避難経路と避難方法の指導確認を行っております。また、そのときに避難するには、押さない、走らない、しゃべらない、戻らないなどの基本行動も説明しております。また、地震や災害のもたらす被害についても認識していただくように、その授業もしております。あわせて、その授業以外には、防災給食という形で、避難所での給食のイメージとか、その手伝いとかという形も含めた、共助の部分も含めた教育も必要になっているところであります。防災教育はそういう形で、各年3回行われる避難訓練前には必ずやらせていただいております。

それと、今度は防災訓練になります。防災訓練につきましては、小学校では火災を想定した防災避難訓練が、1学期と2学期に2回行われます。地震を想定した避難訓練は1回行っております。これにつきましては、阪神大震災の日の1月17日を基本に、その部分を教育と

して入れているので、やらせていただいています。内容につきましては、小学校では非常ベルが鳴った後、放送が入ります。放送が入った後、担任の指示に従い、避難経路に従ってグラウンドに避難するという形で、その際、鼻や口にハンカチを当てるなど、煙や防塵対策も一緒に行っております。

以上のような形で行っています。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、小学校の説明をしていただきまして、中学校は時間的に割愛しましょうか。できれば私は防災教育は別立てでしてもらいたいと思うんです。なんか防災訓練と一緒にしている気がするので、できれば防災教育も、事前のもありますけど、今、いろいろな事例がありますよね。広島であったり、大阪であったり、それがどうだったのか、それにとってあなたたちはどう思ったのか。そういう形の防災教育も大変大事と思うので、そこだけは申し添えておきたいと思います。

防災訓練なのですけれども、後の牧浦議員、ちょっと重複しているのですけれども、私、ちょっとここで伺いたいのは、7月5日の木曜日に、緊急地震速報の訓練が町内を挙げてありました。7月9日月曜日にシェイクアウトの訓練もありました。この2つの訓練については、役場の広報やホームページで、住民の皆様、ぜひとも全町を挙げて参加してくださいという広告がなされました。このとき、学校は何をしていましたか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、Jアラートの方は、問題なくそのような対応をとられたと聞いております。ただ、シェイクアウトの方につきましては、その2日前でしたか、学校が休校になったということで、また1学期末の7月の当初ということで、授業確保のために、学校等の判断でやられなかった学校が2校ほどあります。それとまた、やった学校につきましても、今のような理由と、またそのときの授業の内容によって、できなかったところとできなかったところがあると聞いております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ここが、今、部長も答弁しにくい話だったと思うんですけど、全町を挙げてやると言っていて、特に学校は避難場所になりますから、子どもたちがたくさんいますよね。避難訓練をやると言っていて、今の理由が、授業が立て込んでいたからできなかった、災害は授業があっても来るんです。全町を挙げての避難訓練のときに学校は授業をしていました、これは僕、正直なところおかしいと思います。年に1度の避難訓練をその日に変

えてもいいからやるべきだったのではないかなど。実際、避難訓練が鳴った、Jアラートが鳴ったといったときにどういう対応をするかは各学校ですべきだった、ここは大変申しわけないですけども、反省していただきたいなど。ほかの訓練を含めて、その場はなぜ連動しなかったのかなど。ここは大変残念でなりません。ただ、終わってしまったことはしょうがないので、もし次のときがありましたら、ぜひともそこを総務課だけではなくて、教育委員会も通じて、全町挙げての避難訓練のときには、学校も15分でも20分でもいいと思うのです。対応するという事は、ここでお約束していただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 後の牧浦議員のご質問にかかわってきますけど、その部分について確認したときも、そのような状態があったということで、確かにシェイクアウトは、地震が発生したときにまず第一に身を守る大切な行動と認識しておりますので、その部分も伝えて、学校にはきつく注意して今後は必ずするように、また、全ての訓練において、シェイクアウト可能な部分は全部入れてくれというふうに指導しているところであります。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。

では、次に行きます。③の在校時に災害が起こった場合の対応についてなんですけど、ここは私、ピンポイントに提案をしたいのが、警報が出たときに保護者に対する引き渡し訓練、私、これ、PTAをやっているときもずっと言っていたんですけども、上牧町は共働き世帯が多いです。ましてや上牧町以外に勤務している保護者の方がたくさん多いです。その方たちに子どもたちを引き渡す作業が、果たしてスムーズにできるのかどうかは大変疑問です。浮孔西小学校が6月30日に引き渡し訓練をやったのですが、そのときには保護者の方の引き渡しカードをつくってやったという話があって、そこに保護者が来れないときに、「じゃ、おれ、かわりに連れて行ったるわ」というおじさんが来て引き渡せるのかという問題があると思うので、ピンポイントに、ぜひ今後、引き渡し訓練を検討課題として入れていただきたいと思うんですけども、そのあたりいかがですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） その部分につきましては、議員おっしゃるように大切なものだと思いますので、当然、検討課題に入れさせてもらいたいと思います。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 多分、私、引き続きいろいろなことを言っていたと思うので、ぜひお

願いたいと思います。もしよければ、6月30日に浮孔西小学校、高田でやっただけいいんです。この日はフリー参観日で保護者が来ることを備えてやったということで、ぜひ参考にさせていただいて、願いたいと思います。

では、次行きます。大きい子どもたちを守るの(1)、①の総合計画に掲げる子どもを守るまちづくりの推進に対する施策について、答弁いただけますか。

○議長(辻 誠一) 総務部長。

○総務部長(阪本正人) 子どもたちを守るまちづくりの推進について、ご説明させていただきます。この部分につきましては、町民の安全で安心なまちづくりのため、平成27年度から町内に屋外の防犯カメラを設置させていただいております。この設置箇所は交通量が多い交差点を中心に設置しており、主に犯罪や交通事故から子どもたちを守る目的で、各小学校区に毎年1台ずつ設置させていただいております。防犯カメラにつきましては、現在9台の設置済みです。今年度、3台予定しておりますので、合計12台になる予定でございます。

また、平成30年度予算におきましても、議員のご提案だったと思います、公用車にもドライブレコーダー55台を設置させていただきました。公用車につきましては、特にペガサス号やささゆり号におきましては、毎日運行をしております。毎日運行している状況でございますので、防犯対策にも推進しているというふうには考えております。

また、学校・地域パートナーシップ事業といたしましても、ボランティアの方々に登下校の安全確保の見守り活動を行っていただいている状況でございます。

○議長(辻 誠一) 遠山議員。

○3番(遠山健太郎) ありがとうございます。

防犯カメラ、そしてドライブレコーダー、本当にドライブレコーダー、設置させていただいて、巡回によって子どもを守る、子どもだけではないですけども、高齢者の方を守るという意味では有効だったと思います。防犯カメラの件もありました。たくさん設置させていただいてありがとうございます。これから36台になるということで、決算委員会のときに康村議員の答弁であったんですけども、ここで防犯カメラだけ、1つだけ願いたいといひますか、先ほど部長がありましたけれども、防犯カメラ、主要幹線、交通量が多いところってありますけれども、よくよく考えてみると、子どもが犯罪に巻き込まれる場所は、実は人目につかないところが多いのではないかという意味で、主要幹線に接する防犯カメラと子どもを守る防犯カメラの性質は少し異なるところもあって、ぜひ、これ、康村議員が提案されました、自治体に対する補助は、正直申し上げて特に、人目のつかないところに防犯カメラを

町が負担するのは、物理的にも予算的にも難しいと思うんですけども、そのあたり、何らかの対策といたしますか、先ほど言いましたように人目につかない、それだったら人的パワーで、パートナーシップであるとか、自主防災組織にお願いすることも踏まえて、しっかり対応していただきたいと思っておりますけども、そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、議員おっしゃっていただきましたように、やはり、その部分も大切な部分になるのかなど。人目につかないところで、子どもたちの誘拐等々が発生する可能性がまた多く発生してくる可能性もございます。この部分、防犯カメラにつきましては、主要交差点もございますが、人目につかない部分等を含めながら検討していきたいというふうには考えます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。横断的な観点から、子どもを守るという観点からの防犯カメラという意味で考えていただくと、ちょっと視点も変わってくると思うので、お願いしたいと思います。

では、次行きます。②です。上牧小学校の防犯上の危険性についての対応について、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 平成29年6月議会で、上牧小学校の防犯対策で、玄関から教室がものすごく近いと。で、職員室が遠いということで対応できるのかと、施設的な問題はああるけれどもという話で、考えていくという話をした部分についてですが、これにつきましては、あの後、学校との相談も続けているところですが、まずしていただいたことは、5年生の教室ということなので、毎年夏に行っている、警察を呼んでの防犯訓練を、5年生のその教室に何らかの不審者が侵入したことを想定した訓練をさせていただきました。その中で、サスマタ、サスマタが急に取れない場合は机や椅子で防具という訓練もして、教師自身の身を守る訓練もさせてもらって、そのとき、あわせて子どもたちにどういう経路で逃げさすかという順路等も全職員で考えていただき、順路もできてはおりますけれども、ただ、そういうことを言いながらも、状況的な施設の問題で間に合わないことがあったら困るので、今やったことはそこまでですが、まだまだ安全な方法を考えて相談しているところではあります。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） お願いしたいと思います。

上牧小学校、正門を入れて昇降口を超えたらすぐ5年生の教室があって、その奥に、ちょっと行ったところに職員室があるので、何かあったときに、不審者が来たときに5年生の教室に行く時間と職員室から5年生の教室に行く時間が、絶対的に不審者の方が早いという問題を指摘したんですけれども、一応、正門を入ると植樹されているところがあるので、ちょっと迂回するんですけれども、できることをやっていただけるということで、構造を変えることが無理だと思うので、そんな中で例えば、正門の施錠をすとか、正門、ちょっとあいているときがあると思うんです。施錠できないので、できるのかわからないですけれども、昇降口、不便かもわからないですけれども施錠すとかいうことによっても対応できると思うので、そのあたりは学校とよく相談し合いながら防犯訓練もしていると聞いているので、ぜひお願いしたいと思います。ありがとうございます。

では、次に行きます。(2)の暑さです。エアコンの設置についてですけれども、エアコン、本当に先見の明があると上牧町は言われてまして、ことし、暑さ対策の中ですごい話題になりました。上牧が今工事をしていますと胸を張って言える、こんなすばらしい町だったのだと、これだけは自慢したいというふうに思っているんですけれども、その中での運用方針や学校環境の影響に対する町の方針について、いかがですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、運用の関係で説明させていただきます。空調機器が入ったために、快適な部分が生まれるかわりに、省エネ、また環境に配慮したことが考えられますので、それについて上牧町学校空調設備運用指針を教育委員会で作成させていただきました。それを各学校に通達というか、守ってくださいということで、内容といたしましては、基本的な話として、冷房の稼働期間は6月から9月で、暖房は12月から3月、ただし状況に応じて、適宜学校に任せるというふうには入れております。そして、温度については冷房は28度、暖房については18度ということで、これについても状況はある程度考えてくださいと。ただ、各教室で自由にできるものではないので、管理といたしましては、職員室で管理する、温度設定全て、ただ、つけたり消したりするのは各教室でもできるように、また、集中で職員室でもできるという形で、運用につきましては行っていると。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） しっかり指針を定めてやっておられるということで、その辺は大変いいことというふうに思うんですけれども、その中で、毎回しつこいんですけれども、学校環境への影響ということで、子ども議会でも話があったんですが、やっぱり夏休みの話です。

広陵町が実際、8月の末から夏休み、1週間早めて2学期が始まったんですけれども、部長、何で夏休みは一般的に早めるのだと思いますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 僕の一般的ですけれども、まずやっぱり授業時間の確保は大きいと思います。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 授業時間の確保、エアコンがついたので、夏、涼しくなるから、エアコンをつけたから1週間早めて、授業時間を1週間でもふやそう、その意味、理解できそうですけれども、エアコンがなかったら9月からというのは、その1週間はどうかっただろうということもあるし、僕的には確かに教室は涼しいんです。ただ、体育もあります。グラウンドは8月、暑いんです。もっと言うと、体育館はエアコンがついてないですよ。体育館はやっぱり暑いんです。ということもあるので、授業時間の確保もありますけど、私はやっぱり夏休みはきっちり、エアコンがついたから早めるのであれば、全館冷房をつけるわけにもいかないんで、そのあたりはしっかり、あと、子ども議会で話があったので、ここだけ申し添えておきたいのですけれども、夏休みが短くなっても宿題の量が減らないという話がありましたので、その辺はエアコンがついたから1週間早めるという議論だけではなくて、しっかり考えた上で検討していただきたい、そこだけお願いしますけど、いかがですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、議員がおっしゃったとおり、いろいろな要件があると思います。その部分を全部含めての考え、授業の一環の体育の部分もありますので、その部分の夏休み期間、もし短縮するのであれば、その部分をどうするのかも含めて、考えさせていただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひお願いします。

それでは、次に行きたいと思います。暑さ対策、その他に学校で考えていること、何か検討していること、ありましたらお願いできますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 暑さ対策、特に熱中症対策にはなるんですけれども、まず、子どもたちには水筒を持ってくるのは自由になっております。ただ、内容については、最近ではスポーツドリンクを薄めたものも、そのまま原液はかえって体に栄養が足りすぎることがある

ので、半分に薄めたという指導のもとで持ってきてもらっております。また、給水タイムというのも、体育とかにおいては、時間を見てとってもらおうと。また去年、熱中症チェッカーも学校に配置させてもらっているの、外とか体育館の授業のときには特にその辺も見て、授業を考えていただいているようにしております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 暑さ対策、私も土日がスポ少の指導者をさせてもらっているもので、ことしの夏は本当にひどくて、暑さ対策はやっぱり水分補給だと思うんです。そこで提案といたしますか、私、48になります。私が小学校のときは、水分補給といったら蛇口からがばがば水を飲んでました。多分、おそらく皆さん、そうだと思うんです、その世代だと思います。ただ、今の子どもたちは水道から水を飲みません。水筒を持ってきていますよね。僕は水筒を持っていくことなんてなかったと思うんですけど、水筒はどんなに持っていても、スポ少だったら3リットルぐらいのバケツみたいなのを持ってくる子いますけれども、学校はそんなのは持っていきませんよね。なくなったときとかも考えると、水分補給対策って結構大事という中で冷水機、中学校に冷水機はありますけれども、小学校って冷水機はないですよね。ぜひ小学校にも冷水機を設置すべきではないかと思うんです。水道が飲めない今、飲まさないという指導があるかどうかかわからないですけど、そのあたりどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず1つ、水道を飲まさないという指導は、今しておりません。冷水機の場合、学校におきましては、水道の水を自分の水筒に追い足している子どもを見ているのが現状になります。冷水機につきましては、学校とも関係団体とも相談はしているんですけど、今、完全な理解に至っていないのが現状でございます。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 安全な水なので、水道から飲むなどとは言っていないと思うんです。ですけども、冷水機は私が聞いたところによると、衛生上の問題から小学校には設置しないというならわしみたいなのがあるようなので、そのあたりは見直していただいても、冷水機の設置、予算上の問題はあるかもしれないですけども、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。小学生の特に高学年ぐらいはそういう思いを持っている子たちもいっぱいいますので、ぜひ検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

では、最後の（3）、通学路のお話になります。通学路につきましても、服部議員と富木議員から詳細な通告がなされていますので、私、ここで伺いたいと思うんですけども、総務

建設委員会に上程されたブロック塀の撤去工事に関する補助金要綱があると思うんです。そのあたりで伺いたいのですけれども、せっかく教育部長に残っていただいているので、通学路という概念、通学路ってどういう道のことを言われますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 通学路というのは学校に通うために、特に小学校に運用しているんですけれども、集団登校をやっております。そのために、集合場所から学校までを通学路としておりますが、家から学校まで全部通学路とは思っておりますが、一般的には通学路と指定しているのはその部分になります。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ということで、今回の要綱を見ますと、教育委員会が指定する通学路に面しているブロック塀と書いてあるので、教育委員会が指定している通学路以外のブロック塀は指定対象ではない、環境部長、そういう考え方でよろしいですね。だとすると、今、特に小学校と言いましたが、中学生って通学路はないですよ。中学生が行く道については、ブロック塀が今回撤去対象になっていない、そういうことで間違いはないですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず、この考え方におきましては、去る6月18日に大阪の北部の震源地の地震におきまして、北葛4町で一応開催して、基準的には高さが2メートル20以上という形であるんですけれども、北葛の中でまず児童が犠牲になったということで、高さを60センチという形で決めさせてもらって、要綱も定めまして、補助金も活用して、いち早く撤去に取り組みたいという思いで、今回上げさせていただきました。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 本来はこれ、私、委員会で聞けばいいんですけど、委員外議員だったので、でも本会議というわけにもいかないの、時間が許す限り、あと二、三分しかないの、話を聞けないんですけど、場合によっては本会議でも聞こうと思っているんですけど、何が言いたいかというと、通学路というふうに絞る必要もないという思いもあります。全く関係ないとかいけませんけれども、児童、生徒が通る可能性のある道路に面するもので、町が判断するみたいな形でしてもいいのではないかとすることは、私の意見です。もう1つ、補助対象の工事のお話をさせてもらいたいと思うんですけれども、今回、撤去だけじゃないですか。いろいろ皆さんイメージしてほしいのですけれども、道路に面している塀を撤去したら、絶対つくるんです。撤去したままにはしないんです。そこの新設の工事は今回対象外

になりますし、ましてやひびが入っているけども、補修すれば直る塀ももしかしたらあるかもしれないです。ただ、補修に関しても今回対象外です。ほかの自治体のブロック塀の補助金要綱を見ると、新設や補助に対しても対象にしているものがあります。補助金額が決まっているので、そこを含めても町の支出は変わらないと言うと語弊があるんですけども、そのあたりは、今回も4町合わせてということですけども、なぜ撤去に絞ったのか、そこだけ教えていただけますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず、ブロック塀の安全性の確保につきましては、各家庭の責任ということで、8月の広報でもお知らせしております。なぜこういう控えの壁とか新設を補助しないかということで、一応、子どもの安全という形で通学路を対象にしているわけですけども、現場を見させていただきまして、まず、控えの壁とか鉄筋が入っているとか、今、目視で現場を見る限り、大多数の箇所がございました。とりあえず、今4町で決めさせてもらった通学路の安全撤去をいち早くやらなあかんということで、この4町が基準となって進めていかなあかんということで、向こう3年間の間に早く、二度とこのような事故が起こらないようにという思いで決めさせていただきました。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） よくわかりました。時間的な問題もありますので、もしできれば4町で、私、4町で協議したことは大変評価しているんです。やっぱりそういう形のことも大事だなと思うんですが、4町で協議した理由であるとか、あと、3年間で執行させる理由が、やっぱりどうしても気になるところもあって、この要綱でどうやって変えられるのかな、それも4町一緒でないと変えられないのかということもあるので、これはできれば、申しわけないですけども、本会議でまた質問させてもらいたいと思いますので、お願いしたいと思います。

きょうは1時間きっちり貴重な時間をいただきまして、しっかりと質問させていただき、答弁もいただきました。本当にありがとうございました。今回の私の一般質問は終わります。

以上です。

○議長（辻 誠一） 以上で、3番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は10時10分。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時10分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇堀内英樹

○議長（辻 誠一） 次に、1番、堀内議員の発言を許します。

堀内議員。

（1番 堀内英樹 登壇）

○1番（堀内英樹） 皆さん、おはようございます。1番、堀内英樹です。

今回のテーマでございますが、話題性に乏しく、頭が痛くなるような話であります。しかし、町政運営上、どうしても避けて通れないと考えております。上牧町債権管理条例は、以下、条例と申し上げますが、平成28年3月に制定され、施行から3年目を迎えました。この条例は地方税法の規定に基づく税等の徴収金を除いた全ての金銭債権を対象に適正な管理を求めています。水道事業を除きますが、平成29年度決算における税以外の不納欠損額が422万円、税と合わせますと5,519万円であります。その前触れである税以外の収入未済額は1億5,764万円、同じく全体では4億9,441万円に上ります。

私の一般質問は、大きな項目として、債権管理条例は有効、適正に運用されているかであります。

その1として、債権管理の入り口となる台帳の整備、条例第5条にございますが、条例に沿って実施されているのか。

②、納付期限までに納付しない場合の督促、条例第6条は確実に履行されているのか。

③、強制徴収公債権につき、指定期限までに納入しない場合、滞納処分等、条例7条第1項の必要な措置が行われているのか。

④、非強制徴収公債権及び私債権につき、相当期間を過ぎても納入しない場合、強制執行等、条例第8条第1項の活用がなされているのか。

⑤、例外規定としての滞納処分の停止と条例7条2項及び債務免除等、条例第8条第2項、非強制徴収公債権の放棄と条例9条第1項の運用状況はどうか。

⑥、債権管理には発生時から迅速、的確な対応が肝要であり、町としてどのような体制で対処しておられるのか。

以上が一般質問項目です。再質問は質問者席から行わせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今回、資料をお願いしましたところ、大変、お忙しい中、提出いただきました。ありがとうございました。

それでは、最初のお尋ねから答弁お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず最初の、債権管理の入り口となる台帳の整備でございます。そこに行く前に、少しだけこの債権管理条例につきまして、お話をさせていただきます。

先ほども壇上で、平成28年3月に制定させていただきというお話がございました。その3月に制定させていただきました条例でございますが、この条例の背景でございますが、負担の公平性の確保で、町税、使用料などの履行期限までに誠実に納付をいただいております町民等の債務者の不公平感の解消といたしまして、制定をさせていただきました。また、担当部署ごとで行っていた債権管理を地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権を除く全ての債権について、公法上の債権と私法上の債権を管理して、区分を明確化し、債権の区分に応じた管理手法を体系化して、債権管理の適正化を図り、回収率の向上と事務処理の効率化を図ることを目的として制定させていただいたものでございます。

ご質問の台帳につきましては、債権管理条例第5条の部分につきましては、各担当課におきまして、電子媒体によるシステムによる管理と紙ベースで整備をさせていただいております。また、資料の請求がございましたので、資料でお示ししております台帳につきましては、標準的な整理簿でございます。この部分で管理させていただいている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、答弁いただきました。台帳については各担当部門で1つ、それから、電子媒体と紙ベースで2種類があると。つまり、両方ともつくっているのではなくて、部分によって違うという意味だと思います。債権管理に関して、今回、税の方はこの話の対象から除いておりますが、地方公会計も導入され、この機会に債権管理という考え方で位置づけられたというふうに思っております。内容としては、債権管理のツール、台帳の整備であるとか督促、それから滞納処分、強制執行という形で、いろんな道具立てが明記されておしま

す。その一方で、不良債権、つまりなかなか回収できない債権に関して、滞納処分の停止であるとか債務免除、中には債権放棄も条例で明確にされたということで、制度としてはこれで帳簿の点、つまり台帳の点、それから債権管理を進めていく手順、手続等も含めて、ほぼ整ったと思うんです。

そこでお聞きしたいんですが、町としての債権管理の考え方なんですけど、どの時点で町として債権管理がスタートしておられるのか、つまり制度としては調定、つまり調査、決定の時点で債権は発生するというふうに考えるのが普通です。ところが、運用上はどうやら、未納とか滞納が発生した時点で台帳に記載、あるいは台帳として整備されているのではないかと感じるんですが、その点はいかがですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、堀内議員の方から、債権管理のツールについて、台帳の整備、督促、滞納処分と強制執行等々のお話をさせていただきました。まさにそのとおりと考えます。そこでまず、一番最初の地方公会計の導入を機会に、債権管理としての位置づけというふうなお話もございました。議員がおっしゃっていますように、一部はあると思いますが、地方公会計につきましては、債権管理の適用化に活用ができるというふうな形になっております。その部分につきましては、貸借対照表では、歳入歳出決算で見えなかった未収金や貸付金などの債権に対する徴収不能リスクが明らかになり、債権を管理する各部局では、合理的な基準に基づき、適正に引当金を計上するとともに、その債権の活用を通じて、債権管理の適正化を図る形の活用でございます。

最後の方で少しお話をさせていただきました債権管理はどの時点でスタートするのかというお話でございます。やはり調定の時点では債権は発生するわけですが、債権管理条例の指針等がございます。そのフローチャートに基づきますと、未納または滞納の発生で債権管理台帳を作成するという形になっております。ですから、納期限が到来して滞納になった時点から、この台帳の整備を行っていくというふうな形になっております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 一番最後に部長が説明いただいた、つまり債権管理に関する台帳のスタートは。実際におくれが出た場合、つまり、未納とか滞納とかいう事態が発生した時点でスタートするという説明なんですけど、ここが、実はその次に②に通告させていただいている督促と非常につながっているように、私、思います。次に行かせていただきますが、納付期限までに納付しない場合の督促は条例第6条で実はしなければならぬと。つまり、条例の

解釈からいうと、義務規定として必ずやりなさいという条文で、強く規定されているわけでは、確実に履行されていますかという話なんです、これも実は資料を出していただきました。資料の2に督促の実施という一覧表がございますが、これを使っていただいて、全部の数字は結構でございますから、まず概要について、町としてどういうふうに分けておられるのか、答弁をお願いできますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 第6条に督促の条文がございます。この条文につきましては、督促しなければならないというふうな形になっております。その部分につきまして、資料で少しご説明させていただきます。

保育所の保育料につきましては、平成27年度15件、平成28年度7件、平成29年度8件、町営住宅につきましては、平成27年度は0件、平成28年度は7件、平成29年度は0件、改良住宅につきましては、平成27年度と29年度は0件で、平成28年度は4件の督促を出している状況でございます。それと介護保険料、後期高齢者の保険料につきましては、以下の資料でお示しさせていただいてる数字となっている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） この督促の考え方なんですけど、納付あるいは支払わなければいけない期限後20日以内、つまり、払うということが通知、もしくは確定した段階から20日なんです。わずか3週間です。そこで督促状を発送する、つまり書面です。単なるおくれていますという電話とか、口頭とかではありません。後ほどまた触れますが、この督促は非常に重たい規定があります。この中で大変気になるのが、町営住宅、改良住宅の住宅使用料、それから、町営駐車場もそれに多少関連していますが、ここの収納率、大変よろしくない、ずっとよろしくない、大分頑張っておられるんです、それでも、どうでしょうか。住宅使用料、今度の決算で徴収率の8割ちょっとです。ということは、2割近くが滞納になっていると。にもかかわらず、この督促の件数が、わずか28年度に町営住宅で7件、改良住宅で4件です。これにとどまっているということはどういうことなのか。まずそのところを説明してください。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、議員の方からご指摘いただきましたように、町営駐車場、それと町営住宅使用料、改良住宅使用料につきましては、そういう状況になっておるわけですが、手続につきましては、実際、怠っていたのが原因と感じております。この部分につきましてはいろいろとあるわけですが、とりあえず、まちづくり基本条例第14条にも規定し

ておりますように、町職員の責務といたしましては、町職員は全体の奉仕者として公共の利益のために公平で誠実かつ効果的に専念するような文言になっております。その部分もございまして、町長、副町長からも指示を受けており、上牧町税外債権管理指針に基づき、債権の区分に応じた管理手法、また強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の場合といった督促や催告書等の発送といたしまして、先ほど言いました税外債権の指針に基づきまして、またフローチャートの流れに沿って手続を行うようにきつくいわれております。この部分につきましても、今後徹底していきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 答弁のとおりだろうと思います。この督促ですけれども、今回、傍聴席には監査委員も見えてますが、監査委員の意見書の中でも、住宅の使用料に関しては、やはり法的措置の検討、それから全町体制の取り組みという指摘がございます。

督促なんですけれども、先ほど大変重いと申し上げました。条例でも督促しなければならない、督促するものとするというふうな書き方ではなくて、しなければならないとわざわざ書いてある。これは義務規定です。しかも自治法231条の3の第1項にも、公債権に関する督促の規定があります。ここもしなければならない。私債権ということは、裁判所の力を借りて処理すると、裁判執行債権というふうに私は理解しているんですが、そのところを読み上げさせていただきますと、普通、地方公共団体の長は債権について履行期限までに履行しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない、施行令でもそういうふうになっています。だから、督促というのは、私の考え方から言いますと、滞納対策の第一歩です。入り口です。必ずここを通らなければならない道です。そういうふうに考えています。一方、この督促を怠ることによって何が起こるかという、債権の消滅時効がかかっております。つまり、家賃や駐車場について言いますと5年です。5年きちとした手続をとらずに町が放置しておくと、ここで5年の時効がかかります。わかりやすく言えば、あと払ってくださいと言う権利は町としてなくなるんです。そういうところですから、やっぱりそれだけ督促は、この手続は大事なんです。

そこで、副町長、ご指名申し上げて恐縮ですけれども、こういう重要な制度、法に定められた義務規定、しかも滞納対策として位置づけられている入り口が、特に住宅の周りに関して十分できていない、ほかにもあるかもわかりません。しかし、数から言うと督促はできていると考えた方がいいでしょう。これはやっぱりどうでしょう。何とかやはり早く解消できるように、あるいはこういう督促ができるように台帳も整備して、事務手続として、まず粛々

とやっていた。住宅に関しては、いろんな歴史的な経緯、それから小集落地区対策事業を中心とした同和対策事業の経緯があることも、私、十分承知していますが、やっぱり行政としてはやらんといかんです。そのところは、端的にどのように考えておられますか。

○議長（辻 誠一） 副町長。

○副町長（西山義憲） 今、議員申されたとおりだと認識しております。債権管理につきましては条例制定、この部分については、私も深く関わっておりまして、現総務部長と一緒にこの部分を考えてところでございます。その中で、全町的に取り組むという形で、上牧町の税外債権管理指針を設けまして、今、議員が述べられたこと、また、これからご質問のあるところでございます。その部分を強制徴収公債権、それから非強制徴収公債権並びに私債権、また、別途水道については私債権でも特殊なものがございますので、手順等をまとめて職員に指示したところでございます。それを徹底するように、また、その指針を作成したと同時に、上牧町の債権管理適正化会議を総務部長を筆頭に各担当で統一しなければならないこと、また、問題となっているところについても整備するよう指示しているところでございます。

そこで、今、ご質問の住宅管理でございます。この部分につきましては、大変住民の方々、議会の方々にもいろいろご相談、またいろんな形で協議させていただいているところでございますが、ご存じのように滞納が多額になる部分、また、悪質と申しますか、適正に行われていない部分については、強制執行等の手続もとらせていただいているところでございます。担当部署には、今指示しているところについては、おっしゃるように、まず滞納の始まりになります督促状の送付、それから催告、それと今現在、滞納がなっているところについての、特に大口の方でございます、どういう状況なのか、全てを洗い出すように指示しているところでございます。それを踏まえて、全町的にその部分について適正化を図る形の会議等も行っていきたいと思っております。今、先ほどから申されております、特に住宅関係でございます。そのほかもでございます。私どもでつくりました債権、税外管理指針に基づいて徹底を図るように、改めて各部署に申し伝えたいというふうに、今考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 私、冒頭で避けて通れないテーマだと、あえて申し上げたのですが、ぜひ進めていただきたいと思っております。

ここで1つだけ事例をご紹介申し上げますが、答弁は結構です。比較的近い自治体の例があります。これは町税でございますが、町税について督促状が発送されませんでした。その結果、滞納処分ができずに、不納欠損処理まで行った。その結果、何が起こったか。町長に

監督責任があると断定されました。町長、自腹で750万弁済されました。これは昨年のお話であります。皆さんも新聞記事で、全国版で載りましたから。これもきっかけは住民監査請求であります。第三者委員会を設置されて、やはりこの部分については町の責任は免れないという断定が出て、そしてこういう処理になりました。こういう身近な例があるわけですから、これは税でありますけれども、処理の仕方は違うけれども、督促に関して考え方は同じです。ということでございますので、こういう例も指摘だけ申し上げておきますから、参考にしていただいて、鋭意進めていただきたい。

○議長（辻 誠一） 副町長。

○副町長（西山義憲） 今述べられた議員のお話、私も新聞等で拝見させていただいております。税等の公債権、それから今述べられております債権について、全てについて適性を図る形で、先ほども述べさせていただきましたように、全職員に徹底を図りたいと思います。

それと、税の方ですけれども、この取り組みも少しだけご紹介させていただきたいと思っております。当然、町税につきましては貴重な町の財源でございます。1円でも多く納入していただくような手を打っていかねばならないというふうには考えております。それで、強化を図っているところなんですけれども、一方で納入していただく部分につきましては、差し押さえ等の強化、例えば、不動産等の差し押さえに加えまして、給与等支払いがある方につきましては、給料等の差し押さえも随時行わせていただきまして、その結果、税等の納付については全額納付されているケースも多々ございます。それと一方で、当然、債権ですから、請求させていただくわけではございますが、納付に際してなかなか家庭的、それからなかなか納付をしたくてもできないという方もいらっしゃいます。そういう方につきましては、執行猶予停止をすとかいう形で、納付される余裕がある方には、そういう形の差し押さえ等もやらせていただき、また、納付が難しい方については執行停止を行うなど、適正な処理を行っているところが現状でございます。今後も税とそれ以外の債権については、徴収率の向上に向け、全職員にしっかり取り組むように、私から再度指示を出したいと思っております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 督促について、私もかなり力を入れて聞きましたし、答弁も丁寧にやっただきました。大分予定していた時間、どんどん過ぎておりますので、次、行かせていただきます。

③に滞納処分、それから④に強制執行等お尋ねしております。まとめて端的に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ③の強制徴収公債権につきましてでございます。資料でお示ししておりますように、滞納処分等の実施、27年度から29年度までの状況でございます。この部分につきましては、小集落の関係で訴訟の提起ということで27年度1件、それと28年度2件、29年度1件、それと判決といたしまして27年度に1件、28年度2件、29年度1件と。介護保険料、後期高齢者の保険料につきましては、資料のとおりとなっております。

それと、強制徴収公債権の強制執行等の部分につきましても、平成27年度で改良住宅の使用料が1件、それと平成29年度で町営住宅の使用料が1件、それと、平成27年度で小集落事業の部分が1件というふうな状況となっております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 件数としてはどちらも少ないんですけども、大変重要な争点で、裁判手続も含めておやりになったと思います。これはやはり、今後も強制徴収公債権に関する、私は自力徴収債権と言っていますが、滞納処分等の必要な措置、それから、④に申し上げました非強制徴収公債権、裁判執行債権と言っていますが、幼稚園の保育料等の関係等があると思います。それから私債権、これも裁判執行債権ですが、家賃、駐車料、水道関係の強制執行等、数は少ないですけども使われている。いずれも今後、やっぱり条例、あるいはもっと上位の法制度に基づいて適切に、あるいはまた的確に、必要であれば、やはり費用の問題もありますけれども進めていただきたい。どうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、堀内議員からもご意見いただきました。訴訟の問題につきましては、できる部分とできない部分もあるというふうには考えます。そのような部分も想定しながら、どのような形で行っていったらいいのかという部分も含めて、税外債権管理指針に基づきまして、運用を徹底してやっていきたいと考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、総務部長から答弁いただきました。そういう手続をやるためにも、先ほど相当力を入れてお尋ねした督促の部分はやっぱり避けて通れませんので、よろしくお願います。

それでは、次行かせていただきます。⑤の例外規定としての滞納処分の停止、それから債務免除、非強制徴収公債権の放棄等の運用状況について答弁、よろしくお願います。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今のご質問でございます。この部分につきましては、今回の決算成果に関する報告書の中で、36ページでございますが、債権管理条例、債権放棄につきまして、上牧町債権管理条例が施行され、第9条に規定されております債権放棄について、同条第2項の規定により報告すると。この報告につきましては、議会に報告するというふうな内容になっております。それで、下水道料金から介護保険料、後期高齢者保険料、水道料金というふうな内容になっております。この部分につきましては、第9条第1項第1号では時効の援用の部分で介護保険料が放棄していると。第9条第1項第2号では生活困窮者、それと同条第1項第3号では、本人の死亡、第9条第1項第4号では破産などによる部分でございます。それと、同条第1項第5号では居所不明、それと同条第1項第6号ではその他の部分というふうな形で報告させていただいておるわけでございますが、下水道料金につきましては、債権放棄が18万1,470円、介護保険料につきましては、361万6,550円、後期高齢者医療保険料につきましては42万6,650円、水道料金につきましては49万1,880円というふうな内容で債権放棄をさせていただいた内容となっております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 資料は拝見しております。通告で私、わざわざ例外規定としてと頭につけました。滞納処分の停止等、債務免除等、非強制徴収公債権の放棄というふうに申し上げています。なぜ例外規定か。この点、すり合わせしておきたいと思えます。地方自治法の96条の12、権利放棄があります。当然、権利放棄に関しては議会の議決事件であります。しかし、その例外として、つまり、条例で定めることによって議会の議決事件、前もって議会の承認を得なければならないという手続を飛ばして、実務上、3つ上がっておりますが、条例で定めることによってこれらの手続ができるようにしたのが例外規定の意味であり、この条例の定めであると理解しておりますが、それで間違いないですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、ご丁寧に堀内議員からお話をさせていただきました。まさにそのとおりと思っております。この部分につきましては、第9条第2項で議会に報告をしなければならないというふうな条文も設けております。この部分で議会に報告させていただいたという認識をしていただけたらと考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 議会の議決と報告というのは、議会との関係から言いますと、大違いなんです。つまり、事前か事後かという話です。先ほどの遠山議員からもお話ございましたが、

議会と執行機関との関係について、これは非常に大事なところであって、だから、執行機関の皆さんにとっても、あくまで例外規定というところをしっかりと頭にたたき込んでいただいて、安易に、つまりやるべきことを十分やって、先ほどの督促もそうですし、それ以外の催告状の発送であるとか、そのほかいろんなものが出てまいります。納付相談とか、裁判手続等も出てきます。そういったことをきちっとやっぴりやった上で運用していただきたい。そうでなければ、言ったら執行機関が仕事をしやすいために条例をつくったと言われたら、片腹痛いと思います。そこのところは部長、くれぐれもお願いしておきます。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） やはり、その部分が一番大事な部分でございます。税外債権管理指針のフローチャートも示させていただいて、この部分でこういう流れで手続を追っていくという部分を再度職員に認識させていただいて、この指針に基づき取り組みを行っていききたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） この項目の中で1点だけ少し気になる点、お尋ねします。住民福祉部長のところですけど、介護保険料のところがたくさん出ております。特に、27年度は消滅時効2年で106件、342万円、ここらは先ほど来申し上げている督促の手続等がおくれたりしますと、入り口でおくれてしまうと2年ぐらいあつという間に過ぎてしまうわけです。それで消滅時効にかかってしまうところがありますので、ここはやっぴり運用上、十分留意いただいて進めてほしいと、代表的な例として指摘させていただきますが、どうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、堀内議員がおっしゃっているとおりだと思います。確かに介護保険料、この数値を見せていただくと、結構大きな数字が出てきています。ただ、この部分に関しましても、先ほどから言いましたように、催告は必ず徴収課が手続を行って、その上で行わせていただいたんですけれども、こういう結果が出てしまったということだけお聞きいただければと思います。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） それでは、最後の項目に行かせていただきます。

債権管理は発生時から迅速、的確な対応が肝要であり、町としてどのような体制で対処しておられるのか。既にこの辺の議論は、先ほど来、いろんな場面でさせていただいておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほどの質問の中からもいろいろ出ていたわけでございます。督促、催告部分が一番大事な部分でございます。やはり、先ほどから言われておりますように、滞納の入り口につきましては、督促状が一番大事でございます。この部分が怠ってしまったら、後に続かないわけでございます。この部分をしっかりとやっていきたいというふうには考えております。

それと体制でございますが、体制につきましては、先ほど副町長のお話の中にもございました調整会議をもちまして、そういう部分も再度含めながらやっていく部分もでございます。調整会議の中では年1回という形になっておるわけでございますが、1回だけじゃなしに、やはり2回、3回というふうな部分でも進めていかなければならない部分がございます。そういうふうな部分も加味しながら、今後、そういうふうな体制をもとに、しっかりと取り組みをやっていきたいというふうには考えております。

それと、もう1点でございます。やはり、税外債権管理指針が一番基本になってきます。この基本をもとに、フローチャートに沿った形で手続を進めていくのが一番大事と考えております。この部分も含めながら、再度職員に認識していただいて、取り組みを行っていききたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、全町的な取り組みを進めていくという意味で、調整会議の話が出たと思うんですけど、部長、もう1つ頭に置いていただきたいのは、納付おくれとか滞納等出てくる場合に、税、地方税と国保税がありますが、税とそれから料、料はその他債権でもろもろございます。これが、同じ納税者の方のところ、同時並行して発生する傾向があるように思います。ということは、税とその他の債権の一元的な管理も私、必要ではないかなと、全てがそうではありませんが、ほとんどそういう傾向が強い。だから、そういった債権管理に見合った台帳の整備をもう一度精査していただいて、申し上げたんですけれども、ここに税の徴収課の管理簿を上げていただいているんですが、ここにも督促の欄がないんです。どこで督促をチェックしはるのかなと思って何遍も見たんなんですけどありません。だから、そういったところも含めて、台帳の整備、それから督促欄もきちんと入れていただいて、一連の流れがわかるように整備していただくことと、一元的な管理をどういうふうにするか、行政として進めていけるのかもあわせてお考えいただけませんかでしょうか。どうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていただきました整理簿の中でございますが、これを見ましたら、なかなか督促の部分が見えてこない部分もあると思います。それと、実態調査の記録の部分で催告、訪問というふうな形になっておりますが、督促状の部分も放り込みながらやっていくのも1つの方法と考えております。

それと、先ほど言っていただきましたように、税と料の関係の一元化ができないのかというふうな部分もございます。この部分につきましては、強制徴収公債権や非強制徴収公債権、私債権といった部門が分かれておりますので、なかなかすぐには難しい部分があるというふうには考えておりますが、この部分につきましては、検証しながら進めていく、研究をしながら進めていく形になってくるのかなと思います。もう1点、この部分につきましては、職員の担当事務の情報処理に関する届け出による情報管理もしております。その部分につきましては、システムの登録や権限を職員に付与させていただいてるというふうな状況で、やはり税の見える職員と料の見える職員というふうな部分で分かれている状況がございます。こういう部分も考えながら進めていかなければならないというふうには思いますが、一元化はなかなか、今すぐは難しい状況というふうには思っております。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 債権管理条例について、いろいろと時間の許す範囲で、私どもの考えなり、あるいはまた問題提起もさせていただいてここまでまいりました。

最後に町長、煩わせますが、債権管理条例、財源確保する上でも、使い方によってはやっぱりすぐれた道具だというふうに私、考えております。先ほどの例外規定もきちんと整備してありますから、それも含めて、今後、やっぱり町としてどのように有効活用していこうとされるのか、大きなところを、町長のお考えをご披露いただければと思いますが。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、堀内議員からご指摘いただいている点、今聞かせていただきました。

当然、おっしゃるとおりでございます。我々職員として、住民から税を徴収して、それを預かって、職員の、住民の安全安心に使わせていただいているということでございますので、しっかりとした運用をすることも大事でございますが、その前段の、やっぱり公平、公正でなければならないというのが、当然、住民、納税者の納得感が得られないわけでございますので、そのことに努力していくのは当然のことでございます。以前からこの点についてはご指摘を何回もいただいております。そのたびに、私もでございますが、ここにおります総務部長、先ほど答弁をさせていただいた副町長、それぞれの立場で職員に周知をしておるわけ

でございますが、ただ、集めて説明をする、話をするということだけでは、なかなか前へ進めないという現状もございます。当然、全職員が認識しなければなりませんので、十分認識もしないままやれというわけにはなかなかまいりませんので、そういうところもこれからしっかり、職員にも周知を図っていきたいというふうに思います。

それと、当然、徴収率、約20億少し町税があるわけでございますので、1%、2%徴収率を上げるだけで、有効な財源が出てくるのは当然のことでございますし、あわせて滞納整理もしっかりやることになると、大変、今、厳しい経済状況でございますので、自主財源、交付税が減った、税が減ってきたと嘆くばかりよりも、取れるものをしっかり取っていくこともあわせて大事でございますので、そういうところも全職員に周知して、これからしっかりとした取り組みができるように、なお一層頑張りたいというふうに思います。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 町長から大変固い意思というかお考え、承れたと思います。

もう1つ、⑤でお尋ねしたんですが、例外規定、つまり債権放棄に関する議会の議決事項から条例で定めて例外を設けた、滞納処分の停止とか債務免除、非強制徴収公債権の放棄も、うまく運用していただきたいといます。どんどん使ってくださいと言っているのではありません。やはり、どうしても支払い能力の点とか、いろんなご事情でこれに当たるものが出てまいります。そこのところはやっぱりうまく運用していただいて、そして、議会にも納得のできる、合点のいくような説明、あるいは報告ができるように、ここも取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、例外規定の話でございます。当然、上牧町の場合、議会と執行権側の間柄というのが、大変私としては良好にいつているのかなど。議論もできるし、いろんなご相談もできる状況が作り上げられたというふうに思っております。ただ、おっしゃるように例外規定があるから、理事者側、執行機関側がこれを使ってどんどん処理をすると、そのような考え方は持っておりません。どうしてもやむを得ないものについて、例外規定を適用させていただいている。大きなものについては、当然、議決でございますので、その話は別でございます。ただ、我々としてはできるだけ、急ぐものについてはそういう形をとらせていただきますが、しっかりと報告をさせていただきながら、あまり多用しないように考えていくと、執行していくということでございます。

○議長（辻 誠一） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 最後にさせていただきます。この債権管理というのは大変難しい仕事ですが、制度をうまく使い、そして、いろんな創意工夫もやりながら取り組むことによって、先ほど町長が締めくくりでおっしゃったように、財源の確保でもあるし、それから、負担の公平性の点であるとか、財政運営上の非常に重要な部分でございますので、これからもご苦勞をかけますが、しっかりと取り組んでいただいて、町政運営が少しでもいい方向へ歩むようお願いしたいと思います。それを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。長い時間のおつき合い、感謝申し上げます。

○議長（辻 誠一） 以上で、1番、堀内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は11時20分。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇牧 浦 秀 俊

○議長（辻 誠一） 次に、4番、牧浦議員の発言を許します。

牧浦議員。

（4番 牧浦秀俊 登壇）

○4番（牧浦秀俊） 皆さん、こんにちは。4番、牧浦秀俊です。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従って質問させていただきます。

その前に、このたびの震災と台風で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復旧と、被災された方々が日常生活に戻れるようお祈り申し上げます。

ここで、2日前の読売新聞の記事を紹介いたします。見出しは「住宅被害4万6,000棟、大阪北部地震3カ月、修理進まず」とあります。最大地震6弱を記録した大阪北部地震は18日で発生から3カ月となる。被害が大きかった大阪府高槻市では、今も壊れた屋根にブルーシートがかかったままの住宅が残っています。高槻市によると、市内での被害は約1万9,000

棟、大半が一部損壊だが、市は30万円以上の修理に3万から5万を補助する方針を決め、約8,000軒の申し込みを見込んでいました。しかし、申請は11日時点で10分の1以下の約620軒にとどまる。京阪神の修理業者に依頼が殺到し、予約がとれないのが要因と見られると聞いています。また、台風21号で新たに壊れた住宅も多く、3カ月たってもまだこんな状態です。

それでは、今回は大きく2つ、1つ目は防災訓練、その中でも地震のみの質問をさせていただきます。今回の一般質問では、防災については4人の議員と重なっておりますので、前の議員で答弁いただいたものについては省略させていただきます。2つ目については、商工会の役割についてです。

まず、1つ目、防災訓練についてです。それでは、なぜ私が今回、地震のみの防災訓練について質問するのか。それは、広報かんまきの7月号の緊急地震速報訓練とナラ・シェイクアウト訓練に参加しますという記事がきっかけです。それを読まれた町民は、当然のこととして上小や上中に通われている子どもさんに訓練の様子を聞かれました。やってないことにびっくりしたので、ほかのお母さんたちにも聞かれました。その内容は、子どもたちの訓練にばらつきがあり、ある教室には全く聞こえなかったところもあったり、訓練をしているところもありましたが、放送だけで訓練はしなかったところ、ばらばらだったそうです。まず、訓練は小・中学校を含む上牧町ではどのように行ったのか聞かせてもらいます。

次に、ことしは台風、地震と災害が多くありましたが、台風についてはある程度予測がつき、幼稚園、保育所、小・中学校も早い目の対応ができて、先ほどの答弁にもありましたように、避難においても早い目の対応がされていきました。しかしながら、地震はいつ発生するのかわかりません。そんな備えを町としてどのようにしていくのかを聞かせていただきたいと思います。

それでは、6月18日に上牧町に本当の震度4の地震があったことについて伺います。Jアラート、気象庁の地震速報のみなのか、上牧町の対応はどうなっていたのか、地震に対して各自治会と連携して、地域の安全確認など、町職員の対応は何かあったのか。また、お知らせメールは登録しないと受けられないのか。

それでは、まず1番目として、7月5日午前10時ごろ、緊急地震速報訓練が実施されました。町民にはどのように周知されたのか、町内の幼稚園、保育園、小・中学校にはどのように周知されたのかを聞かせてください。また、全く訓練の放送が聞こえない教室があったとも聞いています。また、大字ごとの防災委員との連絡はどうであったか。訓練後の聞き取り作業はあったのかどうか。そして、相変わらず防災無線が何を言っているのかわからないと

ころがあったのも事実です。これはまた改善できるのかどうかを聞かせてください。

それでは2つ目、7月9日、午前10時半ごろ、ナラ・シェイクアウト訓練についても、小・中学校では放送を流すだけで訓練しなかったが、どういうことなのか。

3つ目、実際に地震のあった直後で、訓練の意図が感じられず、どういう意図があったのか。また、訓練後の学校、自治会などの聞き取りはしたのかどうかを聞かせていただきたいと思います。

それでは、2つ目、商工会の役割についてです。

1番目、町ではできない活動を商工会に担っていただくことはできないのかということですが。例えば、北葛4町の事業、すむ・奈良・ほっかつ！、民間のノウハウを入れたりとか、空き家事業や婚活事業にも入れないか。上牧ブランドをつくることを商工会に任せることはできないのか。そして、今回、商工会青年部による花火大会をまちおこしの起爆剤にできないのか。

2つ目、商工会活動について補助できないのか。

以上が私の質問です。再質問については、質問者席より行います。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、はじめの、6月18日の本当に地震のあったときのことについて伺います。この部分で上牧町の対応は、先ほどの議員に答弁いただきましたので、Jアラートのことについて伺います。Jアラートは気象庁の地震速報のみなのか、また、近隣からいろいろ入ってくるんですが、これはどうなのか。Jアラートの詳細を教えてください。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） Jアラートについてのご質問でございます。この部分につきましては、緊急地震速報や有事関連情報など、防災行政無線を通じて自動放送するシステムでございます。

それと、町はどういう状況だったのかということでございます。上牧町の発信ですが、今年度において、庁舎敷地内に設置している震度計と当町の防災行政無線を連携させるシステム、奈良県震度情報ネットワークシステムというんですが、この部分を構築させる工事を実施し、震度4以上の地震が発生した場合は瞬時に作動し、Jアラートにより、早く情報伝達させるよう、システム構築を今進めておる状況でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

- 4番（牧浦秀俊） まだでき上がっていないということでよかったですね。
- 議長（辻 誠一） 総務部長。
- 総務部長（阪本正人） 今、工事している最中でございます。
- 議長（辻 誠一） 牧浦議員。
- 4番（牧浦秀俊） それにしても今回、上牧町からのJアラートは早かったように思うんですが、上牧町は香芝市とか河合町、広陵町とJアラートが入ってきます。いつのときかわからなかったのですが、台風の時だったと思うんですけれども、上牧町が後になったときに、やっぱり町民は不安を感じたらしいです。こういうこともひっくるめて、今、Jアラートは、上牧町はそうなんですけれども、近隣のJアラートも町、市、関係なくして飛んでくるんでしょうか。
- 議長（辻 誠一） 総務部長。
- 総務部長（阪本正人） Jアラートについてでございますが、やはりこれは地震を感知した時点で速報するというふうな状況になっております。香芝市や広陵町の部分につきましては、その設置場所等もあるというふうに思います。やはりその辺、時間差的に多少のずれ等があるというふうには認識しているところでございます。
- 議長（辻 誠一） 牧浦議員。
- 4番（牧浦秀俊） まさにそのとおりのことなんですけれども、これからその辺の区別化がでないのかどうか、検討していただきたいとします。
- 議長（辻 誠一） 総務部長。
- 総務部長（阪本正人） 今の議員の質問で、検討といわれますと、なかなかそこは難しいところだと思います。やはり、町、市によっていろいろあるわけなんです、いかに情報を住民さんに発信できるのかが、一番大事な部分になってくると思います。ですから、このJアラートにつきましても、この前の6月18日につきましては、上牧町の方が早く鳴ったというふうな情報もありますので、やはり、この辺が住民にとって一番安心できる部分であるというふうには考えます。
- 議長（辻 誠一） 牧浦議員。
- 4番（牧浦秀俊） 私もそこはそういうぐあいに感じております。Jアラートについては、もう少し、香芝市、広陵町もそうなんですけれども、この場所に出たら入ってくるとか、こういうことであれば入ってくるとか、そういうことがわからないでしょうか。
- 議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） Jアラートだけじゃなしに、例えば、携帯をお持ちのエリアメールもあると思います。やはりエリアメールの部分につきましても、私たちが携帯を持参しているわけなんですけど、ほかの王寺町や河合町、香芝市等の情報もすぐ入っているような状況になっております。Jアラートにつきましても、そういうふうな部分もあるというふうには思います。やはり地域によって聞こえてくる、聞こえてこない部分もあるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） よくわかりました。

それでは、次の地震に対して、各自治会と連携して地域の安全確認など、町職員の対応は何かあったのかどうか。また、その内容は十分だったのか。また、足らなかったと思うところはありましたか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 申しわけないですけど、先ほどの遠山議員の質問と重複する可能性もございますので、再度その辺につきましても、説明させていただくわけですが、Jアラートが作動した時点では、町民の方に早く伝達をさせていただきました。災害予備配備体制を8時にとらせていただき、職員の方が10名参集しております。その後でございますが、8時半に災害対策本部を設置させていただき、11名体制で臨ませていただきました。それと、住民さんには防災行政無線を使用させていただきまして、被害が発生した場合は、役場に連絡していただくようお知らせしたわけですが、職員も体制といたしまして、巡視等をさせていただいた状況でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 先ほどもちょっと答弁いただいたんですけども、それでは足らなかったと思われるところは何かありましたか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 足らなかったところといいますより、まだまだ十分ではないのはわかっているつもりでございます。やはり、参集する職員の部分があります。この時点では、7時58分に地震が発生したわけですが、職員によりまして、交通手段でストップしている交通機関等もあったように思います。ですから、そういうふうな部分が、なかなか参集できなかった1つの要因というふうには考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 私も感じる足らなかった部分はそこだと思うんです。例えば、公団の倒木、下牧地区での倒木、北上牧第一住宅下の倒木、第一住宅、ここにかなりの職員の方が参集されていたと思うんです。そうやって集まってしまうと、本当にそこに集まってしまうので、ほかの対応はなかなかできないと思うんです。そやから、これからがこれが足りない部分だと思うんですけども、参集に関しては、どういうぐあいに考えておられますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、議員から倒木のお話がありました。倒木につきましては、台風21号の時点での倒木でありますので、地震での倒木等ではないので、その辺、ご理解していただきたいというふうには思います。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 今、たまたま地震のみと言いましたけども、前は地震のときは米山地区でタイルだけが落ちた程度だったんですけれども、ほかを見ていると、やっぱり倒木ってこれから起こると思います。それで、また地震も大きくなると、道も塞がれたり、いろんなことが起こると思うんです。そのときに、職員の方が1カ所に行ってしまうと、ほとんど人が足らなかったなど。これは本当に台風の時だったと思うんですけども、地震の時にも準用されると思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほど言いましたように、職員の参集が一番大事とは思いますが、地震はどこで起こるかわかりません。その時点で、職員が何名参集できるのかが一番問題になってくるわけでございます。その職員の参集を一番スムーズに行える状況があれば一番いいわけでございますが、それ以外にも、やはり町としまして、そういうふうな倒木等の対応等につきましては、上牧町建設協会とも協定を結ばせていただいております。上牧町建設協会にもお手伝いをしていただきながら、そういうふうな部分で対応もしていきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に参集とは難しいことだと思うんです。例えば、副町長、御所の方に住んでおられます。本当に指揮官の1人だと思うんですけれども、こういう副町長もおられても、上牧町では地震のときにどうするか。そういうマニュアルみたいなものはあるのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 地域の防災計画がございます。地域防災計画につきましては、国の改正等もあり、県の改正等もあり、その部分を含めまして、地域防災計画を今作成している状況でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、今回も本当に地震、台風等いろいろ災害がありましたので、早くつくっていただくのがありがたいと思います。お願いいたします。

それでは、次お願いいたします。お知らせメールは登録しないと受けられないのかということですが。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） お知らせメールにつきましては、登録していただかないとメールは届かない状況になっております。ですから、町の方といたしましても、啓発を兼ねる意味もございましたので、広報等にも何回か周知させていただいて、登録を促している状況でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） なぜこれを聞くかといいますと、例えば広報のQRコードが載っていたんです。これを読み込んでも、まだその上に届くように設定しないと受けることができないと書いてあります。私も何回かやったんですけども、できなかつたです。これは、例えばJアラートのように、こういう作業をしなくても、こういうものが受けられないかどうかなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） お知らせメールにつきましては、やはり、住民さん個々の考え方等もございますが、町といたしましては、この情報も1つの情報の手段として広報等に掲載させていただいております。先ほどもお話をさせていただきましたように、できるだけ登録をしていただけるように進めていきたいとは考えておりますが、やはり皆さん、携帯をお持ちなので、手続きが、登録の仕方が難しいとか、いろいろおっしゃっておる住民からもお話は聞いております。そういう部分につきましては、役場の方に来ていただきまして、こういうふうな形で登録していただきましたら登録できるのでよろしくお願ひしますというふうな部分でもお話をさせていただいておりますので、住民さんにおきましては、お知らせメールの登録をできるだけしていただきましたら、情報の発信ができるのではないかとこのふうには考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当にお年寄りには大変なことだと思うんです。携帯も持っておられない方もおられると思うのですけれども、やっぱりこの一人一人、例えば我々の年代も少なからずとも、こういう作業をしていただくと、いろんなことに被害が少なくなると思うんですが、また考えていただいて、もう少し、Jアラートのように登録しなくてもできるぐらいのレベルになったらありがたいなと思うんです。その辺、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その部分につきましては、実際のところ、難しいというふうには思います。その意味も込めて、Jアラートなり防災行政無線を通じまして、住民にいち早く情報を伝達しているというふうな状況でございます。このお知らせメールだけじゃなしに、避難準備を出させていただくに当たりまして、それは登録していなくてもエリアメールという形でお知らせさせていただいているというふうな状況が現状でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、このお知らせメールというのは、今現在、エリアメールとほとんど変わらないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） お知らせメールにつきましては、ここにも書いていますように、町の防災行政無線を通じて放送した内容を文字としてもお伝えできるような形になっておりますので、これを見ていただきましたら、町の方がどういうふうな放送をしているかという内容もここに入ってきます。エリアメールにつきましては、その市町村によりまして情報の発信ということで、避難準備情報や避難勧告等の発令をする際に、エリアメールを使わせていただいている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） わかりました。ありがとうございます。

本当に今、一部台風のことが入ったのですが、地震のことでここまでわかりました。それでは、具体的に訓練のことについてお伺いいたします。7月5日、午前10時ごろ緊急地震速報訓練が実施されました。まず、町民にはどのように周知されたのですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 7月5日の地震速報訓練につきましては、広報かんまき7月号及びホームページ、お知らせメールを活用して行わせていただきました。その部分につきましては、

各教育機関への周知につきましては、県の防災統括室が4月の下旬に報道発表及びホームページによる公表、また庁内各課への通知等を通じまして、県内学校、各企業団体等に広く周知を行わせていただいたところでございます。当町におきましても、自主防災会や自治会、また庁内メールにて周知を行い、小・中学校、幼稚園におきましては、教育委員会を通じさせていただきますまして、周知を行っていただいたところでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 周知のことでわかりましたが、これはやられたらでしょうか。そして、訓練をするのに合同で訓練はしないのか、放送を流して終わりなのかと。また、学校放送はJアラートと連動していないのかどうかをお聞かせください。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今回の部分につきましては、各大字の防災委員との連携や自主防災会の、後の質問等にもかかわってくると思うんですが、聞き取りは行っていないのが現状でございます。事後になるわけですが、自主防災会と連携し、訓練後に報告書などを提出いただき、町民の自助、共助の強化につなげていくためにも、町としても訓練状況を把握していく必要があると考えておりますが、教育委員会の小・中学校につきましては、私からでなしに、教育部長から説明していただけたらというふうに思います。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、Jアラートが学校の無線と連動しているのかという質問でしたけれども、それについては連動しておりません。

また、周知につきましては、今、県から来ているのとあわせまして、一月前の校園長会でこういうものがありますということで、各校長先生にお願いしました。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、学校では今回、これはやっていないということでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） Jアラートの訓練につきましては、基本的に放送が入ってくるのを聞くという部分になりますので、そういう意味で、学校独自の放送を使ってないんですけども、防災無線を聞くという形で行われるというふうになっておりました。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に防災無線を聞くだけで終わったということですね。これは緊急地震速報訓練の趣旨なんではないでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 緊急地震速報につきましては、住民の皆さんにおかれましては、この機会に身を守る行動をとるなどとして、自助の訓練としてやっていただく、活用していただくのが趣旨でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それなら、そういう趣旨があるのであれば、例えば各大字、小・中学校は何らかの訓練があってもよかったと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほども少しお話をさせていただきましたが、自助の訓練としてご活用くださいというふうなところもございます。もう1点、自主防災組織や自治会にはお願いしておるわけなのですが、なかなかその部分まで徹底できていないのが、現状ではあるというふうには認識しております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に度重なる災害が続いております。せっかく緊急地震速報訓練を町全体、奈良県全体でやっていますので、これを利用しない法はないと思うんです。これからぜひともやってほしいと思うんですけども、これからはどう連携していこうと思っておられるのか、聞かせてもらえますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） やはり、訓練につきましては、自助の部分が一番大事になってきます。自分の身は自分で守っていただくというふうな部分が一番大事になってきます。その次に、やはり隣近所の人を助ける共助も大事になってきますので、自助の部分におきまして、やはり自分の身は自分で守って行動していただく部分を、できるだけこういう上牧町の広報等におきましても、啓発等をさせていただき、できるだけ訓練をやっていただけるように、取り進めていけたらいいというふうに思いますが、やはり、この部分につきましては、個人差の部分もあるというふうには考えますので、なかなか難しい部分もありますが、やはり、自主防災組織、自治会、そういう団体等を通じて、こういうふうな部分がありますので、できるだけ訓練の方をお願いしたいというふうに、町からも、また広報なりで周知、啓発的にやっていかなければならないというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 私もそう思っております。本当に訓練をすることによって見えることも

いっぱい出てくると思いますので、またその辺はよろしく願いいたします。

次に、相変わらず防災無線の話なんですけれども、地震が起きたときに何を言っているのかわからなかったと言っておられる地域もありました。これはまだ改善できないのか、また、これ以上できないのか教えてください。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 防災行政無線についてでございます。町といたしましても、何か所かの部分で聞こえにくい部分もございます。その部分につきましては、専門家により音域の調査を行い、庁内のスピーカーを設置している部分につきましては、放送が聞こえないという問い合わせに対しましては、そこで現場まで行かせていただき、実際に流していただき、聞こえているのか聞こえていないのかという判断もさせていただいております。そういうふうな部分も含めながら調査等を行っていき、改善に向けて取り組んでいるわけですが、やはり住民さんもそうなんです、台風とかの場合はやはり窓とかもあけられないという状況もあるわけなんです、それ以外の部分につきましては、窓等を少しあけていただいて、町が何を放送しているのかも聞いていただくのも、こちらとしてはお願いになるわけですが、そういうふうな部分で取り組み等もしていかなければならないと考えております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） その点、よろしく願いします。時間の都合で次に行かせていただきます。

2つ目の7月9日の10時半ごろのナラ・シェイクアウト訓練についても、小・中学校では放送を流すだけで訓練しなかったが、これはどういうことなのか。これはさっき答弁いただきました。これは結構ですので、これを聞いていただきたいです。高槻市でブロック塀の下敷きになって亡くなられた子どもさんがおられました。シェイクアウト訓練を通じて頭を守ることが反射的にできていれば、もしかして助かったかもわかりません。確かに授業も大事です。それ以上に子どもたちの命が大事なのですが、この点、どう思われますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今の件につきまして、確かに行わなかった学校、また行われなかったクラスがあったのは事実であります。そのことを受けて、教育委員会といたしましては、学校に対してすぐにシェイクアウト訓練が、地震発生時にはまず、一番最初に行う命にかかわる問題ですということをもう一度定義させてもらい、また、机の下に潜るだけではなく、また授業においては、机のないところでしている場合は、今のようにうずくまって頭を防御

するという行動を体で覚えていただくようにということで、強くこれからもするように指導しているところであります。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に、まさに思っている答弁をいただきましてありがとうございます。

その後の答弁もいただいておりますが、あとは、文章的にも続かないんですけども、こんな地道なことが1人の命を助けるのだと信じておりますので、これこそが地震に対する防災訓練であると、まさに備えあれば憂いなしだと思っております。地震はいつやってくるかもわかりません。想定以上に起こるかもわかりません。だから、上牧町民を守る意識をもっと高めていただきたいと思いますし、この質問に対しては終わりますが、最後に町として備えはどのようにしていくのか、何かありますでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今のご質問で、備えの部分でございます。平成28年度から上牧町の総合防災訓練を開始させていただきました。今年度で3年目を迎えるわけでございますが、やはり、参加していただくのは一番大きな部分になってくるというふうにも考えております。やはり、この防災訓練を通じて、住民の共助の部分、それといろいろな部分の取り組み等もさせていただいております。こういう部分を実際に体験していただいて、町はこういうふうな形で取り組んでおるといふような部分もわかっていただき、実際、住民がそれにかかわっていただいたら、地震に対する考え方も少しは変わってくるのではないかというふうに考えます。やはり、この中でも自分の身は自分で守っていただいて、その次には、先ほど言いましたように、共助の部分、最後になってくるのは公助、公助の部分につきましては、なかなか職員自身も被災している状況もございますので、期待はできないわけでございますが、やはり、その自助、共助の部分が一番大事になってきますので、そういう防災訓練等に参加していただき、また、自主防災組織の中でもそういうふうな訓練をやっていただいて、そういうふうな部分での対応をしていただきたいと思いますとは考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当によろしく願いいたします。

それでは、次お願いいたします。2つ目、商工会の役割についてお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 1点目の町ではできない活動を商工会に担っていただくことはできないか、上牧ブランドをつくるのを商工会に任せることはできないかという議員の質問

でございます。商工会と上牧町は経済を支える両輪でなければならないと考えております。商工会においては、地元中小企業改善復旧及び広域連携体制の強化を図っていただき、町としましても、今後、町の経済の振興を図る上において、情報等の共有ができるよう、広域での強化並びに町の事業で連携強化を図っていかねばならないと考えております。

上牧ブランドをつくるにはどうしたらいいのか、任せられないかというご質問ですが、地域のブランドの取り組みについては全国で行われております。しかし、いきなり地域のブランド化を進めるのは、やはり一定の知名度のある地域で、特色のある消費がセットになるのが、成立するというのが前提だと思います。やはり、名前だけで地域の特色やストーリーを誰もがイメージでき、価値が上がるブランドは難しいのかなど。近隣の王寺町も雪丸という聖徳太子の地名もあって、宣伝されているけども、上牧町としては、それをしていくに当たっては、やはり膨大な開発費用がかかると思われますし、費用対効果も考えると、やはり慎重に検討していくというのが思われると思います。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） まさにそのとおりだと思います。

それで、隣の香芝市ですけれども、KASHIBA+というグループがあるんです。商工会から派生しているグループですけれども、香芝のブランドをつくるためにどうすればいいのかという委員会がつくられています。僕はまずはそれから始めたらいいのではないかと考えておりますので、本当に商工会というのは、そういう役割をするところではないのかということだと思うんですが、話の都合で、続いて行かせてもらいます。

8月に商工会青年部による花火大会がありましたが、評判は聞かれましたか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 私も見に行かせていただきました。最近、あまり花火を間近で見たことがなくて、見に行かせてもらって、大変嬉しく思いました。大変迫力もあったということで、自分の心の中では大変嬉しく思っております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 苦情の方は何か聞いた部分はありますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 自分なりの行ったときの感想ですが、やはり車の交通整理とか、駐車場の確保とか、ごみの問題が今後、やられるに当たって問題と認識しております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番(牧浦秀俊) まさにそうですね。僕ももう少し聞いている部分もあるんですけども、本当に商工会が一丸となれば、もっとできたかな感じております。

これは、上牧町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の検証委員会があるんですけども、その検証委員会から出た意見なのですが、自治会の祭りをこの花火大会に合わせるができないのか。これが実現すれば、都道府県や他市町村に出ている若い人たちがこの日に合わせて帰ってくる、これはUターンやIターンを即すのではないかという意見が出ました。この点についてはどう思われますか。

○議長(辻 誠一) 都市環境部長。

○都市環境部長(杉浦俊行) 自治会のお祭りは、各自治会による独自の運営により開催されていると思われま。それぞれの事情により日程が決定されているため、全自治会が商工会の予定に合わせて日程を調整するのは難しいと思います。しかしながら、日程を合わせることによって、花火大会のフィナーレになり、花火大会が上牧町以外の全国につながるよう、今後、また商工会と自治会と協議を図り、自治会に提案することも一つの手だと思っております。

○議長(辻 誠一) 牧浦議員。

○4番(牧浦秀俊) 本当にこのことが町と商工会がコラボできる一例だと思っております。本当に商工会しかできないことがいっぱいあります。しかしながら、今まで商工会活動が活発に行われていなかった、親会や婦人部、青年部のつながりも疎遠になっているように感じるが、こういうことに対して町の関与は何かできないのでしょうか。

○議長(辻 誠一) 都市環境部長。

○都市環境部長(杉浦俊行) 現在、まちづくり創生課としましては、大立山まつりの職員の派遣と、中小企業の斡旋、それと、このたび補正で上げさせていただきました先端技術の導入といった形で、この3本柱等を考えて、商工会とは別に連携を図りながらやっております。

○議長(辻 誠一) 牧浦議員。

○4番(牧浦秀俊) ここで、先ほど提示してました商工会活動について補助ができないかにつながるんですけども、今、部長から答弁いただきましたように、今回の花火も一部の青年部の方が関与されただけで、継続が可能かどうかはわかりません。また、大立山まつりで婦人部が笹ゆりボール豆乳スープ、県3位にもなっている、私は商工会活動を支えるのは、補助が必要だと近隣市町村を調べてわかりました。では、近隣の補助金の額を認知されておられるのかどうかと、また、近隣の商工会でやっている事業を知っておられるのかどうか、

教えてください。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 1点目の質問ですけれども、近隣の補助金の額ということで、香芝市では600万、広陵町では500万、王寺町では600万、河合町では400万でございます。

もう1つの、2点目の方の近隣商工会でやっている事業ですけれども、インターネットで見させていただきまして、香芝市は11月ごろに商工会まつり、王寺町では10月ごろに王寺BBQ雪丸というものをやっておられます。広陵町は全国的に有名なので、靴下の町ということで、靴下の市と特産品のフェアを11月ごろにやっておられます。河合町でも8月ごろにふるさと祭りをやっておられるのが状況でございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に近隣ではこれだけ活発にやっておられます。

では、どうして上牧町に商工会の補助がなくなったのか。ただ単に上牧町が財政悪化だけが原因ではないと聞いているのですが、その辺を教えてください。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 補助の経緯につきましては、上牧町の財政の下降による補助金の見直しをされ、見直し基準については、独自の団体運営が可能な団体については交付しないという方針に基づくものでございます。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） なかなか答えられないと思います。しかしながら、商工会の活動の盛んな自治体は、今も近隣のことを挙げておられましたが、自治体は元気でおられます。本当に補助という意味合いではなく、町ではできない町の活性化、町ではできない少子化の問題、町ではできない町の定住化の一端を担ってもらう事業などと考えて、商工会に補助していただきたい。本当に長い間、上牧町商工会があまり活動してこなかったのは確かです。本当に、研修も視察も必要なレベルです。どうすれば補助が出るのか。言葉を変えさせていただきます。上牧町の目指すまちづくりに、商工会を組み込んでいただくにはどうすればよいのか、ぜひご提案いただくと考えるのですが、いかがですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 冒頭でもお話させていただきました。上牧町と商工会は両輪でなければいけないということでございます。今後、商工会と協議の上、企画書等を提出してもらい、中身について精査を行い、その後、商工会と本町財政との協議を行い、交付するか

どうか調整を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それは重々わかるんですけども、本当に長い間、活動を行ってきていませんので、本当に研修や視察も必要なレベルだと思います。企画書をつくれるのかどうか、はっきり言ってわかりません。本当に即答は確かにできないとわかっています。

町長、先にお願いたします。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、担当部長からお答えをしております。町が商工会に補助金を出さない、出さなくなった理由は、この中で知っておられる議員さんは、東議員と堀内議員、吉中議員、おられますので知っておられると思います。補助金を出さなくなってからもう25年以上になるのかなという、たしか武安町長のときに補助奇異を出さなくなったというふうに記憶しております。もう25年以上になると思います。いろんなことがあってややこしい話なので、人の名前を出すことになりますので、理由は申し上げません。

それで、今、商工会の牧浦議員の質問は、商工会がもっと活発に活動すべきで、今、地方創生、まちづくり、まちおこし、商工会がどこの自治体も中心になってやっておられます。新聞報道もまさにそのとおりでされておられます。今おっしゃっておられるように、町はあえて商工会に補助金を出さないということでは決してないんですが、商工会が町から補助金が出ないから活動できないという考え方では、商工会そのものが考え違いをされているというふうに私としては感じております。どちらがどうだというのではなしに、町が補助金をくれへんから俺ら活動できへんのやというのであれば、商工会の存在意義がないわけでございますので、町の補助金があるがなかろうが、商工会としてはそれなりの活動をしておられる、しかし、それ以上の活動、地方創生、まちづくりに携わっていくのであれば、町と連携していくことになりますので、そういう部分については、町と協力しながらやっていこうと。そのために補助金をというのであれば、筋が立つわけでございますので、先ほど部長が申し上げましたように、こういう活動をしよう、商工会としてはこういう考え方でまちづくり、まちおこしを考えていこう、考えるんだという企画書を出していただければ、町としてはその企画書が、町が考えているまちおこし、まちづくりにつながっていくということであれば、町としては、他町、600万、500万、400万という補助金を出しておられるわけでございますので、上牧町もその商工会の規模にあわせた補助金をしっかりと考えていく必要があると考えております。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） まさに町長、おっしゃられたとおりだと私も感じております。本当に企画書を出すと考えたときに、僕もちょっと携わったのですけれども、そういうレベルも達していないと。本当に今言っているように、上牧町の目指すまちづくりに商工会が入れるような、最初の第一歩、背中を押していただけるようなことがあればと私も考えております。本当に補助というのは、補助があるからできないのではなくて、補助をいただくから上牧町の一端を担ってというような形の商工会に私もなっていたらと考えていただいております。本当になかなか即答はできない部分がいっぱいあったと思いますが、ぜひ、また商工会に提案いただきまして……。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 先ほどの話で、余談になるんですけど、花火の話で、私、花火、見学に行きました。大変迫力があってよかったと思います。見に来られた方々も拍手喝采で喜んでおられました。一部、米山からクレームが出ているという話も聞いております。花火を大きくしたいというのは、おそらくやられた方もあの喜びようであれば、そういうふうと考えられると思います。しかし、大きくすれば大きくするほど経費がかかるということと、あの場所では相当厳しいのではないのかなと思います。おやりいただいたあの規模で適正な規模ではないのかなと。県民グラウンドしかないわけでございますので、例えば王寺みたいに川べりでやるというのであれば、場所は十分でございますし、例えば花火の爆発の後のかすといひますのか、そういう部分もそう大きな影響はないだろうと思います。今ぐらいの規模がいいのではないかなというふうには感じております。大きくすればするほど経費もかかるし、クレームが出ると。駐車場の問題、それとやっぱりマナーの悪さ、王寺町がやめたのは、マナーの悪さでございますので、マナーがあまりに悪くなって、クレームが出て、もうこれ以上やれないということで、それと金銭的な部分も多少はあると思いますが、今までおやりになってやめられたところは、見に来られる方のマナーの悪さ、それと、経費のかかり過ぎでみんなおやめになっているということでございます。大きなところは別です。中途半端にやっておられるところは、みんなその問題でやめられてきているということでございますので、我々としては続けてもらうことがいいわけでございますが、町としては、花火だけに補助金をお出しするというわけにはまいりませんので、その辺もしっかりとお考えになって、おやりいただいたらどうかなというふうには思います。

○議長（辻 誠一） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 町長、まとめていただきまして本当にありがとうございます。まさに、町長おっしゃるとおりだと思います。その懸念があって、私もこの一般質問になっております。このままで花火を一発上げてぼんと終わりじゃないか。商工会と上牧町、左右のタイヤだと思っています。両方が動いて初めて、上牧町の目指すまちづくりも達成できると思います。今、まち・ひと・しごとの会議の中に入っていて、本当に町民さんもいっぱい来られてまして、どうやってよくなっていくのかを話し合っています。本当に商工会の力は、まさにまちおこしにとっては大きな力だと思いますので、これからも提案していけるような商工会にしていってもらい、そしてまた、町の方もぜひご提案をお願いして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。丁寧なご答弁、どうもありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、4番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は13時20分。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時20分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇吉 中 隆 昭

○議長（辻 誠一） 次に、5番、吉中議員の発言を許します。

吉中議員。

（5番 吉中隆昭 登壇）

○5番（吉中隆昭） 5番、吉中隆昭でございます。

ただいま議長より、発言許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。私の一般質問は、以前からいろいろ気にしておりました町職員の草刈り業務についてでございます。何点が質問いたします。

1つ目として、草刈り業務はいつごろから始まったのか。

2つ目、草刈り業務を始めた目的は何なのか。

3つ目、職員でやっている草刈り面積は年間何平方メートルぐらいやっているのか。
4つ目として、草刈り業務は業者委託すると平米当たり単価幾らになるのか。
5つ目として、職員1人当たり年間何回ぐらい回ってくるのか。
6つ目、草刈り業務は今後も続けていくのか。
7つ目として、町職員に草刈り業務をやらせて問題はないのか。
8つ目として、町職員が草刈り中にけがや事故、熱中症にかかったことがないのか等について質問します。

再質問については質問者席から行います。よろしくをお願いします。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） それでは、順次答弁をお願いいたします。

まず、1つ目の草刈り業務はいつごろから始まったのかについて。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1つ目の質問でございます。いつごろから始まったのかでございます。この部分につきましては、平成18年度からでございます。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 2つ目としまして、草刈り業務を始めた目的は何だったのかについて。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 2つ目の質問でございます。草刈り業務につきましては、平成18年度以降も多額の歳入、歳出の差が生じ、これまでどおりの行財政運営を続けると、財政再建団体への転落が確実な状況と見込まれ、一刻も早く抜本的な行財政改革が必要となって、平成18年10月に上牧町行財政改革懇談会の中から上牧町集中改革プランへの緊急提言の答申を踏まえまして、住民生活を直撃するような最悪の事態を回避し、早急に財政の再建を図るため、財政健全化計画を策定し、この計画に基づきまして、財政の立て直しを図るには、組織のスリム化や経費の節減など徹底し、見直しが必要となったことが目的となっております。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） ただいま総務部長より答弁がございましたように、上牧町は、平成18年ごろ財源不足で大変苦勞しておったと。その解消目当てで始まったということでございますね。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） そのとおりでございます。そのほかにもいろいろな施策を講じまし

て、やらせていただいた部分もございます。その中でも、職員の給料のカットや退職手当のカット、また地域手当のカットなど、そういうふうな部分も含めながら、経常的な部分につきまして、総合的に見直しをさせていただき、こういうふうな草刈り業務につきましても行ったという経緯でございます。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） ただいまお話ございましたように、大変職員の皆さんにはご苦勞をかけてきたということでございます。本当にご苦勞様でございました。草刈り業務の始まった目的はわかりました。その目的について、現在、その目的達成ぐあいをちょっと伺うんですけども、かなりその目的は達成されたと理解してよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 一例でございますが、草刈り業務につきましては、あとの質問等の兼ね合いもございます。3番の部分になってくるというふうにもございます。現在は年間、机上での面積の測量というふうな形になっておるわけでございますが、年間1万9,000平米ほど実施しておるといふような状況です。この部分につきましては、今現在も職員の方で対応していただいているというふうな内容になっております。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 3つ目の草刈り面積についてお答えいただいたと思いますが、現在、年間1万9,000平方メートルぐらいがやってくれておるといふことですね。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい、そのとおりでございます。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 4つ目としまして、もし業者委託すれば、平米当たりの単価は幾らですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 業者委託につきましては、1平方メートル当たり78円で契約させていただいている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 少し細かいようでございますが、平米単価においては、その場所、条件は関係ございませんか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 場所につきましては、やはり法面の部分のところもあり、また平地で刈りやすいところもあるかなと思っております。金額につきましては、平米当たり78円で契約しているのが現状でございます。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） やりやすいところもあれば、やりにくいところもあるけれども、単価的には区別をしていないということですね。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい、区別はやっておりません。ですから、1平米当たりの契約金額といたしましては、78円で契約させていただいている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 続きまして、5つ目になるわけですが、職員1人当たりが年間何回ぐらい回ってくるのか。そして、1回当番が回ってきたときには、何時間ぐらいの作業になるのか、お尋ねします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1人当たり年間1回か2回程度の形になっております。以前でしたら、職員が3回とか4回というふうな形で、箇所数も多かったわけですが、だんだん箇所数も減ってきてまいりまして、箇所数にすれば10カ所程度が今、職員で対応させていただいている状況でございます。

それと、時間的には、午前中9時半からお昼前まで、11時半ぐらい、それと、お昼は1時半から3時半ぐらいまでの時間をお願いしている状況でございます。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 1回の持ち時間として、午前、午後、分かれておりますが、1人が午前、午後を通してやるんですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 基本的には同じ職員が午前と午後を受け持ってもらっているのが現状でございますが、例えば途中で、業務で支障を来す場合、出張等が入った場合につきましては、その課内、グループ内で交代の職員をかわりに出させていただいて、対応に当たっているのが現状でございます。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 6つ目の今後も続けるかどうかについては、一番終わりに聞きたいと思

います。

次に、町職員に、ほとんどの、特別職以外は全員ですね。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい。全職員で順番制に回らせていただいて、当たるような形の体制をとっております。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 今、答弁をいただきましたが、草刈り業務を町職員に、ほとんど全員にやらせるということに対しては、何ら問題はございませんか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 草刈り業務につきましては、議員おっしゃっていただいているように問題ないのかというふうなご質問でございますが、また8番にも公務災害、大けがや熱中症にかかったときの扱いはどうなのかというふうな部分にもかかわってくる問題でありますので、7番につきまして、確かにけがや熱中症については懸念されます。たしか、過去には平成19年度に2人の職員がけがをしたと。それと、平成22年度に1人の職員がけがをしたという報告もあり、その部分の対応につきましては、公務災害の申請をし、その後、22年度以降につきましては、けがや熱中症といった問題はございません。たしか議員がおっしゃっていますように、いつどこで、どのような形で起こるかわからない部分もございますが、その点につきましては、行う前には徹底してけがのないように注意をするように促して作業に当たるよう、職員に周知しておりますので、その以降につきましては、けががないという状況でご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） この草刈り作業に使われる草刈り機というのか、刈り払い機というのか、私も最近よく使います。その中で、この機械は小さな簡単な機械には見えておりますけれども、法面とか、変な足場の悪いところで作業すると、一歩間違えると大変危険な機械だと私は思っております。その点、草刈り作業については、理事者の中では今中町長もしょっちゅうやっておるとも聞いておりますので、この機械について、非常に危険だと私は思っております。今中町長、機械についてどう思われますか。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 草刈り機の機械そのものを危険か、危険でないのかというお尋ねでございましたら、危険は伴うというふうにお答えいたします。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 今、町長がご答弁いただいたように、一つ間違うと、刃物が高速回転しておるので非常に危ないということだと私は思っております。そこで、よくぞ今まで、ほとんどの職員さんが草刈り作業をやってくれて、大きなけがもなかったことは本当に幸いであったと思っております。

そこで、今、何点かお聞きしたことを整理させていただきますと、草刈り業務は平成18年ごろ始まったと。大変、財源不足で困っておったので、少しでも財源が助かるように始まったと。その目的でございますが、先ほども総務部長から答弁がありましたように、ほぼ目的は達成したと私は解釈しております。

草刈り業務をやることによって、本業には影響はありませんか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 草刈り業務につきましては、年1回か2回程度しか順番的には回ってきません。ですから、その部分については影響がないというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 大体私の質問はさせていただき、お答えいただきました。本当にありがとうございます。

そこで、最後になるんですけれども、ほぼ目的は達成された、そしてまた、幸いにも今まで大きなけが、事故もなかったと。使っておる草刈り機は非常に危険であることも認識されております。そこで、私の考えでございますけれども、今回の議会で決算特別委員会も傍聴しました中で、上牧町の財政も歳入歳出、非常にバランスのとれた決算成果となっております。そういういろんな面を考慮して、町職員による草刈り業務を、この際、大きな事故等、心配もございますので、何とか職員にも負担を少しでも軽くするという意味合いも込めて、平成31年度からは、町職員の草刈り業務をやめる方向でやっていただきたいのでございますが、これも町長の決断一つだと思っておりますので、町長、いかがなものでございましょうか。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 吉中議員に大変、職員のこと、町の財政のことをご心配をいただいております。ありがとうございます。草刈り業務を職員でやろうという考え方が出たのは、財政が厳しくなったということが一番大きな要因でございます。あわせて、住民の方々に厳しい財政でいろんなことを辛抱していただくのに、役場の職員がのほほん建物の中で仕事をしているだけでいいのかという考え方もございましたので、やっぱり、職員みずから汗を

かくべきだろうということで始まった草刈りでございます。

今、途中経過の中で、建設業者からもクレームが出たりいたしました。役場の職員ばかりでやっていたら、我々、どうやって生活するんだというような強い要望もございましたし、財政も好転してきましたので、大半の部分をシルバー人材センター、あわせて建設協会、町内の建設業者に今していただいているのが現状でございます。一部、職員でやる部分を残しております。やめるかやめないかどうするかという相談、私、その当時、受けました。私の意見としては、町の職員もやっぱり汗をかく必要があるだろうと。せめて庁舎の周りは役場の職員みずから汗をかく必要があるのではないかと。そんな何日間も草刈りをやるわけではございませんし、たかだか1日程度、時間にしたら4時間、確かに危険は伴います。斜面等も足を滑らすというふうなこともあるわけではございますが、危険な場所ではなしに、できるだけ平らな部分を職員がみずから汗をかきながらやるということも大事ではないか。それと、職員が協力してやる、協働でやるという考え方を職員に持ってもらうことが大事なのではないかという考え方で、今でもやっているのが現状でございます。

吉中議員おっしゃるように、私も家で農業をやっておりますので、極端に言えばこれからの時期、おそらく毎日朝は草刈りすることになると思います。何十年もやっておりますが、おかげさまでけがは1回もしたことはございません。牧浦議員もやっておられるのでよくわかると思います。できるだけ気をつけながら、疲れたら休むということで、我々も毎日やっておるわけではございます。職員の場合も1日4時間程度、午前、午後でございますし、無理にということではございません。その日、その職員ができなかったら、ほかのかわれる者がかわるし、どうしても出られない場合はほかの者で対応するというのでいたしておりますので、やっぱり職員もみずから汗をかいて、自分たちが使うところも自分たちできれいにするという協働でやると。そういうつながりもしっかり必要でないのかなと考えておりますので、もうしばらく続ける必要があるのではないか。また、考えを変えていく時期がございましたら、吉中議員のおっしゃっていただいていることは、公務災害があると言っても、職員のけがをしたらどうするんだというお考えも十分わかっておりますので、またそのときには考えさせていただくと。しかし、今は職員にも汗をかいて、協働で、みんな協力して1つのことをやると、それぞれ仕事は分野が離れておりますので、そういうときこそみんなが1つになってここをきれいにしようという気持ちでやることも大事なのではないのかなと考えて、もうしばらく続けていってはどうだという話を総務部長、総務課長と副町長も含めましてやっているところでございます。吉中議員のおっしゃっていただいておりますこと、大変ありがた

く思っておりますので、これからまた参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（辻 誠一） 吉中議員。

○5番（吉中隆昭） 今の町長のお答えでございますが、職員さんの意気込みはよくわかるんですけども、ことしのように35度以上が連日続くような、その時間帯に職員さんが草刈り作業をやるのは、相当きついことだと思います。草刈りといえば、ほとんど暑い時期にやるんです。万が一、変なけがをすると大変なことになるということが、私の本当の心配事でございます。そういうことを考えて、何とかやることは幾らでもあると思うので、だから、しつこいようでございますが、草刈りについては、再度考え直してほしいと申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、5番、吉中議員の一般質問を終わります。

休憩とし、再開は2時ちょうどにいたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（辻 誠一） それでは、再開いたします。

再開に当たり、午後より説明員として出席すべき副町長が来客対応で欠席されております。終了次第、ここに帰ってこられることをご報告し、どうぞご了解ください。



◇服 部 公 英

○議長（辻 誠一） それでは、次に、8番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

（8番 服部公英 登壇）

○8番（服部公英） 改めましてこんにちは。8番、服部です。

議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い質問をさせていただきます。

質問に入る前に、6月の大阪府北部地震、西日本豪雨災害、近畿を直撃いたしました大型台風21号、さらに北海道大震災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。避難者

の方々が平穏な日常生活を一日も早く取り戻されることを祈念しています。また、国に対しては、素早い対応と手厚い支援対策をお願いいたします。

それでは、一般質問通告書に従い、進めてまいります。

私の質問は、大きく分けて4点からなっております。

まず1つ目、町行政について。コミュニティーバスのアンケート結果を受けて、運行経路に変更する予定があるのか聞かせてください。ある場合はどのようになるのか聞かせてください。住民の高齢化が進んでいる状況で、巡回バスの運行だけではなく、奈良交通のバスの高齢者割引やタクシー会社との協力による住民サービス事業を導入されてはいかがでしょうか。実現することができるのか、聞かせてください。

大きな項目の2つ目、財政運営について。上牧小・中学校にエアコンが設置されて、保護者の立場としては大変感謝しております。これについては、よい事業と考えています。しかしながら、今後の財政運営についてはどうなっているのか聞かせてください。

大きな項目の3番目、通学路の安全対策について。通学路の安全対策については、上牧小学校のプールのブロック塀の早急に対策されたことについては高く評価します。町内全域の通学路の安全対策についてはどのようになっているのか聞かせてください。

次に、服部台明星線街路の通学路について、草刈りの必要がある町の土地について、舗装工事が可能か聞かせてください。この部分の場所については、担当課に詳しく説明しております。また、服部台明星線街路の服部記念病銀の前に信号の設置について、進展しているのか聞かせてください。

大きな項目の4番目、住環境整備について。服部台明星線街路の開通見込みと町内全域の歩道整備について、説明を聞かせてください。

次に、台風21号による被害がありました。町職員による素早い、道路を塞いでいる倒木を撤去していただいた、感謝しております。問題点は、空き家から被害を及ぼしていることで、今後の対応について聞かせてください。

以上、私の質問項目になります。再質問につきましては質問者席から行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） それでは、先日行われたコミュニティーバスのアンケートの結果も出ていると思いますので、その部分についての説明からお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） コミュニティーバスのアンケート結果につきまして、先に説明させていただきます。この部分につきましては、昨年、平成29年11月から12月にかけて、自治会のご協力をいただき、コミュニティバス運営に関するアンケート調査を実施いたしました。回収結果につきましては、住民の皆様を対象に6,962枚配付させていただき、3,665枚の回収が得られ、回収率といたしましては52.6%と高い数字となっております。このアンケート結果をもとに、7月号の広報かんまきにおきまして掲載をさせていただきました。その後、この部分につきましては、いろいろなご意見をいただいております。バス停をふやしてほしいとか、増便してほしいとか、いろいろな住民のご要望がございます。そういう部分も含めまして、今後、また調整会議でこの部分につきまして協議をさせていただきたいというふうには、今のところ考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） ここでここにバス停をふやしてほしいとかいう話もおかしな話なんですけれども、やはり住民の高齢化が進んでいますので、高低差のあるところ、また、そういう場所の悪いところについては、よく考えて、停留所をふやしてあげてもらいたいと考えているんですけども、そういう考えは持っておられますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） やはり、アンケート結果をもとに調整会議を行っていくというふうな形をとらせていただいております。やはり、アンケート結果につきましては、住民の要望がいろいろ出てきております。そういうふうな住民の要望に応えるといったら変なんですけど、そういうふうな要望も踏まえながら、どういう形が住民にとっていいのかという部分もございますので、総合的にコミュニティバスにつきましては、計画をしていかななくてはならないというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。計画の決定はいつごろになりますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） この計画につきましては、すぐにとはなかなか難しい部分もあるというふうに思います。やはり、場所的な部分、例えばどの辺にバス停を再度設けたらいいのか、また、極端に言えば、どの辺のバス停を削除すると言ったら変なんですけど、そういう部分も総合的に考えながら進めていかなければ、また、同じような形でなってもだめだと考えておりますので、すぐさまお答えを出すのはなかなか難しい部分でございます。ですから、

いつまでと言われても、なかなかその辺が見えてこない部分もあるので、できるだけ早い時期には、そういうふうな形でお示しできたらというふうにも考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） そうおっしゃるのは確かです。しかし、アンケートをとった以上、住民はせっかくアンケートに書いているのに、なかなかこういう結果が出てこないというふうな感じもありますので、できる限り早いコースの決定と、適切なコースの選び方をさせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。奈良交通のバスです。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 2つ目の奈良交通バスの高齢者割引やタクシー会社との協力により、住民サービスの事業を導入されてはいかがでしょうかというご質問でございます。この部分につきましては、奈良交通のバスの割引やタクシー会社との連携につきましては、導入となると相当な事業費が必要と考えておるわけですが、例えば、ほかの市町村でも実際のところ、一部やられているようなところもございます。その部分につきましても、相当の費用が発生しているのではないかなというふうには考えておりますので、やはり、この部分につきましては、慎重に研究をしながら進めていくと言ったらあれなんです、検討も研究も進めながらやっていきたいというふうには思っております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 部長の言われるのはそのとおりでと思うのですが、このようなサービス、近隣の市町村ではどこがやっていて、どういう形でどのぐらいの負担でというのは研究されておられますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 近隣の市町村におかれましては、王寺町もイコカも発行されておったり、例えば、そういうふうな高齢者とかの形じゃなしに、例えば免許証の返納をされたら一部割引をしますというふうな市町村も多くあります。費用面につきましては、そこまでの資料は今、手元にはないわけなんです、そういうふうな部分も含めながら考えていかなければならないというふうには思っております。例えば、高齢者の割合につきましては、65歳以上につきましては7,363人という、上牧町におきましては約32.7%となっております。例えば1人当たりの金額、500円とした場合、約370万円程度、1,000円にしましたら倍かかるというふうな形も、机上での試算はそういうふうな形になりますので、それ以外に、先ほど1つ

目の質問をしていただいたコミュニティーバスの部分をよりよいものにするためには、どういうふうな形で住民に対応していくのかという部分も大事になってくるというふうには考えております。ですから、今、議員ご質問の割引につきましては、実際のところ、はっきり言わせていただきましたら難しい現状になるというふうには思います。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） この質問をさせてもらっている意図は、高齢者の方々の交通機関を便利にするためにという形で、どちらの質問にしても意味を込めて質問していますので、できる限り、また便宜を図るよう考えてください。

それと、順番に次の質問になっていくんですけども、質問項目の中に歩道整備も最後の方にあるんですけども、これも高齢者の方が自由に買い物に行けるようにと思って、そのときにまた質問しますけど、考えてますので、またよろしくお願いします。

第1項目目のこの部分については、これで結構です。タクシー会社のところの答弁も考えていただいているんでしょうか。ないのでしたらこれで結構です。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 奈良交通のバスの割引とタクシー会社も同じ考え方でございますで、そういうふうな部分も含めまして、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。よろしくお願いします。

それでは、次の質問をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 2つ目の財政運営についてで、小・中学校のエアコンが設置され、今後、財政運営についてはどうなっていくのかお聞かせくださいということでございます。小・中学校のエアコンにつきましては、この9月から稼働しているわけでございますが、その費用面につきましては、今の推定では、年間、経常経費としては約3,400万円かかるのではないかなど。また、稼働したばかりなので、実績値等が出ておりませんので、今の推計では、小・中学校合わせて年間3,400万円ぐらいというふうには考えております。

今後、この財政運営をどのようにしていくのかという部分もでございます。今、中長期財政計画を見直しさせていただいております。中長期財政計画の中で、経常経費的な部分も反映させていきながら、今後、中長期財政計画ができましたら、議員の皆様方にお示しさせていただくということとなっておりますので、その辺、ご理解だけよろしくをお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 私の方も経常収支比率の状況ということで、決算に関する報告書を読ませていただきまして、今年度の経常収支比率は98.7%となり、前年度と同水準となった。経常経費比率は横ばいになった主な原因としては、歳入における普通交付税が大きく増加したら、歳出の可燃ごみの運搬処理委託が通年化されたことに挙げられるというふうに書いてあるんです。その部分での経常経費がかかってくるのもあるし、今回、小・中学校にエアコンを設置したことにより、つける部分については補助金が幾らか出ていると思うんですけども、経常経費については、今後、町の単費ですっとやっていかなければならないこともあり、普通交付税もことしは大きくなったけれども、毎年大きくなるということは決まっていますので、今後、どのような経常経費の推移が心配されるので、質問しているんですけども、この経常収支比率が高どまりしている状況が、これからもずっと続くというふうに予想してよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 決算成果を今お持ちで、それを見ていただいていると思うんですが、経常収支比率につきましては、昨年度も、今年度におきましても、98.7%というふうな数字になっております。

今、議員からごみの部分の説明をしていただいております。ごみの部分につきましては、物件費等につきましては、この前お示しさせていただきました中長期財政計画におきましては、物件費につきましては、少しずつ微減していくという推移もさせていただいております。あと、人件費とか、そういうふうな部分もありますが、そういうふうな部分も含めながら、ことしと同じような98.7%を少し超えるぐらいの経常収支比率になればいいというふうには考えているところでございます。ですから、30年度の部分につきましては、まだ数値が見えてきておりませんので、中長期財政計画におきまして、そういうふうな総合的な部分で試算をさせていただいて、ある程度、こういうふうな予想値ですというふうにはお示しできるかもわからないと考えております。ただ、経常収支比率が高くなればどうなんだというふうなご指摘もございますが、やはり数値上見ればそういうことになるかもわかりませんが、財政の総務課といたしましては、住民皆様方に住民サービスできるような行政を、安全・安心な町を目指してとり行っておりますので、そういうふうな部分も少しは視野に入れながらやっていかなければならないというふうには考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 財政面の運営については、信用しておりますので、しっかりとやっていただきたいと思います。私も決算委員会に入らせてもらって、臨時財政対策債の表を見せてもらって、大変な臨時地方債を借りたんですけれども、徐々に減っていくのを、このグラフを見て安心しているところなんですけれども、大概、長い年月を地方債を返していかなければいけないのは、大変、住民にとってはつらいと思って見ていたんですけれども、今後も財政運営については注意深くやってもらいたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通学路の安全対策について、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 通学路の安全対策ということで、教育委員会の意見として言わせていただきます。6月の大阪府北部地震によりブロック塀倒壊による事故が起こり、その時点で、学校のプールということもありましたので、すぐに各学校で危険箇所の点検が始まりました。ただ、そのときはあくまでも映像で見たイメージ、高い塀の上に塀を積んでいると。倒れてきたらいかにも危ないという考えで、教師と生徒の意見を聞きながらやって、ある程度、小さいのもあるんですが、大きい部分としては20カ所程度危ないんじゃないかなど。ただ、それはあくまでも目視でありまして、構造上の問題はあるかもわかりませんが、立ち入り調査もしていないので、強度的な問題については全くわからないという形で、20カ所程度は、町内全域である程度確認しております。これにつきましては、まちづくり創生課とも協議しており、今言われていますブロック塀補助金で対応を協力しながらやっていきたいと思っております。

ただ、問題は教育という観点から言いますと、通学路ということで、まずは今言ったように全ての問題がすぐに解決される問題ではないし、また、個人の問題もありますので、ただ、児童、生徒に対しては、学校を通して、まず、今回のような擁壁は倒れてくる可能性がどこにでもありますとしている1点、また、この間の台風のときに瓦が飛んだこともありますので、地震や突風により屋根瓦が飛んでくる可能性もどこにでもあります。そして、また、水の増水により用水路等が満水になって、道路との境がわからない部分も出てくる場所もあります。そういうところが、町内や子どもたちの住んでいる周りにいっぱいあることをもう一度学校から説明いただいて、そういう部分はこれからの生活、また通学において子どもたちに自分から気をつけていただくという指導を今しているところです。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 通学路については、ブロック塀の危険だけではなく、交通事故で、通学

途中の生徒に突っ込むような悲惨な事故も起きたりする危険性もあるし、いろんな危険を考
えることはできるんです。今回の場合は、ブロック塀を中心に質問するんですけども、今
回、決算認定の議会資料の中のブロック塀の補助金の中で、上牧小学校危険箇所について14
カ所、上牧第二小学校5カ所、上牧第三小学校1カ所、計20カ所が危険であると資料として
提出していただいているんですけども、危険箇所のイメージがどうしてもこの資料だけで
はわからないのです。大体、上牧小学校の14カ所というのは、どういう感じのところか14カ
所で、第二小学校の場所はどの場所ぐらいか5カ所という説明を補足でしていただけますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、上牧小学校の分につきましては、旧村、北上牧、南上牧、米
山地区で見て、擁壁のもとと石積みなりコンクリートの現場打ちの擁壁の上にブロック塀
を積んでいて、高く見えていて、何となく構造的には言えないんですけども、落ちてくる
危険が見える部分が多いです。上牧第二中学校部分につきましては、片岡台の地域でそうい
う家の周りに擁壁を積んで回られている家があるということで、あと、下牧も含めて、あと
第三小学校は滝川地区に、通学路の横に過去から擁壁を積んだのが残っている部分がありま
すので、その部分になっております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） その部分については、今、説明を受けたのでわかりました。北上牧地区
の場合なんですけれども、台風21号の影響で瓦がめくれて落ちかけている空き家の部分が何
軒か通学路の途中にあります。そういう部分についての点検はまだされていないということ
ですか。もし、されていなければ1回してもらって、空き家なんですけれども、その危険を
どういうふうに対処して解決してもらおうか。その辺について聞かせてもらえますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 当然、通学路ということで、今聞いた意見は参考にさせて、また確
認というか、点検はさせていただきたいと思います。処理については、僕の方で言えるもの
はないので。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） では、ブロック塀の部分の通学路の安全対策については、また、次の質
問をする人もいるので、その点についてはこれで終わりますので、同じ通学路の安全の中の
服部台明星線、私が担当課に通告している場所についての説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 2番目の服部台明星線街路の通学路について、草刈りの必要である町の土地について、舗装が可能かという通告書のご質問だと思います。議員から一応聞いておる中で、調べさせていただきました。隣接地の開発の米山台がございます。それと、都市計画道路の服部台明星線の上に三角地の土地がございました。これにつきましては、開発された業者から、下水道及び水道の既設管の接続のため、管路を布設したいという申し出で、その部分について、平成27年7月7日に町からその開発業者に売却させていただいております。委員の質問では、多分、舗装ということなので、草刈り等がしんどいという観点だと思うんですけども、その旨についても、この質問が来たときに、業者の方に草刈りの依頼は連絡させていただいております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 皆さん、ほかの方も聞いていますので、経緯について説明させていただきますけれども、今回、開発業者が開発したのは、服部記念病院がありまして、その前にファミリーマートに変わったお店があります。その裏に22軒を一度に開発した住宅地ができまして、その校区が北上牧になりますので、そこに暮らしている住民の子どもさんたちは、北上牧が自治会となりますので、集合場所が六花という介護施設のある交差点の角に集合することになるので、米山の住民であれば、米山の方には舗装されてそのまま真っすぐ行く集合場所があるんですけども、北上牧地区の児童の集合場所は六花のところまで戻らないといけないんですけども、あそこに行くのには、今言っている道を通っていくのが一番近いんです。その道を通らなくて、外を、服部記念病院、かがや病院の方からずっと回っていくことはしないので、開発した業者が買わはったという三角のところを毎回通っているんです。自治会としても、年に2回ほどは刈ってあげてるんですけども、夏休みの間に草刈りをしてあげた状態も、今、もう草だらけになっていて、大変草がたくさん生えていて、雨なんか降ったら本当に小さい子どもさんの足元がびしょびしょになるような状況なので、私はこれをきれいに町のものだというふうに理解していたので、舗装できないかという質問をしたんですけども、今の答弁を聞いていますと、この部分については開発業者に売ったということで答弁されたんですけども、場所を見てもらったらわかるように、三角が二等辺三角形のような状況になっている土地なので、あの場所に業者が道をつけるのは無理だと思うんですけども、あの三角の部分だけを業者が買い取ったんじゃなくして、ほかの部分も買い取って真っすぐな道にするというふうになっているのでしょうか。その辺、ちょっと説明をお願いします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ご質問の内容でございますが、開発業者の意向としましては、今、進入路は県道のところしか、1カ所しかございません。今、ご質問の三角地のところを町の土地と横のところを買収させてもらって、6メートルの道路をつけたいという意向をお持ちなので、町としましては、この部分は平成27年に売却させていただいたという経緯でございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） じゃ、自治会としましては、民間業者の土地に対して、どうのこうのしてくれというのは言えないというふうな理解、町の方から草刈りをしてくれという依頼はしてもらえけれども、それ以上の整備はしてもらえないと理解してよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議員のおっしゃるとおり、今現在も開発業者なので、趣旨目的を理解してもらって、町は草刈りをしてもらえるように、維持管理してもらえるように、何回か連絡しながらやっていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 通学路のことなので、教育委員会のところに振っても悪いんですけども、集合場所を変えて、その道を通らなくても集合場所に行けるというような指導はできるのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず先に、今言うている土地が民有地、個人の土地ということで、その部分を聞いてから学校とも協議いたしまして、1つは民有地内でもし何らかの事故が起こった場合に、保険もおらない状態もあり得ます。だから、今の段階では、ちょっと遠回りになりますけども、正規の道を通ってくださいという指導をしております。あと、集合場所については、学校とまた相談させていただきます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。ちょっと僕の勘違いで、そういう対応をとってもらっているとは知りませんでして、まだあそこを通っているものだと。集合場所も同じところで、あそこが近いから子どもたちはあそこを通っているものだというふうに思って、夏休みを終わった状態を見て、大変なところを通っているなというので、質問項目に入れさせていただきましたので、通学路が変更になって安全なところを通ってやっているのであれば、その場所

については、何も民有地にどうのこうの言う気持ちはありませんので、それで結構です。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） それでは、次の服部台明星線の服部記念病院の前の信号機の設置について、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 服部記念病院前の信号機につきましては、以前からも自治会や議員さん方からいろいろご質問いただいております。まだあそこは開通していないところがございます。その部分も、公安委員会には上申等はさせていただいておるわけですが、開通するまではあそこは難しいというふうな報告を受けておるのが現状でございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） それは聞いておきます。次の項目で、また明星線出てくるので。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） ことしの一般会計の資料を見ているんですけども、都市計画街路服部台明星線の測量業務委託料請負金額とかみんな載っているんですけども、現在の服部台の街路の進行状況について、説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議員の質問で、まず、今年度の概要の進捗状況でよろしいでしょうか。

○8番（服部公英） はい。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今年度につきましては、今まで社会資本総合整備交付金の街路事業で行って行っていました。これにつきましては、内示率が低く、完了のめどがつかない状況でございました。町長をはじめ、関係機関等もいろいろ県とも相談しながら、30年度から、同じ社会資本なんですけども、土地再生整備事業という補助金を活用して、向こう5年間の期限付きの事業として行っております。まず、ことしにつきましては、建物補償業務で繰り越しをして用地測量、来年度は建物補償と用地補償で33、34年度に工事をしていき、35年度で開通できればと今考えております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） ことしの決算、歳出の部分で出てきている説明書によりますと、建物補償の委託料も出ているんですけども、どの部分の建物が解決しているのか教えてもらえますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今年度におきましては、まず個人の家と大きな運送会社の建物調査をさせていただいて、補償金の値段を足して、調査して出したということでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） この部分については委託料としか載っていないんですけれども、大きな会社の部分と個人の部分についての補償料は聞かせてもらうことはできますか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今現在、交渉中ですけども、上物が業者の営業補償代、それと建物は底地の人ということで、2つ分かれております。それについては、31、32年度で執行していけるように、今のところ、業者というか、運送会社と協議をして、合意文書を相手に投げつけております。おおむねの補償に対する金額等については、土地の持ち主ないし業者の方も納得してもらっております。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 個々の金額は別に興味ないんですけれども、話がつくかどうかは興味があるので、今聞かせてもらって、話がつく見込みがあるというふうに聞かせてもらったと理解しておきます。その上で、交渉によっては、先ほどの完成見込みの年度については変わらないでしょうか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 冒頭で言いましたように、日付については変わらない見込みでございます。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） しつこいようなんですけれども、開通年月日は35年というふうに理解してよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 一応、35年めどという形で。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。丁寧にありがとうございました。

では、次の町内全域の歩道整備について説明を聞かせてくださいということで、お願いします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 委員の質問で、町内全域の歩道整備についてということですが、歩行者や自転車交通から分離するという目的で通行の安全と快適性を確保するとともに道路交通の円滑を図るという目的、歩道や自転車道、歩行者道の整備を推進するという目的もされております。上牧町におきましては、歩道延長が3,463メートル、16カ所ございます。公道については、きょうのマウンドアップ方式なり、最近でセミフラット構造にしておる米山新町線とか桜ヶ丘新町線がございしますが、町内としましては両方の構造があるのが実情でございます。今、平成29年度において、バリアフリー基本構想が完成されました。今後は特定事業に位置づけられた箇所において、推進協議会を立ち上げ、安心、安全に暮らせるまちづくりに向けて、今後は基準づくり、調査、設計工事等を進めていきたいと思っております。それ以外のところについては、やはり旧のマウンドアップ構造については、やはり車道をあけていかなければいけないという、大変な費用もかかるので、担当課としては、できるところから段差解消等に先に取り組んでいきたいという心づもりでおります。

○議長（辻 誠一） 服部議員。

○8番（服部公英） 上牧町は面積的に大変狭い町なんですけれども、でもそれは逆に考えると、きれいに全部歩道整備すれば、町中歩いてどこでも行けるのに、どっちの方を向いても6キロもかからないということで、どこでも行けると。歩いて行くことは健康にもつながりますし、買い物に行くにしろ、何にしろ、歩いて行ける歩道を大切にしていけることが、これからの上牧町を住みよい町になるというふうに私、思っていますので、今後ともまた、できる限りのところからでいいですから、歩道整備をしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私の質問は以上です。本当に細部にわたり丁寧にありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、8番、服部議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は3時ちょうど。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時00分

○議長（辻 誠一） それでは、再開いたします。

◇石丸典子

○議長（辻 誠一） 次に9番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（9番 石丸典子 登壇）

○9番（石丸典子） 9番、日本共産党の石丸典子です。

一般質問の通告書に従って、一般質問を行わせていただきます。今回、5項目にわたっております。まず1つ目は、地域交通政策について。2つ目、ため池の治水対策について。3つ目、ブロック塀等の安全対策事業について。4つ目、多子世帯の保育料軽減について。5つ目、平和祈念事業についてです。

まず1点目の地域交通政策についてですが、この件に関しましては、平成28年3月議会ではデマンドタクシー、予約制乗り合いタクシーの検討をという項目で質問させていただきました。第5次上牧町総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の中の基本施策の1つに、公共交通の利便性向上というのがうたわれております。そして、これまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たっての、町民の皆さんのアンケートでも、交通に対する要望が大変多く出されています。今も、先ほどの議員も一般質問に上げられましたとおり、コミュニティーバスの停留所をふやしてほしいとか、ほかの交通外出支援策は、今も大変多く要望が出されているものです。地域交通政策については、2013年12月に交通政策基本法ができました。その後、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正が行われ、自治体がこの交通政策、責任を持つてつくるのがうたわれております。上牧町では、コミュニティーバスが主に上牧町内の公共機関、またお買い物の利用で、主な外出支援策、地域交通政策の柱になっていると思われま。地域交通政策は、高齢者の移動の確保だけでなく、地域づくり、まちづくりの土台になるといわれているものです。その関係から、上牧町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、2020年には地域交通政策検討会を開催しますという目標が上げられているところです。少し大きな観点になりますけれども、上牧町特有の地理的条件等があり、多くの町民の方々は、高齢になってからの外出支援策、特に駅や病院等への支援を求めている方が多いと思います。先ほどの議員の答弁の中でも、今後、コミュニティーバスの利用促進のために検討を図っていくということですが、大きな観点で、町全体の交通政策ということで、地域交通政策検討会が必要だと考えるところです。

が、今の取り組み状況等あれば、報告していただきたいと思います。

2つ目のため池の治水対策ですけれども、去る8月20日に、日本共産党の地方議員の学習会で、奈良県の治水対策について、県の河川課から説明を受け、学習させていただきました。昨今の豪雨や台風などを考えると、治水対策は大変重要であることを再認識したところです。大和川は大小156の川が合流し、亀の背に集まるものです。奈良県では、洪水の備えとして、大和川流域総合治水対策が進められています。その1つにため池治水が挙げられています。上牧町の今回、平成30年度の一般会計補正予算の第3回でも、ため池貯留浸透事業予備調査業務委託料ということで137万計上され、12の池を対象とした調査が行われるという補正予算が組まれております。県でいただいた資料を見ますと、市町村で進みぐあいに大変差があるというふうにお聞きして、その資料の中では、上牧町が少しおこなっているような数値になっておりましたので、上牧町の計画と進捗状況をお伺いいたします。

3つ目、ブロック塀等の安全対策事業について。国では防災安全交付金で実施することができるということで、ブロック塀等の安全対策事業が示されています。その事業内容の説明には、ブロック塀等の倒壊による道路閉鎖を防ぎ、安全な避難路を確保するため、ブロック塀等の除去、生け垣整備を行うとされています。市町村の場合は、都道府県を通じて交付申請することとなっております。この防災安全交付金を活用すれば、自治体の負担が2分の1に軽減されるというふうな内容を聞かれていると思いますけれども、上牧町で行う事業、特に、北葛4町でも統一でこの補助金を使った事業が行われるという補正予算が組まれましたけれども、財源のところについて特にお聞きしたいと思います。

4つ目、多子世帯の保育料軽減について。現在の上牧町の町立幼稚園の保育料は、所得階層によって6段階になっておりますけれども、同一世帯において幼稚園年少から小学3年生までの範囲で、基本的には、1人目は階層の金額、2人目は半額、3人目は無料という形ですけれども、年が開いた、例えば3人目以降が4年生であれば満額の負担となります。一番所得階層の多いところでは月額7,000円となり、大変負担が重いという声も寄せられておりますけれども、満額負担になっている対象人数と年間の保育料をお伺いいたします。子育て支援策、特に、多子世帯の保育料軽減策として何かお考えがあるのであればお伺いしたいと思います。

5つ目は平和祈念事業についてです。ことしも8月に平和祈念資料展が開催されました。ことしは沖縄戦の写真展でした。私も会場を見させていただきましたが、パネルが20枚ということで、例年に比べると催しが少し寂しい印象を受けました。広報かんまき9月号の記事

でも来場者のアンケートが紹介されておりますけれども、その中に「沖縄出身です。もう少し資料が欲しかったです」との感想がありました。今後は資料展だけでなく、平和の大切さを考える、子どもも気軽に見に行けるようなアニメ等の映画会の開催を提案したいと思っておりますけれども、何か工夫があれば紹介いただきたいと思います。

以上の項目でお願いいたします。再質問につきましては、質問者席から行わせていただきます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 順次答弁のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 地域交通政策についてという大きな項目での質問でございます。先ほど壇上で議員からご質問いただきました部分につきましては、今、どういう形になっておるのかというふうな部分がございます。総合戦略、それと総合計画に基づきましては、地域交通政策検討会の開催を2020年、1回程度開催するというふうな報告にはなっておりましたが、今のところ、その部分につきましては開催をしていないのが現状でございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） これまでも、私はデマンドタクシーの検討ということで、質問で取り上げさせていただきました。上牧町の地理的条件からはなかなか難しいのかなという個人的な感想は持っておりますけれども、それ以外に、例えば、一定の条件でタクシー利用券の発行も考えられますけれども、先日の奈良新聞で、田原本町でデマンドタクシーから初乗りのタクシー券補助という記事が載っております。これで、利用者がふえてきているというのもありました。一定の条件がつけられていると思っておりますけれども、例えばこういう形で、チケット制で利用者の利便性を拡大するのであれば、上牧町には一番ぴったりと思うんです。地元の上牧町内のタクシー業者も潤うと。タクシー代が高いんですと言われながらも、橿原市の県立医大等にタクシーで治療に行かれています方もいらっしゃいます。出される方はいいんですけれども、そのタクシー代が負担な方については、何らかの形でそういう補助をしていく等含めて、考えるべき地域の交通政策と思うんですけれども、上牧町ではなかなか、大きな奈良市では地域交通政策の条例も定めたりしているところなんです。できることなら、奈良交通のバスを利用していただいたり、地元で営業されているタクシーを利用していただくのが一番と思うんですけれども、その町のかかわり、例えばタクシー券補助等、確かに一定の費用はかかります。申請をして登録されるということですので、本人に限るといってもいろいろ

ろありますけれども、それらも含めて、地域交通政策検討会と思っているんですけども、この検討会には鉄道の、奈良交通の方とか、いろんな専門家の方もありますし、国の法律は駅前も活性化というあたりも含んでいるので、ちょっと広がっているんですけども、観光事業であるとか、駅前の地域活性化も含まれていますけれども、私は、例えば幼稚園の送迎バスとかも地域交通政策にかかわってくるので、高齢者だけでなく、広く地域づくりの土台という観点ですと思っています。私もいろいろ慌てて資料を見たりしたんですけども、いろんな地域、他の自治体のことも参考いただいて、取り組みをお願いしたいと思うんです。上牧町は7平方キロの小さな町ですので、ほかの大きな町とか山間部のあるところと違うんですけども、住んでいらっしゃる方はどうしても不便だ、外に出られないとおっしゃいます。狭いと言えば狭い、歩いて行けるような距離と言われればそうですけれども、住民の要望はやっぱり高いです。

日本共産党では、県政への要求アンケートを8月中に配らせていただいたんですけども、上牧町内で、コミュニティーバスであるとか、外出支援策の要望はやっぱり大きいです。だから、その辺で上牧町らしい交通政策を検討していただきたいと思いますけれども、これはちなみに、担当はどこになりますか。これまでだったら、コミュニティーバスと地域交通政策と別の課になっていたと思うんです。これまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略でも、2つの課にまたがっていましたので、それをひっくるめて上牧町の交通政策という分野がいると思いますけれども、担当の課はどこになりますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 石丸議員のご質問でございます。コミュニティーバスにつきましては、担当は総務課で行わせていただいております。それと、地域公共交通の政策検討会におきましては、まちづくり創生課が担当課になっておる状況でございます。今までいろいろと田原本町の例を出していただきました。服部議員の割引の件にも1つはかかわってくると考えております。先ほどの答弁の中でも、現状としては、例えば先ほど言わせていただいたように、65歳以上の方が対象にするのであれば上牧町の割合は32.7%で、大分費用面もかかってくるかと。

今、11月18日の奈良新聞の田原本町のタクシー、交通弱者向けの初乗り料金の補助ということでお話をいただきましたが、初乗り運賃分の料金が補助されるにつきましては、70歳以上の高齢者や母子手帳の交付を受けた出産予定者、それと、未就学児で年間24枚、それと身体障害者手帳保持者が12枚というふうな形で掲載されておりました。実際のところ、費用面

を少しお尋ねさせていただいたんです。まだ、田原本町も公表もされておらないので、今、ここで金額面を公表してしまうと、田原本町に失礼に当たりますので、聞かせていただいた想定金額はうん千万、高額な料金だというふうに試算されております。ですから、上牧町もそういうふうな部分を取り入れるといたしましたら、やはり数千万以上はかかってくるというふうには、今のところ考えております。

それと、地域交通政策検討会におきましては、今、まだスタートしていないわけですが、先ほど言っておりました内容につきましても、全町的に調整会議等を開かせていただき、課題となる面につきまして提案していただき、どういうふうな方向が一番上牧町にとっていいのかも視野に入れながら検討していくことが大事になってくるというふうには、今のところ考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 確かに田原本町では70歳以上になっておりますけれども、例えば、元気な方は歩いたりとかもできますので、歩くのが困難である方とか、身障手帳の1級、2級の方とか、もう少し上牧の対象者を絞ることもできますので、全員70歳以上は年間24枚とかいう規定、田原本町ではされていますけれども、そういうのではなくて、本当に歩いて外出するのが困難、介護保険の関係等もありますから、介護保険の利用にかからない方でということで、もう少し範囲が狭まってくると思います。

それと、先ほどの服部議員の質問の中で、コミュニティーバスの利用のアンケートをとられて、その結果を受けた検討はこれからどういう形で拡充するかということには、まだ、いっつかわからないということがありましたけれども、これと地域交通政策検討会の開催とは一緒だという理解でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） コミュニティーバスと検討会につきましては、別々に考えていただいた方がいいというふうに思います。

それと、先ほど田原本町のお話が出ました。田原本町の方も、この経緯につきましては、コミュニティーバスを廃止されて、こういうふうな交通弱者向けといいますか、初乗り料金の補助をしたというふうにも聞いております。田原本町の部分につきましては、路線バスも通っていない現状もございます。上牧町はそうじゃなしに、奈良交通のバスも運行されておりますので、やはり民間と公の役場と、お互い反映しながらしていくのが一番いいのではないかと考えておりますが、やはり、総合計画や総合戦略にこういうふうな形で交通安全や交通

政策検討会の開催ということで、取り組みをさせていただくというふうな内容にもなっておりますので、そういうふうな部分につきましては、今後、先ほど言いましたように、全町を挙げて調整会議を開いて、最終的には、これを進めるに当たりましては、奈良交通やタクシー会社を交えながら進めていかなければならないとは考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） その内容はよく理解しております。ただ、奈良交通が入っていない地域が問題と思いますので、上牧町らしい交通政策にさせていただきたいのと、私はやっぱり、上牧町では、既に運行されているコミュニティーバスをさらに利用しやすいように充実していくのがまず一番かなと思いますので、せっかく全町民に配付を行われたアンケートも出されていますので、そのアンケートの要望に沿う形で、一日も早く利用促進のための改善ができるようにお願いしたいと思います。大きな問題で、大変ありがとうございます。

それでは、次のため池の治水対策の、上牧町の計画と進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議員の質問で、大和川流域総合治水対策のため池で、まず補正予算で予備調査をやられて、上牧町としては、大和川流域総合治水対策で少しおこなっているのではないかというご質問の中で、町としての計画と進捗状況の質問だと思います。それについてご説明します。

上牧町の計画としましては、雨水貯留浸透事業、グラウンド貯留浸透事業ですが、目標につきましては、1,350立米に対して、実施は2,027立米で、対策率は150%でございます。ため池治水の目標につきましては、2万1,600万立米に対して5,450立米で、対策率は25.2%でございます。水田貯留は現在行っておりません。それと、目標値である全体としましては、33%になっております。残りの1万5,473立米でございます。

実施につきまして、計画につきましては、さまざまな課題を上げられることにより、さらなる調査が必要ということで、今回、補正を上げさせていただきました。その例としましては、ため池の集水面積、堆積する土砂の量、池の水を受益している面積及び治水水量等の本格的な調査が必要であることから、今回、補正をさせていただきます。残りの対策の取り組みとして、35年までに目標値である2万1,600立米の達成に向けて進めていきたいというふうに思っております。

また、知事は奈良県と市町村において、新規事業であります国の支援を受けながら、5年以内に大和川の流域の治水被害ゼロを目指すということで、公約を吸い上げられました。そ

の名のごとく、平成緊急内水対策として、上牧町も南上牧地区で民有地の土地を利用し、土地の同意を得まして、候補地として現在、県に要望しております。ため池についての治水対策の計画と進捗状況でございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 今回の平成30年度の一般会計補正の3回で出している資料で、この調査ですけれども、これを全部行ったら目標達成ということですか。資料をよく見ますと、治水利用可能な上牧町ため池検討ということで、治水が可能なところ、13ですけれども、上牧町内には池はたくさんありますけれども、これだけを整備すれば目標達成ですか。既に、つくも池とハセダニ池は完了、私も予算のときにつくも池の整備にかかわった記憶があるんですけれども、既に終わっているのが2カ所で、あと、ここの資料に出されているところを整備すれば、目標達成という理解でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今回、補正予算で説明資料を出させていただきました。赤のところは終わっているところで、青のところについて、まず1番のニゴリ池から12番のポンガワ池の対策を、今現在、それを進めたら目標値をクリアするというので、鋭意努力したいということです。

○議長（辻 誠一） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） ちょっと補足させていただきます。この池なんですけれども、一応、この池の対象は2つの池となっておりますけれども、この池が全ていけるような形で、見込みでは調査させてもらうのですけれども、調査内容によりましては、やはり使えない池とかもあるかもしれませんので、全体的にいけるというのは、設計、調査が終わり次第、また報告させてもらいたいと思いますので、今のところは調査対象池という形でご理解いただければと思います。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 上牧町は洪水等、なかなか被害は少ないところで、ため池治水というのは、上牧町にはぴんと来なかったんですけれども、今回、改めて大和川の総合治水対策ということで、この事業の重要性、大変理解したところです。上牧町では、これまででもため池以外には、防災調整池であるとか、開発に伴う、例えばアピタであるとか周辺の住宅開発に伴う防災調整池であるとか、ほかには雨水の貯留浸透施設ということで、学校のグラウンド等もこういう事業を進められておりますので、特別治水対策、全体をためる対策としては、

そんなにおくれているというふうでもないと思っていたんですけども、市町村の対策率というので、進捗状況を地図で色分けされているのを見ると、何かおくれているような印象があったんですけど、これまでから取り組まれているけれども、目標5年間で設定されているということで、理解しました。よくわかりました。また、いろいろ農業の方の理解等も要るというお話も聞いておりますので、また、その辺も十分お話し合いいただいて、進めていただくようお願いしたいと思います。

ありがとうございます。これ、補正予算で上げられておりますけど、また予算等で上がってきた場合にお聞きしたいと思います。

それでは、次、ブロック塀等の安全対策事業で、国費の使われ方を特にお聞きしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ご質問の交付金の財源ですけれども、ブロック塀のところですが、今年度につきましては、民間ブロック塀につきましては、交付金の方は割り当てはありませんでした。来年度からは、当初から申請して補助金を活用し、民間ブロック塀の撤去を促進していきたいと考えております。民間への補助金額は撤去工事の2分の1以内で、上限10万円となります。国費は国が民間の支援で負担する分の2分の1が補助対象となっております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 今年度の事業は対象とならなかったのは、申請の時期でしょうか。防災安全交付金の、国全体の交付金の総額に対してでしょうか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今年度は大阪府の地震が6月で、年度途中ということで、今年度はその補助対象の枠は要望していなかったということでございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） いち早く対応したところについては、申請されている自治体もあったとは聞いていますけども、それで、今回補正で補助金1件、限度額10万円で10件分ということで、補正で要綱に基づいて組まれているわけなんですけども、小・中学校の通学の危険箇所を調べたら20件あったということで、それをわざわざ10件というふうに絞られたのはなぜですか。教育委員会が指定している通学路以外であれば、もっとあると思うんです。民家のいつどういう方が通られるかわからないというふうな道路上もありますから、その点からした

ら、箇所はもっと多いと思います。それをあえて10件分とされたことについて、どうだったんでしょうか。

○議長（辻 誠一） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） 10件ということなんですけれども、その10件に関しましては、とりあえず4町で協議させていただきまして10件という、とりあえず、早急にさせてもらうところが、予算等もありましたことから、10件と決めさせてもらいました。その10件になるんですけれども、もし要望等があれば、随時補正対応させてもらう考えでおります。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） それは、4町で統一でなく、それぞれの自治体で要望があったところは補正対応されるということによろしいですか。

○議長（辻 誠一） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） はい、そのとおりでございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） これは来年度もということですけども、期限が3年とか限られているということでしたね。その間で来年度については、国費も申請をするという説明でしたね。今年度の年度途中の補正のは対象にならなかったと。来年度も年度途中で要望が多ければ、10件でなく、もう少し件数が多い場合もあるということによろしいですね。

○議長（辻 誠一） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） 来年度、補正の対応でさせてもらうんですけども、将来的なことを考えますと、今年度、初めてのケースなので、とりあえず10件ということで上げさせていただいております。その後、この事業を進めた上で件数等があれば、それを見越しまして、また予算計上させてもらおうと思っています。また、その補助金につきましても、今年度、予算の枠がないということで検討させてもらいましたけれども、一応、扶養金とか補助金の方であれば、その要望も対応してもらえらると思っていますので、今後、その要望も今年度させてもらえたらと思っていますので、その辺は考えておりますので、よろしく願いします。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） わかりました。お聞きしておきます。

私は、補正予算を見たときに、いち早く補助金を使った安全対策事業が行われるということで、タイムリーだなと思ったところです。お聞きしておきます。ありがとうございます。

では、次の幼稚園の保育料の軽減のところ、3人目以降で軽減の対象となっていない方と人数と年間の保育料について、これは、金額と人数とかは出たんですか。よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議員質問の3人目以降の満額負担になっていない対象人数の年間の保育料でございます。平成29年度におきましては11名、金額にいたしまして77万7,000円で、見込みになるんですが、平成30年度では11名、金額といたしましては77万9,800円、この方々が多子軽減にはかからずに満額負担となっておられる方の人数と金額でございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） これ、国の制度で規定が小学3年生までの範囲でとなっていると思うんですけども、市町村独自でこの範囲を取り外して、例えば、18歳未満でとかいう枠を広げているところもあるんですが、私も大変疑問だと思うんですけども、3人目、4人目は間隔があいて兄弟がいる家庭もあります。そこについては、何人目であろうとそのままの額が、保育料が要るんです。条例ができたときも、大変不思議に思ったんですけど、小学3年生までという根拠は何かありますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） もともと今おっしゃっていた部分については、もう1つの要件があります。それは、年収約360万円未満世帯という形が入っております。この分を超えられた場合は、先ほど申しましたように、3子無料には該当しない方になってきます。先ほども言いましたように、ここの部分では年収関係も入ってくる。ただ、議員おっしゃっていただいているように、小学3年生以下という文言の規定は、そこまで詳しく知り得ておりませんが、私、認識不足で申しわけありませんが、3年生以下で決めた段階の部分については、なぜ4年生になったらだめなのかという部分の規定については、私、勉強不足でわかりかねるところでございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 今、平成29年、平成30年度の人数を聞かせていただいたら、大体11名ぐらいで、80万ぐらいですが、これぐらいだったら、3年生までという範囲を取り払っても、多子世帯への子育て支援策で、町独自で打ち出すことは十分可能ではないですか。この保育料の階層で一番高い層は、町民税所得割が22万1,200円以上というくくりになっているんですけども、この辺でやはり、多子世帯の軽減策も考えられるのではないのでしょうか。ほかの近

隣の市でも、この条件で1カ月丸々7,000円かかるようになったと聞いたことがありますし、先ほど壇上で言いました町内にお配りさせていただいたアンケートでも、上牧町でも声が寄せられております。少しあいている3人目は丸々かかっていることに対する疑問もありますので、本当に少子化対策、子育て支援策であれば、同一世帯において、幼稚園年少から小学3年生までの範囲を上牧町独自で外されてはいかかと思いますが、その点、検討はいただけますか。どうですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） その件の前にお聞きしていただきたい件があります。先ほども議員からおっしゃっていただきました一番高い階層、要するに町民税所得割21万1,201円以上の世帯ですが、さっきも議員おっしゃっていただきましたが、現実には7,000円かかっております。国の基準の保育料で換算いたしますと、2万5,700円が国の基準となっております。それを上牧町は1万8,700円を町の負担とさせていただいて、7,000円という形を決めさせていただいております。これを総括でお答えさせていただきますと、年間で、国の基準の保育料という部分で計算させていただきますと、1,686万6,000円が国の負担割合に換算してもらった保育料となります。町が負担する分を軽減させていただいておりますので、町が負担する分は1,040万1,600円、年間で約61.7%を町は行わせていただいております。ただ、この部分に対しまして、町といたしましても、今おっしゃっていただいたように、3年以上とかを取っ払う議論があると思うんですが、現状のまま維持して行いたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 既に国の基準よりも保育料を抑えているので、年間1,000万ほど町は負担しているという説明でした。そこに、今説明いただいた上乘せが80万ぐらいになるということですね。もし、小学3年生という範囲を取っ払ったら、負担額の増加は77万幾らとおっしゃいましたので、そのあたりは金額的に検討可能ではないですか。この幼稚園の保育料も、おそらく子ども・子育て支援の関係で所得に応じたあれになったと思うんですけども、かつては月額5,000円であるとか7,000円とか、決まった額が全員だったと思います。それがこういう形になっていると思うんですけども、多子世帯の支援策ということで、ぜひ検討の課題としていただきたいんですが、その辺はいかがですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、私もお答えしてもらった1,400万云々で、11名の方で約80万、それでしたら、1,100万出したら負担はいけるのではないかというふうな検討もおっしゃ

っていただいているんですけど、ただ、1点押さえていただきたいのは、「経済財政運営の改革の基本方針2018について」ということで、平成30年6月15日に決定された分ですが、これによりますと、少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現に向けて、平成31年10月より幼児教育無償化を一気に加速することとし、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所を無料にするという形のものが、今現在、打ち出されておられます。だから、私どもについても、80万云々の上乘せの検討もどうかという検討もごさいますが、先ほど申しましたように、この推移を現状のまま軽減をさせていただいて、その旨、31年の取り組みに向かいたいという考えを持っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） お聞きをしておきます。また申し上げたいと思います。多子世帯の保育料軽減についてはこれで終わります。ありがとうございます。

では、最後の平和祈念事業の取り組み、お願いしたいと思います。毎年いろいろ工夫はされていると思いますけれども、はっきり言いまして、ことしは少し手抜きの感が印象でしたので、今後の取り組みも含めて、アニメ等の映画会の開催等も工夫されてはいかがでしょうかということでお聞きしますので、お答えをよろしくお願ひします。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） では、先に平和祈念資料展について、少しお話の方をさせていただきたいと思います。本町が掲げる非核平和都市宣言の町の推進の一環といたしまして、戦争を体験した世代が少なくなっていく中で、戦争という悲惨な出来事を風化させないために、事実を後世に語り継ぎ、世界の恒久平和に寄与するということで、毎年開催させていただいております。本年におきましては、8月1日から8月15日の間の13日間で、ペガサスホール1階をお借りいたしまして、今年度におきましては、沖縄平和祈念資料館の協力を得て開催させていただいたところでございます。

今、議員の、少し通告書の中身にもございました。また、アンケートをとらせていただきました中にもありました「沖縄出身です。もう少し資料が欲しかったです」をはじめといたしまして、多くの貴重なご意見をいただいております。この部分について、少し説明の方、させていただきます。今年度におきましては、沖縄平和祈念資料館の展示資料をお借りしてということで、少しさっきのを説明させていただきましたが、これにつきましては、現地の資料館におきましては、1団体につきまして1回20点までの貸し出しという規定がございましたので、今年度につきましては、その規定に基づきまして借用させていただきまして、実

施させていただいたところでございます。ただ、今、議員おっしゃっていたとおり、事務局といたしましても、展示を準備させていただく中で、寂しかったのかなという状況は、そういったことも思いながら設定させていただいたところではございます。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） アニメ等の映画会ということで、1つ提案申し上げたいんですけども、大阪の柏原市では、8月4日から6日までということで、コミックの漫画本の原作の『この世界の片隅に』というアニメの映画をされているんですけども、柏原市平和展、いのちの尊さということなんですけれども、主催は大阪の柏原市ですけども、協賛、人権協会ということで、人権教育の一環でもされていたようです。入場が無料で、1日、午前午後の2回上演ということで、事前に整理券を発行するという形で行われたようですけれども、この映画は2016年に公開されていて、大変有名な映画で話題になったと聞いております。広島市を舞台にしたあれですけども、テレビ等でもアニメ等でもやっていたんですけども、例えば、こういう上映会を資料展と同時に行うということで、いろいろスタッフが必要であれば、ボランティアを募集されるとか、力を貸してくださる方もあると思いますので、そういう形でもう少し若い人も参加できるような、子どもたちも参加できるような、悲惨な写真だけでなくもう少しふわっとした形で、アニメという形で、平和の大切さがわかるような取り組みもぜひ検討されてはいかがかと思います。また、資料等お渡ししたいと思いますので、よろしくをお願いします。その点は、担当も毎年どこを扱うかでいろいろ大変だと思いますので、毎年ビデオ等も置いたりされたりとかあります。去年は私も知覧のあれで、ビデオ放映もありましたし、たまたま見ていたら、知覧出身の方も来てらして、いろいろ意見もおっしゃっておられましたので、結構毎年しっかり参加されている方は参加されていますので、もう少し若い人たち、子どもたちにもアピールできるような催しとなるよう工夫をいただきたいと思いますので、その辺をまた、よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 事務局といたしましても、展示会終了後、アンケート等見せていただきまして、実情、沖縄出身で資料が欲しかったとか、いろいろご意見もいただきまして、来年度に向けまして、どういった展示がいいのかということで、課内でも少しお話をさせていただいたところでございます。このたび、また一般質問で石丸議員からいろいろご意見、ご提案もいただきましたので、今回の意見も、またアンケートも参考にさせていただきまして、来年度、どういった形でどこの現地の資料といたしますか、展示するのは、まだ、今のと

ころ調整中でございますので、現地の資料館とも調整させていただきながら、パネル展だけではなく、遺品とかを借りれるのであれば借りてさせていただき、また、映画までいけないかわかりませんが、今回でしたらDVDの形で今後でもさせていただいておりましたが、議員がおっしゃるとおり、いろいろな世代にということもありますので、少しそういった子ども向けのアニメもお借りできるようなことがありましたら、そういう形で向こうとも調整させていただきながら、今後もよりよい資料展を開催できるように考えていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 石丸議員。

○9番（石丸典子） よろしくお願ひしたいと思います。毎年お取り組みご苦労さまです。

それでは、これで一般質問、全て終了いたしましたので、終わります。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、9番、石丸議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時54分

平成30年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成30年9月21日（金）午前9時開議

第 1 一般質問について

10番 康村昌史

7番 富木つや子

6番 長岡照美

2番 竹之内剛

11番 東充洋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	濱田寛	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司
まちづくり創生課長	松井直彦	福祉課長	青山雅則
こども支援課長	寺口万佐代	生き活き対策課長	林栄子
教育総務課長	丸橋秀行	政策調整課長補佐	俵本大輔

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	高木寛行		

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（辻 誠一） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔にご答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇康 村 昌 史

○議長（辻 誠一） それでは、10番、康村議員の発言を許します。

10番、康村議員。

（10番 康村昌史 登壇）

○10番（康村昌史） 皆さん、おはようございます。10番、自由民主党、康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

私の質問事項は2点についてです。1点目が、安全・安心なまちづくりについて。2点目が上牧町のまちおこしについてであります。

それでは、それぞれの質問の要旨について述べていきます。

まず、1点目、上牧町内の道路にある側溝について質問いたします。至るところで側溝のひび割れが見られておりますので、質問させていただきます。

1、側溝の意義とその所有者、管理者について。

2、側溝の耐用年数。老朽化について。

3、耐用年数の過ぎた側溝について。

2番目の上牧町の町おこしについてです。今年度で3年目を迎えるかんまき未来創造マリッジサポーター事業について質問いたします。

今年度の予算についてお尋ねいたします。

2、今年度の婚活イベントの内容について詳しくお話いただきたいと思います。

3、今年度のマリッジサポーター養成講座の応募状況について。

4、中長期財政計画によりますと平成33年度までは予算計上されているが、その後の見通しについて。特に、国・県からの補助金支給の動向をお答えいただきたいと思います。

以上です。

再質問は質問者席で行わせていただきます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、今、至るところで側溝のひび割れが見られるので、ちょっと心配になって質問いたしております。よく見てみますと、草木の根が大きくなって側溝を押し下ろしたりとかしてひびが入っていつているようなんですけど、また、もう40年以上たっているような側溝ですので、ひび割れが見えて側溝を押し下ろしていると、ああ、これもまたすごくお金がかかるんじゃないかという心配で質問させてもらいましたが、この1番についてお答えいただきたい。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 1点目の側溝の意義とその所有者、管理者についての説明をさせていただきます。

側溝の意義は、道路面に降った雨水を排除するために道路の両側に設けた排水溝であり、洪水を防ぐ等の対策に備えたものでございます。雨水を道路の両側にある側溝に流し、側溝から近くの川に流れる仕組みとして設置しております。もし、側溝がない道路の場合、雨が降るたびに通行が困難な状況に陥ることで極めて必要性が高くなるということで、側溝の必要性がうたわれております。

次に、管理ということで、管理は上牧町が現在行っております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 側溝の意義はよくわかりました。最近の局地的豪雨、本当に床下浸水、床上浸水等が多いので、側溝が必要ということがよくわかりました。

それでは、2番目と3番目はもう同じような質問ですので、一緒に答えてください。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 2番目の側溝の耐用年数ということで調べさせていただきました。鉄道の信号用コンクリート二次製品の耐用寿命の中からコンクリート工業株式会社が出されている中で、コンクリートの製品や配筋のぐあい、環境にもよるものですが、一概には言えないということでありますけれども、鉄筋コンクリートの耐用年数は標準的に65年ということ。短期的な考え方では30年ということ、おおむね65年が鉄筋コンクリートの耐用年数かなと思われま。また、無筋のコンクリートについては、鉄筋コンクリート以上の寿命があるのかなと思われま。

それと、3番目の耐用年数を過ぎた側溝についてということの質問ですが、住民の安全を第一に考えて、側溝のふたが破損したり、事故等のけがにつながる可能性を考えて、側溝の耐用年数の調査にも取り組んでいきますが、そのために、耐用年数を過ぎた側溝という概念ではなく、排水処理が著しく低下した箇所、または第三者に危険を及ぼすような状態となっている側溝については、随時、予算の範囲内で改修、補修を行っているというのがまちづくり創生課の考え方でございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 適宜修理をしていると。これ、やはり、かなりのお金がかかるんですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） やはり、隣接とのことも考えて、掘削、鉄筋のぐあいとかもかなりあるし、鉄筋入りの構造ということもあるし、やれば、今の維持管理費の予算ではなかなかちょっとしんどいと思います。ただ、先ほども言いましたように、そういう人が通って危険だということで、現場もパトロールをさせていただいて、その担当者が見て、悪いなどということは思っておるところについては随時やっつけようということで、今、取り組んでおります。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） ほんなら、最後に、もし、その耐用年数が来たと。この一帯のをもう

変えなければならないとなった場合、どのような工事になるんですか。側溝を見てみますと、もうすぐ家の土地が来ています。そこには崩れの石を積んでいるところが多くて、その上にブロックとか石での塀を載せていると。だから、側溝がずれて崩れの石が崩れたら塀まで倒れるというふうに業者から説明を受けています。だから、これ、本当に簡単に考えたらあかんと思って、今回、質問しています。だから、僕ら素人ではわからないんですよ。どうしてあれを交換するのか。その辺、ちょっと参考に教えていただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今の質問で、多分、横に石積みとかいいブロック塀とか使われて、その側溝が倒れて、予算等もありますのやけども、技術的には倒れてこないように矢板を打ったりして、隣接の所有者に迷惑かからないように工事もできる方法がありますので、現場、現場を見させていただいて、担当も派遣させていただいて、どういった方法がいいのかを考えてやっていけるというふうに思っております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） わかりました。それでは、この質問は終わります。

それでは、2つ目のマリッジサポーター事業について質問していきます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 1番目の今年度の予算なんですけれども、年々、国・県からの補助が減らされていっているんで、非常に心配しているんですけれども、その辺についてお話しいただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、今年度の予算について、先にご説明させていただきます。

今年度の予算につきましては、今回、第3回補正計上いたしました歳入で、地域少子化対策重点交付金57万6,000円、これが歳入でございます。それにつきまして、歳出につきましては、総額で391万3,000円の予算計上を行っております。通常であれば、補助金の対象額というのは交付の使用金額、事務経費の2分の1、この金額は変わっておりませんが、ただ、その補助対象額となる金額が今まででしたら、去年でしたら、交付が160万あたり補助があったと思うんですが、その補助対象額という部分でいろいろ、この部分についてはだめだということで補助対象額というのがかなり指定されてきました。それで、今回につきましては、2分の1の交付率は変わりませんが、57万6,000円、これを今やるという歳入になっております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） マリッジサポーターの事業は非常に大事だと僕は思っているんですけども、なぜ今回、この補助対象の金額が削られたのでしょうか。その理由を教えてくださいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 国の考えでは、その審査員の方がおっしゃりますには、同じ言葉を何回も去年と同じことの項目でやっておられる場合は、それはもう発展性がないので、違う項目に変えて、いろんな形で変えてくれと。もう古いやり方についてとかその分についてはもうこれは見ないよと、そういう形の部分が示唆されてきたりしておりますので、何回か県を通じて国の方に交付申請出されるんですが、その際にいろいろな部分で、ここは見直しを入れるように、この分には補助金はつけることができないというふうなことで、いろいろ精査された部分で、最終に今回出させていただいた57万6,000円という分が変わってきたというような詳細でございます。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） よくわかりました。

それでは、2番目の今年度の婚活イベントの内容について、詳しく教えてくださいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今年度の婚活イベントの内容につきましては、3回のイベントと実施させていただく予定をとっております。まず、10月に町民体育館を利用させていただきまして、今まではパーティーとかの形をとらせていただいたんですが、今回はちょっと体を動かしていただこうと。その方がより親密になれるんじや、お近づきになれるんじやないかということで、まず、男女14名を対象にビーチバレーボールをさせていただきたく。これは多分、広報の方にも折り込みをさせていただいているかと思っております。

2回目の開催につきましては、12月を予定させていただいております。まだ相手方とはっきりした交渉等は、お借りしますよということではお答えさせていただいておりますが、ここの概要等も決まっておられませんので、向こうの了承を得ておりませんので、この店の方の名前だけはまだ現在伏せさせていただきます。

次に、3回目は、例年にもありました3月ごろをめどに、これもまた去年と同様、マリッジサポーターさんの企画立案していただいたものを現実化させていただいて、イベントを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） よくわかりました。それでは、12月に行うのはクリスマスイベントというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） そのように理解していただいて結構だと思います。ただ、その店の雰囲気とかいろいろありますが、夜の部分に開催させていただくのか、午後のアフタヌーンパーティーのようなものを開催させていただくのか、そこはまだまだ今後、どちらの時間帯とかもいろんなことは決めさせていただいて、12月をめどにクリスマスパーティーという形をもって開催させていただきたいというような形を考えております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、3番目の今年度マリッジサポーター養成講座の応募状況についてお話していただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今年度マリッジサポーター養成講座の分につきましては、例年マリッジサポーター講座というのは1回、1時期だけをさせていただいていたと思います。例年1回開催しておりましたが、今回については、広く講座を受講できるように3回に養成講座を分けさせていただく予定で進めております。まず、7月28日に1回目の養成講座を開催させていただきました。このときに2名の方が受講していただいております。その後、11月、それと3月の養成講座の開催を予定させていただいております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 今年度は3回マリッジサポーター養成講座を行うと。1回目が7月28日で、2人の受講者しかいなかったというのは非常にショックなんですけれども、この原因についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 7月28日、確かにこれは再三再四いろんな、うちの課長もそうなんですけど、今回につきましては自治連合会の集会のときにも説明させていただいたり、いろんな会場で説明させていただいているんですが、それでもやっぱり、ちょっと関心が低いのか、その辺はちょっと私どもも考えなければならないと思うんですが、ただ、また、本当言うていると、この結婚していただくことが、カップルでも1人でできていただければ、また関心度も上がるのではないかと思うんですが、今、若干関心度が下がってきている。これ

はもう事務局の責任やと思いますが、また広報、周知、いろいろ畳みかけて募集。まず、どういう内容がお聞きしてくださいということを広げていかないと、まだ募集の方も、今、先ほども説明させていただいた2名という若干寂しい結果になっておりますが、ここはまた事務局の方もいろいろ考えて、今後どのような形をとれば。

というのも今回、3回にさせていただいたのは、例年でしたら1回、短期間、その期間だけしか設けさせていただきませんでした。それを門戸を広げよう。要するに、その方が10月であれば10月しか来られなかったら、7月に行きたかったのに7月にも、ほかの違うときもしてくれないのかなというふうなことで、今回はその部分も考えて3回という。要するに、この時期がだめであれば次の時期でも行けると。その時期がだめなら、また次の1回。ただ、1年に1回しか門戸を開いてないのであれば、それはもう必ず少ないと思います。ただ、今のように3回をめぐりにさせてもらっても少ないということは、また今後、その部分については分析をして、周知をかけさせていただくのか、いろんなことをもう一度考えさせていただいて、また、マリッジサポーターになっていただく方をふやしていただきたいという部分のことは考えておりますので。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） この少子高齢化、産経新聞には「静かなる有事」とよく書かれているんですけども、本当に国民いうんですか、住民にこの少子化に対する危機感が低過ぎるというんですかね。私、久しぶりに自治会長させていただいて、なぜここまで子どもの数が減っているのかなと。減っているその子どもの中で、さらに子ども会にも入らない人が約半数もいるという。一体この日本の国というのはこの先どうなっていくのかというのが本当に心配で仕方ないんですけども。

そこで、聞いておきたいのが、この予算の婚活イベントと養成講座に割り振っている内容、金額を教えてくださいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） イベントが、委託の方ですが192万6,200円。それと、マリッジサポーター育成事業のイベント契約費が198万6,200円という内容になっております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） やっぱり税金を使っていますので、何とかこのマリッジサポーターの事業を成功させたいとは思っているんですけども。

それでは、4番目の中長期財政計画によると、平成33年度までは予算計上されております

が、その後の見通しはどのように考えておられますか。特に、国・県からの補助金の支給動向を知りたいと思っています。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、今おっしゃっていただきました中長期財政計画では、平成33年以降の事業なんですけど、一応これにつきましては、当初から私どもも考えておりましたが、まず、その33年ぐらいをめどにマリッジサポーターさんの方を独立したNPO団体になっていただきたいという旨がございます。これは、国からも補助金申請のときにも言われております。活動はさせていただくんですが、それに対してずっと補助を出していくのか。国もNPO団体として活動してもらいたいというふうに、独立していただきたい。私どももそれを考えております。ただ、事務局としては平成33年度までをめどに独立したNPO団体として巣立っていただきまして、独立した団体となって活動を行っていただけるときはその場合までには、事務局、こちらのサイドとしましては、ぼんと突き放すという形ではなく、いろんなスキルを身につけていただくよう心がけて、また、独立なっていただいた後にも何らかの形で支援をできるようには考えておりますが、予算の計上上、一応33年度をめどに独立した団体となっていただくことを望んで、させていただきます。

先ほども申しました国・県の補助金の動向なんですけど、先ほども説明させていただいているように、事業の総事業費の2分の1、これは変わりはありませんが、ただ、その事務の経費に当たる部分もいろんな部分で削られてきております。ただ、次、31年度のこの少子化対策推進補助金がどういう形で提示されるかというのもまだ事務局の方には参っておりません。ただ、来た段階では、また事務局としましては、いろんな形、やり方、手法を変えたりして補助金の対象となる部分をふやしながら補助金は申請をして、補助を受けるようには心がけますが、ただ、私どもとしても、また31年度の補助金要綱、補助金申請というのがまだ手元に参っておりませんので、その動向がまた2分の1になるのか、それとも4分の1に下げられるのか、その辺はまだはっきりお答えできる段階ではないということだけご留意いただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） よくわかりました。ちょっとお尋ねしたいんですけども、今度マリッジサポーターが担当職員と一緒に町内の事業所を回るという計画があると聞いているんですけども、その内容について詳しくお話していただきたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） その件につきましては、結婚応援団というのがあると思うんです。その分について、結婚応援団を町全体に認知していただきたいと思います。それも、やっぱり、ポスターとか張らせていただく際にはいろいろ商店を回らせていただいて、このポスター掲示してくれとかいろんなお願いをさせていただくんですけど、その部分の認知を高める部分でも上牧町結婚応援団という形をとっていただいて、店舗等に何らかの協力を要請させていただいて、その店舗等でもこの事業を盛り上げていただきたい、ご協力願いたいということをお話させて、説明していただいて、その上牧町結婚応援団としてなっていただけないかなというふうなことで、店舗とかを回らせていただこうというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく意図がわかりました。

それでは最後に、私からの提案言うたらおかしいんですけども、結婚というのはあくまでも個人の自由の問題ですので、余り突っ込んだ発言はできないんですけども、今まで何組かをマッチングさせようと、陰で紹介したり、やってきましたが、やはり、男性の場合は収入面が非常に問題になるんですかね。やっぱり、生活のために男性の方の収入面が非常に問題になります。そこで、男性の候補者が公務員とか、あるいは大企業の社員とかでしたら非常に紹介しやすいというんでしょうか、すぐ女性を見つけられるんですか。マッチングの対象としてできるという。だから、そういったことが私としてはちょっとわかってきました。

そこで、やはり、こういった若者たちに結婚させようというんでしょうか、してもらおうというのは、やっぱり町ぐるみ、あるいは住民挙げてやるしか、これ、方法がないんじゃないかなと思っているんですけども、そこで、やっぱり地域経済の核となります上牧町、ここの職員さんにはまず結婚していただくというのは大事じゃないかと思っているんですけども、その辺について、町長、いかがお考えですか。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今ちょっと康村議員の意図というのか、趣旨がちょっとわかりにくいので、役場の職員がどうだという話をもう1回。どうしたらいいのか、どうしてほしいのかというのをもう1回ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 役場の職員の中に未婚の方がいらっしゃいます。そういった方をターゲットに、まず率先して結婚していただくという意味で、町長の協力をいただけないかなと。先ほど言いましたように、あくまでもこれは個人の問題ですので、非常に言いにくいんです

けれども、まずは役場から未婚者をなくすというのはいかがなものかと思って提案しております。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） もうおっしゃっている気持ち、意図というのはよくわかります。ただ、役場の職員も、今マリッジサポーターがおやりになっておられるそういう男女も同じでございますので、悪い例かも知れませんが、仮に私が未婚の男女を、例えば話をして、こういう時代だから早く結婚してというような話ができるのかどうか。先ほどから言われているように、少子化、将来的に大きな問題でございます。それは結婚をしない若者がふえてきているということでございますので、私、そういう題材のときには一般的には話はさせていただきますが、例えば、職員を個別に話をするというようなことは、これはやっぱり人権侵害にもなりますので、なかなかそういうことを。一般的な話はさせていただきますが、個別な話というのは、これはちょっとなかなかできないのではないのかなというふうに思います。

○議長（辻 誠一） 康村議員。

○10番（康村昌史） 私も本当に言いにくかったですけれども、要は町を挙げて、あるいは住民挙げて、1人でも多く結婚させて、この上牧町に住んでもらう。最悪でも北葛4町に住んでもらうような雰囲気づくりが僕は大事だと思って、この質問をさせていただきました。個人の自由です。しかし、このままでは本当に「静かなる有事」で、この国はもたないんじゃないかなというぐらいの少子化が進んでいますので、このような質問をさせていただきました。本当に失礼なこととは思いつつながら、そこまで少子化が進んでいると。これに対しては何とか町を挙げて、町長を先頭に対応していただきたいということをお願いして、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、10番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は9時40分。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時40分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。

◇富木つや子

○議長（辻 誠一） 次に、7番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（7番 富木つや子 登壇）

○7番（富木つや子） 皆さん、おはようございます。7番、公明党、富木つや子でございます。議長の許可が出ましたので、通告しておりました項目について一般質問をさせていただきます。

質問項目は（1）防災・減災等安全対策、（2）地域で高齢者を支える介護、（3）子どもの命を守る児童虐待防止強化の大きく3点です。よろしくお願いいたします。

9月もこの時期になりますと、爽やかな風や空の雲に少しずつ秋が感じられます。それにしても、ことしは激しい暑さに見舞われた夏でした。全国で熱中症にかかる人が続出し、また、各地で豪雨災害や地震災害が続き、上牧町も台風21号の被害がありました。自然災害が多発する中、公助はもちろん、地域住民の自助や共助の意識をどう高めていくのかを突きつけられたような思いでした。起こっている、起こってくる自然災害を決してよそ事としないで、いつでも起こり得るという意識を持って、我が家でも平時の備えを重要性を改めて肝に銘じた夏でした。

さて、今回、私たち全国の公明党所属議員がそれぞれの地域の現場を歩き、100万人訪問調査運動として、介護、子育て、中小企業、防災・減災の4つの重要なテーマに政策アンケートを行いました。アンケート調査を通し、その中でも介護、子育てなど、少子高齢化に伴う問題や相次ぐ自然災害に対する防災・減災などに多くの関心の高さを強く感じるとともに、住民が抱えるさまざまな不安や多様なニーズが明らかになりました。今回の調査結果でいただいたご意見の中から本町における安心のまちづくりから、防災・減災と介護について、お尋ねをいたします。

（1）防災・減災等安全対策について。防災・減災では、空き家、道路、河川の危険箇所などで改善が必要な場所の安全対策を求める声がありました。自然災害では異常気象や地震による災害はこの先いつでも起こると覚悟し、町民の生命、財産を守るために、地域の特性に合った防災対策は日ごろからの備えが必要であると再確認いたしました。次の点についてお伺いいたします。

①道路や空き家、済みません、ここで「河川」が通告書で抜けておりますので、よろしく
お願いいたします。道路や空き家、河川等危険箇所の対策。

②通学路におけるブロック塀等の危険箇所の点検と対策。

③被災者支援システムの構築状況と今後の取り組み。

④ハザードマップや防災の手引き等の町民への周知。

⑤防災教育として、子どもの防災手帳の配付。

⑥女性の視点からの防災ブックの進捗状況。

(2) 地域で高齢者を支える介護について。高齢者を訪問する中で地域で支え合う仕組み
の構築や認知症対策など、地域包括ケアシステムの重要性を改めて感じました。次の点をお
伺いいたします。

①地域包括支援センターの役割。

②認知症の取り組み。

(3) の3点目です。子どもの命を守る児童虐待防止強化についてお伺いします。子ども
の命を守る。東京目黒の女兒虐待死事件を受け、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰
り返されないように、政府は7月、緊急総合対策を決定し、防止強化に乗り出しています。
当町での子どもの命を守る児童虐待防止の取り組み4点をお聞きします。

①児童相談所との情報共有や連携。

②子どもの安全確認ができない場合の対応。

③相談体制の強化。

④児童虐待通報ダイヤル189の周知について。

以上が質問内容でございます。再質問は質問者席で行ってまいります。担当課の皆様、ご
答弁よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(辻 誠一) 富木議員。

○7番(富木つや子) 初めに、今回、私、質問項目が多くありまして、時間の関係もありま
すので、申しわけございませんが、答弁の方のご協力よろしくお願いをいたします。

今、壇上でお話をさせていただきましたアンケート、4月から7月にかけて4つのテーマ
で実施をさせていただいて、81万2,755人分の回答から5%を抽出、分析したものでございま
す。もちろん上牧町でも行わせていただきました。それで、アンケートの結果からは総括
的には、子育てでは、7割を超える人が教育費の負担に不満を覚えている。介護に直面して

いる人では、約6割の人が家族の負担が大きさを感じておる。また、防災・減災では、地域内で改善が必要な場所を複数回答でお聞きしたところ、空き家、道路、河川が上位を占めておりまして、いずれも3割を超える方からの安全対策を求める声がありました。相次ぐ自然災害の中で身近にある危険箇所に対する住民の警戒心がここで高まっていることがわかりました。

そこで、(1)の防災・減災等の安全対策からですが、初めにここで、部長から、この結果についての感想等もよろしく申し上げます。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 事前にアンケート調査を拝見させていただきました。最近では、熊本地震、大阪府北部地震、北海道地震が起こっております。いずれにも近いうちに起こる東海南海巨大地震につながる思いからのアンケート調査の高い結果ではないかと私自身は考えております。この分野で仕事を続けている上で、災害は身近にあるものだと実感しております。しかし、しっかりした取り組み強化、対応が必要と思ひ、災害が起きてからの対応も大事だが、日ごろの意識も大事であることがわかったので、もっと周囲の人たちにも防災・減災の意識を持ってもらうよう、意識の向上に日ごろから努めたいと思っております。そういった思いがこの結果で自分が感じた内容でございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。空き家に対して改善が必要であるということは、結果では36%、道路では危険を感じている、陥没をしたりとか、いろいろ道路が崩れたりとかいうことで34%、河川では30.6%を、いずれも3割超えでございます。通学路についても、もっといらっしゃるかと思ひますけれども、21.7%の方が、やはり通学路でも不安を感じているということで安全対策を求めておられます。

次ですが、防災の観点から、今このようなお話をさせていただいた観点から①の答弁、よろしく申し上げます。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ①の道路、河川、空き家等の危険箇所の対策ということで、防災・減災の安全対策ということで、まず、全国的に課題となっている空き家、空き地の適正管理とともに、道路、河川などのインフラ整備、老朽化対策は差し迫った緊急課題だと痛感しております。災害に強いまちづくりを目指し、道路に関しましては路面性状調査を行い、補修計画を立て、路面の状態の悪化している箇所から順次補修を行っております。河川に関

しましては、雨の降る量も局地的に集中、激甚していることから、大和川流域対策の目標を達成できるよう進めております。空き家に関しましては、現在は国が行っている空き家特別措置法を適用しておりますが、上牧町では12月議会に空き家と空地の適正管理の条例を上程をしたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。今、全体的に空き家、道路、河川ということでまとめて答弁をしていただきました。やはり、先ほど3割超えということで、不安を抱えているという国民の皆さん、豪雨災害、土砂災害、また河川の氾濫、道路の寸断、所有者が管理を怠っている空き家についての被害等々、本当に上牧町でも同じような回答でお話を聞かせていただきました。

そこで、やっぱり課題になっているのが、特に所有者が管理できていない空き家については、本当に災害のときに倒壊するとか、隣から何か飛んでくるとか、そういうふうな不安はいつも抱えながら、雨が降ると「大丈夫かな」、台風が来ると「大丈夫かな」というようなね。そのようなことで不安がつきまとったそのような暮らしをしているという方もいらっしゃるんで、この点については上牧町、先ほども空き家対策の中で部長からありましたけども、県のまとめ、これ、あるんですけども、空き家対策計画の策定に向けた市町村の実態調査では、これまでに計画を策定したのは21市町村。残り18市町村のうち3年度中が6市町村になっていて、あと、これについての法定協議会というのも設置になっておりまして、16市町村が設置済み、設置を予定している16市町村のうち30年度は田原本、高取、上牧町と山添、都祁村ですか、設置を目指しているというような新聞報道もございました。そういう観点からも上牧町については、特に私、これを心配しておりますので、また、道路もやはり心配をしますけれども、この空き家については本当に住民からの声が多くありました。この点についてお願いします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 空き家の観点からということでもありますけども、土地の所有者を特定できない場合ということで、ちょっと例文を載せております。書面上の調査、現地の調査、親族等への聞き取り調査などあらゆる調査を行っても土地所有者が存在しているかが、その行方が判明しない場合や土地所有者の生死すら判明しない場合、または、土地所有者の死亡は判明していないが、その相続人であることが判明できない場合などがあります。そのような場合には、各種制度ということで、不在者財産管理制度とか相続財産管理制度を活用

していくというのが今現在、弁護士を通じてやっていくというのが、とりあえず今の時点ではそういった方法も考えられると思います。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） そこで、今、上牧町においてはそのような対応をしないといけないような空き家というのはどれぐらいあるのか教えていただけますか。特定空き家。

○議長（辻 誠一） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） 特定空き家と今、認識しているのは2件ほどでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今回は、この中身についてはもう少しほかの形でお聞きすることにしたと思いますので、防災の観点からということで、全体的な危険箇所をということで今お聞きをしておりますので、この点についてはしっかりと。住民の命を守るということでは大変に、こういう全国的な課題になっているのはもうこの空き家、それからあと、通学路のブロック塀とか道路、河川ということに結果が出ましたので、今後、ほかの県についても安全対策を希望しておられるのは、やはりインフラの整備。水道等のそういうふうな管とかそういうふうなインフラの整備の老朽化対策等も近々な課題になっているということを経験の結果でよくわかりました。道路についても今後、上牧町は計画的にいろいろと整備をさせていただいておりますけれども、目に見えて陥没しているとか、これはもう本当に明らかに道路が危険箇所であるとかいうところも目につきますので、そのあたりもしっかりと対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 常日ごろ職員には道路のパトロール、今、問題となっている防災・減災の観点から改めてもう一度、道路じゃなく河川も橋梁も家も見回るようにということで、課員には指導していますので、その点、すぐさま緊急で道路とか補修せなあかんやつは抽出して、通行に支障のないように、事故が起こらないように現地を見回ってもらっているというのが状況でございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。きのう、おとといでしたか、私もうちの地元がもう大変えぐり取られている。何回もなんですけどね。毎回毎回同じことでそういうふうな道路の箇所がありまして、通報させていただいたら、もう本当にすぐ早急に対応していた

だきまして、住民さんからも大変早急な対応ということでご連絡ありました。そういうことで意識をしていただいているということでは住民さんは安心感が持たれたのではないかなと思いますので、大きな観点から防災についてもしっかりとよろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、次、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 次、通学路におけるブロック塀等の危険箇所でございます。点検と対策でございますが、これ、昨日からも何人もの議員からも質問がございました。重複しているところもありまして、私もほぼ答弁で聞かせていただきましたので、内容等はほぼわかりましたので結構でございます。ただ、交付金の活用について、少しこれはどうしてなのかなというように思いもありまして、私も今回、国の方へ自治体への財政支援、交付金の財政支援を求める意見書も出させていただいているところです。今後については、民間でも補修がしっかりできる補助をしっかり申請していただきまして、確保していただいて、補助にも工夫をしていきながら、もう要は、やはり子どもたち、また住民が安心して通行できるように、通学できるように対応お願いしたいと思いますが、その点についてお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 大阪北部の震源地で被害を受けて倒壊事故が起こった、1人の命が奪われたということで、北葛4町で会議をし、要綱も定め、撤去の補助金を出すということで、今回、急な事柄でございましたので、引き続き来年度もこの撤去工事に補助金を活用できるよう事前に、これからでも県に要望して、来年度からつけてもらえるように申請をしていきます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） くれぐれもよろしくお願いいたします。

では、次、お願いいたします。③です。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） この質問でございますが、被災者支援システム、大変大事な、また必ず必要である、災害が起こった後、後に起こったときの大変重要なシステムでございます。この点については、これまで平成23年度からきょうまで何度とは言いませんけれども、何度か質問をさせていただいております。近々では28年度の9月議会での答弁の中で部長から、たしか、先進地の事例を参考にできるだけ早く構築をしていきたいという答弁でござい

ましたが、構築状況、それから運用状況、今後についてお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ③の被災者支援システムの構築状況と今後の取り組みというところでございます。この部分につきましては、現在はセットアップを終え、住基データの取り込みをもう既に完了しております。また、連携を行うためのツールを独自で開発しましたので、災害発生時に即時に最新データへの更新が可能となっている状況でございます。また、今後の取り組みにつきましては、以前から避難所の部分につきましては、2000年会館を避難所として開設をさせていただいておりますので、サブシステムである避難所関連システム等の利用も視野に入れており、保健福祉センターをはじめ関連する担当課も交えてシステム利用の研修等を行う必要があります、その部分につきましても進めていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） そしたら、今はどこまで運用ができる状況ですか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今の状況につきましては、罹災証明まで発行できる形となっております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） この被災者支援システムは、阪神淡路大震災、壊滅的な被害を受けました。西宮が独自に開発をして、現在は地方公共団体情報システム、J-LISの被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、無償で全国に公開をさせていただいております。今、もうバージョン9まで行って、機能はどんどんバージョンアップしていているところですが、今は我が町が基本台帳をもとにして罹災証明まで発行できるということです。このバージョンアップした中でどのようなシステム、命を守るシステムが運用できるのかといいますと、今、8つのシステムが運用できるようになっております。上牧町は一番上の被災者支援システム、罹災証明発行、義援金の配付、義援金もですか。罹災証明だけということになって、避難所も。

（「これから」と言う者あり）

○7番（富木つや子） これからですね。そしたら、これはやはり、避難されている方の福祉情報を活用して細かな支援、避難所等、それからいろいろと緊急物資、皆さんに寄り添うとか命を守る構築、再建のシステムですから必ず大事となります。今8つありますので、

上牧町は今1つの罹災証明だけということで、じゃ、それからどうするのかというあたりです。やっぱり、避難所を管理するということとか、緊急物資を管理、それから配布する。それから仮設住宅の管理、それから、犠牲者遺族管理システム、倒壊家屋の管理システム、被災予測等・復旧復興関連システム。それから、避難行動要支援者関連システム、私、これが物すごく大事ではないかなと思います。この避難行動要支援者関連システムというのは、たしか、今、義務づけられていると思いますけれども、行動要支援者に対して手挙げ方式で名簿をつくって、そのことを総合的にここのシステム化をいたしまして運用管理を行うということで、有事の際に被災者システムと連動、連携をするということで、事前に避難行動、しっかりと避難をしていただくとか、今後の対応とかもここでしっかりと管理ができるようになっていきます。

このシステムは、今、部長からありました罹災証明まで今、発行できるということで、認識はしっかりといただいているということはわかります。いいシステムだとわかっている中で、やっぱり職員さん等多岐に業務ありますから、お忙しいし、いろいろ難しい面もありますので、正直なところ、そこまで手が回っていないというような受けとめ方を私はさせていただいております。専門性も要ります。でも、私がなぜこのシステムの重要性を言い続けているかという点ですけれども、当然おわかりですけれども、やっぱり、突然自然災害が起こったときに、発災時は人命救助が第一です。それから、その次は被災者への迅速な再建への生活支援。やはり、それは当然必要になりますので、防災防災といろいろ訓練をし、また、自助共助、次にありますけれども、防災の手引き、また訓練もしておりますけれども、その辺はしっかりとお取り組みしていただいておりますが、その後の再建についてのこのような対応というのも平時から並行してやっていくことが大事ではないかなと思いますので、その辺は再確認の話になりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、西宮市さんの地方公共団体情報システム機構のお話を議員からいただきました。本町といたしましても被災者支援システムだけの今の状況になっております。まずもって、この避難者関連システムを先に構築をする必要があるのではないかとこのふうにも考えております。8項目ほど言っていただきましたが、最終的には、避難行動要支援者の管理システム、やはり、これが一番大事になってくる部分だとも認識をしております。この部分につきましても、できるだけ早期に。今の状況を考えましたら、自然災害等々が発生している状況でございます。いつ、どこでどういうふうな形で自然災害が発生するか

わかりませんので、こういうシステムにつきましてもできるだけ早期に手続の方、進めながらやっていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） このシステムの地方公共団体の情報システム機構についてもセンター長の吉田さん等を中心に、次、県でもちょっと講習会、研修会をやるという予定もしておりますので、そのあたりにもしっかり参加していただいて。難しい面もございます。今まで、この吉田センター長については、各被災者に行かれまして、そのような現にシステムの対応等も行っておりまして、もう本当にいろんなところの現場の話もしていただきながらの重要性というのをお話していただきますので、しっかりその点も参加していただきまして、本腰を入れて命を守るシステム、しっかりと構築をお願いしたいと思います。最後、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、センター長さんのお話をさせていただきました。県の講習会等もあるということでございます。そういうふうな情報がまたいただけましたら、職員の方に対して、講習、研修の方を行って勉強するような形もとりたいというふうには考えております。先ほどからこのシステム、いろいろあるわけでございますが、そういうふうな部分も視野に入れながら、先ほども申しましたように、できるだけこのシステムに沿った形で運用できるような形を今後とっていきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） よろしく願いいたします。県の方はまだ予定ということで、私たち公明党の方で要請をさせていただいて、そこからのことになりますので、その後またお知らせをしていきたいと思っております。

じゃ、次、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ④と⑥を同じにさせていただいてもよろしいですか。

○7番（富木つや子） 結構です。

○総務部長（阪本正人） そうしましたら、ハザードマップの防災の手引き等の町民への周知、それと、女性の視点からの防災ブックの進捗状況についてでございます。

今回、補正予算で計上させていただきました防災の手引きにつきましては、486万円の補正を計上させていただいております。この部分につきまして、以前から少し、議員の方からも

女性の視点についての部分でお話がありました。そういうふうな部分も視野に入れながら、今回、ハザードマップ、それと防災の手引き、それと女性の視点からの防災のブック、これを1冊にまとめた保存版用として計画をさせていただいておるところでございます。この部分につきましては、災害から命を守る編とかいろいろ项目的には分かれておるわけですが、地震災害の揺れやすさマップ、それと水害・土砂災害のハザードマップ、それと避難所での生活について、それと女性目線の運営についてとそういうふうなもろもろの项目的には38項目ほどあるわけですが、そういうふうな部分を防災の手引きとして、これを保存版用とさせていただいて、1冊にまとめさせていただいて住民さんに配布をしたいというふうに計画をしているところでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） これまでの手引きは「減災のてびき」になっておりまして、中も見させていただいております。ハザードマップについては地震を中心に、また、避難所の施設の提示をしていただいているということになっております。これも本当にいい手引きになっていると思いますけれども、「防災の手引き」という方が何かわかりやすくいいかなど。まとめるという意味で、今回そのような形にされると思います。ハザードマップ、防災の手引き、女性の視点からの防災ブックということで、3つを1冊にして、しっかりとした冊子にして、今回作成をされるということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい。そのとおりで結構です。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今回もこのアンケートの中で、6月にアンケート回っておりまして、今回質問に取り上げた点ですけれども、あちこちで地震の話とか台風、もう21号、台風すごかったねとか大雨の話も出まして、ハザードマップとかこういうことが話題になりました。これ、全戸配布されていると思うんですけれども、これだけ防災防災と言いながら、この手引きやハザードマップ等の行政情報を知らない方がたくさんいらっしゃったんですね。確認していないと思うんですけど、どこにあったかわからんとか、もともとないのかどうかわかりませんが、そういう目にしたことがないという人も多かったんです。でも、これが現実だなというのを私、ちょっと感じさせていただきました。その辺ちょっと心配でもありましたし、その辺、どう捉えておられますか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） やはり、「減災のてびき」にしろ、ハザードマップにしろ、1冊のブックになっていないのが原因かなというふうに思っておりますが、反対に「減災のてびき」でしたら、どこかの新聞とか一緒に入ってしまって、そのまま廃棄されるような部分があるのではないのかなというふうには認識しておりますが、「減災のてびき」等につきましても、町のホームページ等にも掲載はさせていただいております。やはり、ホームページにまでたどり着かない住民の方々もおられるというわけでございます。そういうふうな部分も含めまして、今回、計画させていただいている防災の手引きにつきましても、もう保存版用として、1冊のブックとして配布をさせていただこうと思っておりますので、そうになりましたら、住民さんの意識としましては、保存版用となっているのであれば、やはり大切に保管をしていって、いろいろな分野ごとに掲載をするわけでございますが、この部分で手引きを参考に避難等そういうふうな部分で活用していただけたらいいのではないのかなというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） やはり、せっかく費用もかけてつくるわけですし、これが住民の命を救うということにつながらないと何も意味ありませんので、そういうふうに私も思います。

ここでですけれども、これ、産経新聞の記事なんですけれども、西日本豪雨によって、これ、こういうふうな手引きとか防災、ハザードマップの重要性をここに書かれています。多くの犠牲を出した西日本豪雨、広島県や愛媛県の土砂災害の現場を行政が事前に危険箇所を示したハザードマップと比較したところ、ほぼ予測どおりだったことがわかったと。各自治体へのこういうふうな取材でわかったということなんですけれども、もう既にご存じですけれども、51人の死者が出た真備町ですね。洪水の危険箇所を示すハザードマップを知っていた人の方が知らない人に比べて早く避難をしていたことがわかっています。しかし、ハザードマップを知らない人も半数にとどまっていることも判明しています。あらかじめ危険性を把握する手段としての重要性が改めて浮かぶ結果となっています。やはり、専門家も危険箇所に活用をしっかりと訴えているということで、ハザードマップ、危険箇所、それから、このようなマップが把握に有効であるということ、危機意識の向上に示されているということでもありますけれども、一方では、行政は町民にどうこれを周知させていくのかということが課題になっているということで、先ほど全戸配布という、ホームページにもということをおっしゃってございました。今さっき周知についてお話をいただいたので、その点は理解をいたしました。

ここですね。やはり、このような情報。周知について、もう答弁よろしいですか。お願いします。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） この周知につきましては、先ほどから全戸配布させていただくと。それと、また転入等で来られた方につきましても、この部分をしっかりと説明をさせていただき、活用をしていただくという方法も考えております。それと、さらには自治会にも説明をさせていただき、自治会やその中の自主防災組織などでも防災の手引きについての研修等、活用していただくような取り組みを行っていただくような啓発も行っていきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 周知や活用方法、今、部長から言っていた中に、私もやっぱり町民の意識も問題かと思うんですけども、難しい面も確かにありますね。町民への配布はもちろんですけども、先ほど、私もこれ、提案というかお話ししようかなと思っていました。自治連合会、それから民生委員の会議等もしっかりそこでお話、説明をしていただいて周知をする方法と、これはそのような周知の仕方はこれまではされていなかったのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） これまでというか民生委員さんの部分につきましては、「減災のてびき」とかハザードマップは、町の方で発行した部分はありますよというふうな一度は説明させていただいた経緯はあるかなというふうには考えております。この部分につきましては、やはり、民生委員さん、自治会の方の関係になってくるわけなんですけど、要配慮者の関係もございましたので、そういうふうな部分も含めながら、一度だけとは思いますが説明はさせていただいたかなという記憶はございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） こういうことは継続してしっかりと周知をしていただくということと、あと、町長のタウンミーティング等とかそのように大きな集まりの中でも、やはりお話をし、周知をしていくということも大事ではないかなと思います。自治会長さん、民生委員さん、地域のつながりある方は、やっぱり地域の広がりをつくれますし、地域でも共助を強めるための防災教育の充実等にも活用をしていただけるようになるのではないかなと思いますので、その点もよろしく願いをいたします。

先ほど、この6番目も一緒に、女性の視点からということで、防災ブックの中に入れて冊

子にするということでお聞きをさせていただきました。6番目、あえてここでお話をしますけれども、以前は平成29年の9月に質問しておりまして、地域防災計画業務継続計画の見直しがある中でやっていくということをおっしゃっていただいておりますので、今回この防災の手引きの中にしっかりと盛り込んでいただくということで、また、わかりやすい女性の視点からというのは大変重要でございますので、いいものができるということを期待しております。わかりました。ありがとうございました。

じゃ、次、お願いします。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 次です。防災教育として子どもの防災手帳の配付なんですけれども、現在、学校では、昨日の議会の中でも防災教育の内容の質問がありまして、内容等も私も確認をさせていただきました。学校の防災教育は非常に大事だと思っています。その防災教育の内容の中で確認をさせていただきますけれども、避難訓練の前日に避難経路をたどったり、基本行動の説明を行ったりというような内容でございましたが、このときにどのようなものを使って事前学習をされているのか。また、児童、生徒への防災教育に何か工夫をされているようなことがあればよろしくお願いします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 防災教育のときに使う資料としては、その時々ワークシートというところで行っているところがほとんど聞いております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） ワークシートとはどのようなもので、学校教育の中での資料になりますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） ワークシートにつきましては、各学校が訓練を行うために、校庭とか、また、その部分でこういうふうには逃げなさいよとか、順路とかの入った部分説明的なものになっております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） そしたら学校独自でその資料をつくられて、それを活用しながら事前学習をしているという判断でよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい、そのとおりでございます。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） そこで、今回の私は子どもの防災手帳の配付の提案をさせていただきます。やはり、今、全国で避難訓練、それから防災教育も非常に大事でございますので、実施をされております。自助があって、共助があるということで、災害時に正しい判断、また行動が命を守る教育を小さいときから身につけて、子どもが親と話し合いながら、先生に言われたからとか、親に、地域で言われたからとか誰に言われたからということではなくて、防災の意識をしっかりと自分なりに高めていくということが非常に大事ではないかなと思います。それで、先ほど言いました自助があって共助があるということで、公助、自助、共助ということで、やはり成り立っていく、命が守られていくのではないかなと思います。

そこで、今回、これ、防災手帳、これは愛知県の尾張旭市の子ども防災手帳をちょっと参考に提示をさせていただいております。これはA5、1年から3年用と、それから、4年から6年がこれ、2種類がこれ、ここにあります。手帳ですね。災害に備えて用意すべき品物とか、台風、地震のときにどう行動すべきとか、イラストを使って、それからいろいろ楽しく学べるように工夫されている手帳なんですね。これをやっぱり家族と話し合っ、ここはどういうふうに記入をしようとか、そういうふうに話し合いながら楽しくといいますか、自分のものにしていくということで、ここで言われているのは、手帳の文章だけで知識を取り入れるのではなくて、クイズを解いたり、考えをめぐらせて学んでもらいたいとそういうことで、やはり避難訓練の事前学習の際にもこれを使っているということで、尾張旭市ではこのように話をされておりました。この提案をどう捉えられて、また導入をされるかどうかそういうあたり、またご答弁をお願いします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、議員のおっしゃるとおり、この資料を見させていただいて、確かに自分で書き込むという欄が結構あります。そういうことでより理解を深めるという部分ではかなりいいものだと思っております。また、行動的には、このうちの7割、8割ぐらいはふだんから学校でのやっている部分ですけど、こうやって1つのものにまとめるのは大切なことだなとは考えております。

それとまた、学校、小学校では3つ、中学校では2つあります。そういう中でやっぱり統一した意見を持ってこういうものもつくっていくのも必要かなとは考えておりますので、またちょっと学校、また防災関係の担当課とも相談しながら前には進めたいなどは考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） そういうことで、ちょっと時間がありませんので内容的には詳しくできませんけれども、この防災手帳を親子で一緒に読んで、これ体験ですけれども、台風や大雨で避難するときに適切な履物のクイズはとなったときに、長靴、運動靴、サンダル、3つを挑戦したところ、長靴と運動靴どっちかなと迷っていた子どもがアドバイスと手帳のヒントをもって、履きやすい、歩きやすい履物が安全により正解。運動靴を選択できたというような、もうとっさのことですので、事前にこういうふう知識を持っていると、履きやすい、歩きやすい、走りやすいというようなことも含めた上で体験ができるのではないかなと思います。一例を挙げましたけれども、またしっかりと協議をしていただいております。お取り組みをお願いいたします。答弁よろしく申し上げます。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今の意見におきましては、しっかりと協議させていただきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） 結構です。ありがとうございました。

では、次、申し上げます。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） そしたら、次の（1）地域で高齢者を支える介護について、こちらをご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○7番（富木つや子） はい。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、その①地域支援センターの役割ということでございます。これは高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供するため、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種が包括的な継続的なサービスを行う体制を構築することだと考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。

今回のアンケートの中で、やはり大事なところ辺がありまして、介護については大変皆さん心配されていて、今後の自分の、「明日は我が身や」と言いながら、いろんな話をさせていただきながら回りました。先ほどもありましたように、総括的なことでは、教育負担の軽減

とか、要介護を支える地域包括ケアなどを進めていくことが非常に大事だなと思いました。この中で現実には井戸端会議風に話をしながらわかったことは、この調査では地域包括支援センターを知っている人は約8割に上ったんですね。それが同センターを中心とする相談システムは知られているものの、「いや、こんななったときどうしよう」って「認知症になったらどうしよう」とかそういう家族がこうなったときにはどうしようというときに、いざというときの相談先が、やはり本当にパーセンテージが低く、皆さんが地域包括支援センターでそのような相談をするところということで、いざというときの相談先34.3%になっておりました。

介護の負担というのは58.8%で、もう本当に家族の負担が大きくなって、その中でいざというときに、地域包括センターのことは、8割近くは町にあるとか市にあるとかいうのは知っているけれども、いざとなったときの相談先が3割ということで34%。どこに言うたらいいのかということが結果がわかったわけですね。だから、最終的にはどういうことかということ、地域包括センターは知っているけれども相談先にはつながっていなかったということやと思うんですね。だから、今おっしゃったように、いろいろ住民の介護、それから、広範囲に保健であるとか医療の部分、介護の部分でいろんな部分で相談をするところがここの地域包括支援センターですから、いざというときにやはり十分にそこを知らなかったということが、可能性がありますので、結果的にその点についてはいかがお考えですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただいて、地域包括支援センターが8割の周知があって、その項目の活用内容等については34.3。地域包括支援センターのことは名前としては8割ご存じなのか、それはそれではいいのか。ただ、今おっしゃっていただいた、かなり気になる部分はその内容が34.3%に下がる、これはちょっとどうなのかというのは、多分、私どもスタッフの方の。ただ、名前自身をご存じであったことはありがたいんですが、今言うているような活動内容、どこに相談していいのかになってしまったらわからなくなる。ただ、そしたら、これをどのように説明をさせていただくのか。また包括支援センターはこういうところですよという周知広告はいろんなところに媒体に載せさせてもらってやらせていただいたとしても、この数字がまた果たして上がるものなのか。そしたら、今後、どういう形の形をとるとこの包括支援センターの知名度8割と内容が8割とそういう形にひつついてくるのか。そこはちょっと私どももいろいろ考えていかなければ。

やること、いろんなことは包括はやってきておりますし、そこに相談していただければ、

に取り組みを考えさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。

次、②の認知症の取り組みについては、この議会資料の中のナンバー介護のところの15のところに、いろいろサービスの資料を載せさせていただいておりますので、ここを見させていただいて、ここはどういうことを言いたかったかという、やはり認知症への不安が目立つのが、不安を持っている方は26.8%でした。その中で認知症初期集中支援チーム、認知症をやはりしっかりと捉えていく、そしてまた、しっかりそれなりのサービスをしていくというところなんですけれども、そういうチームも立ち上がっていますよということを知っている方が12.1%、極めて低いという結果が出たので、そのことをちょっとお話をしたいなと思っていましたので、そういうことも含めながら、認知症のこの取り組みの中で、ここに言ういただければ大丈夫ですよって、いろんな不安等についてもしっかり取り除き、先ほど言いましたように、最終的に家族の介護の負担というのは58.8%、約60%に近いという、そのように皆さんが思っていたら良かったですので、また家族にそういうことも含めながら相談窓口、また認知症にかかっても大丈夫です、町でこういうふうな対応をさせて、寄り添いますよというような体制を今後大事になってくるかなと思いますので、そのことを今回、結果からお話をして、そして、対応を強化させていただきたいなということで質問をさせていただいたところです。ありがとうございました。

次なんですけれども、時間がありませんので、(2)の子どもの命を守る児童虐待の強化については次回の質問に送らせていただきたいと思いますので、時間配分が私もちょっと上手にできませんで申しわけございませんでした。次に質問をさせていただきたいと思いますので、時間、40分までですね。もうちょっとしかありませんので、次に質問をさせていただきたいと思います。申しわけございません。よろしく願いいたします。では、ありがとうございました。

私の質問は終わりたいと思います。長時間ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、7番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は10時50分とします。

休憩 午前10時38分

休憩 午前10時50分

○議長（辻 誠一） それでは、再開いたします。



◇長岡照美

○議長（辻 誠一） 次に、6番、長岡議員の発言を許します。

長岡議員。

（6番 長岡照美 登壇）

○6番（長岡照美） 6番、公明党、長岡照美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行わせていただきます。

質問項目は3点です。1、高齢や病気になっても自分らしく暮らせるまちの取り組みについて、2、ヘルプカードのさらなる普及推進について、3、認知症高齢者等見守り支援事業についてでございます。

まず、1項目めの奈良県では健康寿命日本一の実現に向けて、「がんにならない、がんになっても安心できる奈良県」を目指し、第3期奈良県がん対策推進計画を推進しております。全体目標として、1、がんにならない。がんで若い人が亡くならない。2、全てのがん患者とその家族の苦痛が軽減され、安心、納得のいく療養生活を送ることができる。3、全ての県民ががんを知り、がんと向き合い、希望を持って暮らせる地域共生社会をつくることを目標とし、がんで亡くならない県、日本一を目指しております。

1、9月はがん征圧月間です。がん予防に対する意識啓発はどのように行っているのかお伺いいたします。

2、受診率の向上に向けた取り組みについてお伺いいたします。

3、国は、がん対策推進基本計画を踏まえ、小児がん対策を進めています。乳幼児健診における小児がんの早期発見についてお伺いいたします。

4、小・中学校でのがん教育の取り組みについてお伺いいたします。

5、がんになっても安心して暮らせる、安心して働くことができる患者の就労を含めた日常生活において必要な医療用補正具、医療用ウィッグや乳房補正具は一般的なものでも高額です。医療費控除や健康保険では対象外になっております。医療用補正具購入助成について

お伺いいたします。

次、2項目めのヘルプカードのさらなる普及推進についてでございます。ヘルプマークは聴覚障害、知的障害、義手、義足を使っている、人工肛門、人工膀胱などを使用しているなど、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからないが、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるものです。援助しやすくなるよう作成されたマークです。

まず、現状についてお伺いいたします。

- ①障害者や援助や配慮を必要とされる方の把握について。
- ②ヘルプマークの周知活動を行っているのかお聞かせください。
- ③ヘルプマークの配付方法、配付数についてお伺いいたします。

次に、今後についてお伺いいたします。

- ①ヘルプカードを必要とされる方々に携帯していただく方法について。
- ②配付場所については、やはり生活に近い場所などで配付いただける取り組みについてお伺いいたします。

③配付に関して、幾つかの先進事例において、希望者に郵送するという方法をとっている自治体もあります。本町のお考えをお聞かせください。

次に、3項目め、認知症高齢者等見守り支援事業についてでございます。

- 1、行方不明高齢者の位置情報がわかる探知機の貸し出し状況について。
- 2、軽度の行方不明高齢者を住民の方が早期に発見し、情報提供をしていただける取り組みについてお伺いいたします。

再質問につきましては質問者席で行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） まず初めに、認知症の方やその家族を支援するという形でオレンジリング、きょう着用していただいているのがすごく目につきましたので、行政の方がやはり認知症の家族とかその方を応援しますよという目印にもなっていますので、本当にありがたいなと思いましたので、まず一言お礼を申し上げます。

それでは、1つ目のがんに対する意識啓発についてお伺いしたいと思います。

国民の2人に1人は生涯で一度はがんになると診断される時代でございます。2016年度で亡くなった方は37万2,986人で、死亡総数の28.5%を占めております。1981年以降35年間連続で死因のトップになっております。9月はがん予防に対する意識啓発を目的に、適切な予防や早期発見、早期治療を呼びかける月間でございます。がんに対する意識啓発について、町

はどのように取り組まれているのか、その点お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、がんに対しての意識啓発をどのようにしているかという質問でございます。集団特定健診、がん検診の実施に際し、受診者に向けて、がんの早期発見、早期治療についての知識啓発をまず行わせていただいております。また、平成29年度策定の上牧町第2次健康増進計画・食育推進計画のスローガンの1つにも「受けよう検診、防ごうがん」を掲げ、概要版を全戸配布させていただいております。ただ、上牧町の広報はかんまきなんですけど、元気講座では健康づくりのためにがん検診を活用する旨を呼びかけるような方の啓発をさせていただいております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今、町の啓発についてお伺いさせていただきました。

県ではがんの征圧月間に合わせましてがんの関係イベントが、10月21日日曜日に檀原のイオンモールで奈良県がん征圧大会健康づくりフェスタが開催されます。県民の皆様にごがんや生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を目的として、大腸がんや乳がんなどのパネル展示、クイズラリーの実施、小児がんの啓発パンフレットの配布、骨密度や血管年齢など無料で測定されております。その他、キッズコーナーや粗品のプレゼントもあり、当日はマンモグラフィ検診と子宮頸がん検診の無料クーポンの先着配布も予定されているようです。県内で開催されるがん検診のイベント等のお知らせをまず住民さんにしていただけないか。この1点と、また町でも征圧月間の時期に合わせて、イベントなどの開催ができないのか。その点についてお伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただいている10月10日分の分になるんですけど、ポスターの掲示はさせていただいております。ただ、多分、広報には掲載はさせていただかなかったのかなというふうに思っておりますし、今後はこういう形のイベント、こういうのがあれば、私どもの方も参加させていただくなり、そこで啓発させていただくなり、その辺の啓蒙、啓発に努めていきたいというふうな考えでございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） また、この時期に合わせてイベントなどの計画等はできないのか。やはり、一つ一つのイベントであり、研修会、お知らせはやはり、住民の皆様にごがんについて考える機会を1つでも多くつくれるようにしていただきたいと思ひ、お伺いしたいと思ひます。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていた先ほどのあれなんです、県のイベントですから、これはもう当然大きな調査をされていかれる。そこを町としてもいろんなフェスタ、ペガサスフェスタ、そういうところがありましたら、そういうふうな告知、がんはこういうものですよ、怖いですよ、ただ、早期発見に対しては治る可能性が今はもう大きくなりましたよ、その辺の啓発とかは、いろんなそういう町のイベント事がございましたら、その辺のときにいろいろ周知をさせていただきたいというふうな考えでおります。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） わかりましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2番目の受診率の向上に向けてお伺いしたいと思います。がん死因のトップは男性で肺がん、女性が大腸がんです。男女ともに膵臓がんが増加している一方で、男性の肺がん、胃がんが減少傾向にあると言われております。女性では乳がんも年々増加しているようです。最近お亡くなりになりました国民的な人気アニメの「ちびまる子ちゃん」を生んだ漫画家のさくらももこさん53歳の命を奪ったのも乳がんでございました。上牧町の傾向と施策、また、お取り組み等お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、今おっしゃっていただいたように、女性の方、乳がん、これは多分、欧米食の進行によりそういう形がふえてきているのかなというのも考えています。まず、がん検診の受診向上に向けての取り組みでございますが、その1つとしましては、平成30年度、通常であれば、集団健診は平日に行わさせていただいております。これを共働きの家庭の方とかがより、平日では受けられない方に対して土曜、日曜の集団検診を行わせていただきました。その機会にまた、乳がん、子宮がん検診につきましては、受診勧告である無料クーポンの配布。未受診者に対してはコール、リコール、再勧奨を事業実施させていただいております。ただ、その再勧奨につきましても、今回テレビの方も乳がん検診特集番組がNHKの方で放送されたかと思えます。それが関心があるということで、国立がん研究所案の受診勧奨圧着はがきというのもこの時期に目がけて送らせていただきました。関心の高いときに送らせていただいた方が効果はいいんじゃないかという形で送らせていただいております。

また、今年度もいろんな議員の方からさせていただくんですが、「けんしんG O！ポイント」事業もさせていただく。それと、県と共同において、スーパーなどにおいて、肺がん検

診受診促進キャンペーンとかお取り組み、そして、今後の取り組みといたしましては、がん予防推進養成であるとかがん検診の大切さという機運の醸成を図っていきたいというのが町の考えでございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 受診率の向上に向けて多くの事業を行っていただいているようでございますので、またしっかりと住民様に周知していただいて、ご利用いただけますように、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の小児がんの早期発見についてお伺いしたいと思います。

我が国では小児の死亡原因の第1位はがんということでございます。小児がんの発症数は年間に2,000人から2,500人と少ない状況でございます。医療施設も全国に200程度しかないようです。国では昨年より全国15カ所に小児がん拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っております。小児がんについてのご認識等お伺いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 小児がんに関してですが、現在、乳幼児健診とかでは、上牧町では、奈良県で発行された乳幼児健診健康マニュアルというのに沿って実施しております。健診はあくまでもこれ、一次スクリーニングという、まれな幅広い分野がある小児がんの早期発見につながるのは、これ、かなり難しい面がございます。しかしながら、本町では法定の乳幼児健診に加え、10カ月健診の実施を行ったり、乳幼児健診における小児科医の診察を実施しております。今後も乳幼児健診の制度管理を適切に進めていき、早期の発見に努めたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今、小児がん、乳幼児健診の話をうかがわせていただきました。

この小児がんの中には網膜芽細胞腫という目のがんがあります。発症は出生児の1.5万人から1.6万人に1人というぐあいに大変少ないがんでございますが、このがんは5歳までに95%が診断されております。その多くは家族が子どもの目の異常に気づいて受診に至っているという状況でございます。素人でも症状に気づきやすい小児がんとも言われております。そのためには、早期発見に向けた住民への啓発が重要ということでございますので、この小児がん、また、その啓発について、どのように進めていかれるのか。その点、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、今、目の5歳までになる網膜の部分ですが、これ、私ど

もの3歳児健診で目の検診等確認させていただいて、その中に入れさせていただいております。ただ、小児がんについては確かに難しい部分がありますので、その辺、今後ともいろんな部分でこの部分については検討して、いろんな項目に対して、また、いろんな検診に対してもどういうふうに早期発見につなげていけるか、そういうのをいろいろ勉強させていただいて、その検診等の中にも組み込まさせていただき、その他、周知の方もそれにつけて周知させていただくとそういう形を考えさせていただきます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今、部長の方からこの網膜芽細胞腫という小児がん、早期発見に向けての検査は進めていかれるということでよかったのでしょうか。済みません、もう一度お願いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 3歳児検診のときに小児科医の先生がされますので、問診と外観から見たそのときに何か異常があれば気づいていただけるのか。それを3歳児健診の方で実施させていただいておるといふ。その部分については視力検査等々いろいろ検査させていただいて、まず、今おっしゃっていただいたように、5歳までにそれがわかるのであれば、95%が治癒するのであるのであれば、私どもの方は、その5歳あるいは3歳児の健診のときにそういうチェックをかけて、その検診を重視していきたい。今後とも進めていくという形をとらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 健診の折にということでお伺いさせていただきました。

やはり、この網膜芽細胞腫というのは早期発見というのが一番ということでございまして、やはり、腫瘍が眼球内にとどまっている場合は、眼球を摘出しないで可能な限り残す治療が多いと言われております。そのためには早期発見ということですので、ぜひ。この乳幼児健診で白色瞳孔という、瞳孔から入った光が眼球の奥にある腫瘍に反射しまして白く見える症状をチェックできる体制も整っているということでしょうか。

○議長（辻 誠一） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 乳幼児健診でも乳児健診の方は小児科医がきっちり見させていただいております。問診及び保護者様からの気づき、いろんな子どもさんのほかを見ていらっしやうの気づき、あと、小児科医がペンライトで当てて反射を見たりとかもきっちりしてくれていますので、3カ月、10カ月健診については、小児科医が外から見えるものに

についてはフォローできると思います。ただ、3歳児健診は視力検査と斜視とか外観のものをきっちり見させていただいております。これは、専門医ではありませんけども小児科医の熟練の先生たちがきっちり見させていただいて、外観からの検査はできております。ただ、100%細胞腫が見つかるかといったら、それは言い過ぎだと思いますので、また、変わったことがないかとか問診の方での聞き取りをきっちり進めていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。乳幼児健診等で早期発見につなげる体制がとられているということで理解させていただきましたので、ありがとうございます。

それでは、次に進ませていただきたいと思います。次は、がん教育についてお伺いしたいと思います。

がんに対する正しい知識を学び、また、命の大切さについて理解を深めるがん教育でございます。がん教育の重要性から、がん対策基本法では学校や社会でのがん教育の推進が明記されました。がんの専門医やがんの経験者らが学校に出向いて子どもたちに出前講座を行う取り組みが各地で広がっておりますが、本町でのがん教育についてお伺いしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） お答えいたします。

近年、日本人の死亡原因の1位であるがんについては、子どもたちが正しく理解し、適切な態度や行動をとるように育成することが望まれております。それについて、小学校では小学校6年生で保健体育の授業で、病気の1つとして、がんについて学びます。中学校におきましては、3年生の保健体育の授業で、教科書や奈良県が中学生用に作成しているリーフレットを資料として、がんがどのような病気であるのか、集団健診によってがんが見つかるのか、また、がんの予防をするための食事や生活習慣の見直しなども学んでいるところであります。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 日本対がん協会では、子どものことからがんについて正しい知識を伝えることが大切だと考えまして、先ほど、教科書等で指導しているというお話もございましたが、早くから中学校や高等学校での出張授業や教材づくりなどに取り組んでおられます。出張授業でのアンケートでは、授業前には「がんになったら治らない」と答えた子どもたち、中学2年生が約60%でしたが、授業後は約20%に減ったという結果も出ております。

私が28年3月議会にがん教育についてお伺いさせていただきました。具体的には発達段階

に応じて作成した教材の活用、今、部長がおっしゃられたことかと思えます。そのほかにも学校と連携して町医等の専門的な立場の方による研修会の開催の必要も確認されておりました。がん教育の推進については進めさせていただきたいというご答弁がございましたが、研修会の開催や出前授業などは行われたのか、その点、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 申しわけありませんが、がんについての特別な研修会は行っていない状態ではありますが、もう一度考えさせていただきたいと思えます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今後しっかりとお進めいただきたいとこのように思います。

やはり、大人も含めまして、正しい知識を知る機会というのがとても少ないのが現状だと思います。やはり、がんをむやみに怖がったり、また、誤解や偏見をなくすということも子どもたちへのがん教育についてはとても大切なことだと思います。やはり、子どもたちのがんを知ってもらうことで、家族とか、また周囲の人たちの意識に変化が出てくると言われますので、がん教育の推進を今後とも積極的に、具体的に行っていただきたいと思えますが、その点についてお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、議員のおっしゃられたとおり、積極的に取り組みたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。

それでは、次に進めさせていただきます。次、医療用補正具の購入費助成についてお伺いしたいと思います。

頭髪に悩みを抱える子どもたちもいらっしゃいます。小児がんや白血病、また先天性の無毛症、不慮の事故などで髪を失った子どもたちは、外見的な理由から外出することが苦痛であり、困難になる場合があるとされており、病気の治療費など経済的な負担が大きいものでございます。その中で18歳以下の子どもたちに医療用ウィッグを無償で提供しているヘアドネーションの活動があります。このヘアドネーションの活動についてのご認識というのはございますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） ヘアドネーションという活動なんです、多分、これ、NPO

団体がやられておられると思います。それと理容師さんが賛助された。要するに、子どもさん、大人でもいいんですが、31センチの髪を切って、その部分をNPO団体に送っていただく。NPO団体が必要とされる方のウィッグ、かつらを無償で提供させていただけるという。ただ、髪を提供される方、それとあと、一般に言われるのは、多分それだけでは運営はできてこないで、それに対しての補助というか募金になるんですか、一口幾らという募金活動をされているというぐらいの認識を持っております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。今、部長おっしゃっていただきましたヘアドネーションというのは、病気などによって髪を失った人が使用する医療用かつらの材料として切った髪を寄附するという事業でございます。多くの芸能人の方も髪の中の寄附を行っております。町内の住民さんの中にもこの活動に協力されている方がいらっしゃいます。この寄附された髪の中の毛は子どもたちのための医療用ウィッグ、かつらにつくり変えられるというものです。先ほどおっしゃられました医療用ウィッグを無償提供しているNPO法人は、今までに296名のウィッグをプレゼントしております。

医療用ウィッグを必要としている全国の子どもたちのもとへ送る活動ということで、やはり、多くの町民の皆様にもヘアドネーションを知っていただくことはできないのか。また、知っていただくことでがんへの理解も進むのではないかと考えますが、その点よろしく願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 非常に行うことはいい活動されているなというのは、私の率直な意見ですが、ただ、これはどういうふうに啓蒙活動をしていくか。多分これ、今、ヘアドネーション、呼ぶのも、ここに来ておられている方々でもこの言葉を知っておられる方というのは本当にまれだとは思いますが。私もこの部分でいろいろ勉強させてもらって初めて、これは何なのかということで行き当たってきました。

要するに、2000年会館云々のところでも構わないんですけど、そういう周知の仕方が何かあるのかな。そこもまず、私もまだそこまでの認識はしていないところなんです。これをただ、いい活動なので町を挙げて云々という話もこれは検討していかなければなりません、ポスター等何かいろんなことを啓蒙できる云々の、またその部分も考えて、どういうふうでできるのか、どういうふうに啓蒙させてもらったらいいのか。その辺もいろんなことについては、それはまた勉強し、今後、考えていきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ありがとうございます。やはり、この運動を知っていただいて、住民の皆さんにがんということを気にかけていただく、知っていただく機会になればいいなということで質問させていただきましたので、またいい形で進めていただければと思います。

それでは、次に行かせていただきたいと思います。最近やはり医療の進歩ということで、治療を受けながら仕事をする患者さんもふえております。外見への支援は社会復帰の手助けとなりますが、まだまだ支援をしている自治体は少ない状況でございます。自治体によっては医療用ウィッグの購入代金の一部を助成する制度も始まっておりますが、例えば、神奈川県大和市では、医療用ウィッグを購入するためにかかった費用の9割、または3万円のいずれか低い方の額を助成されております。また、山形県長井市は、対象者1人につき1万円、もしくは購入経費の2分の1のどちらか低い方の額を助成する制度を設けております。また、島根県ではふるさと寄附金を活用した平成29年度新規事業として、医療用ウィッグや手術により乳房切除を余儀なくされた場合の補正下着購入経費を助成しております。上牧町での医療用補正用具助成についてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、今の質問でございますが、これ、確かに現在、私もこの質問でいろいろ調べさせていただいたんですが、西日本を中心に全国で40カ所ぐらいの市町村が上限を設定して助成を行っておられるわけです。そしてまた、結論から申しますと、当町としましては、町がするべきではなく、やっぱり、これは国・県を挙げてやっていただきたい。ここを整備していただきたい。なぜかといいますと、このウィッグの助成補助のところを読ませていただくと、医師が認めたものにはという判断が、もう根本がございました。それに対しては医療費の控除の対象となるというふうなことも一部分ではあるようです。ただ、医者が認めるというのはどの部分なのかも私はそこまではちょっとまだわかりませんが、そういう部分もありますので、町の単独で行わせていただくよりは、県にもご相談し、国の事業として。要するに今後、女性の社会進出とかいろんな部分がございます。その辺がありますので、町では町の単独事業として考えるのではなく、国の事業として考えていただければという方向で現在考えて、いろいろの相談を持ちかけていきたいなというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） わかりました。まず、こういうことを各市町村、行政が医療費の控除を

しているということを知っていただいて、今後、県、国にということで進めていただきたいと思います。このように思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に行かせていただきます。ヘルプマークの推進の現状についてお伺いしたいと思います。上牧町では独自のヘルプマークの作成等、平成25年8月より奈良県の県民参加事業まほろば「あいサポート運動」を推進し、障害者の手助けとなるサポーター育成にも取り組んでおられると思いますが、この2点、お伺いさせていただきますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、まほろば「あいサポート運動」、これにつきましては、上牧町としても「あいサポート」企業、団体の認定を取得させていただきました。それと、この「あいサポート運動」の研修、これをまず、町の職員が全員このことを知らなければならないと思っておりますので、ことし、この「あいサポート」研修というのを町の職員全員に受けていただきたく、今、政策調整課と協議して進めていく予定をしております。

次はカードの配付のことでよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） このサポーターさん育成については、まず今年度ですか、職員さん対象にサポーター研修を受けていただいて、サポーターになって、障害の。研修では障害の特性や必要な配慮についてお勉強するようですので、障害者の方を手助けするということで、やはり、部長おっしゃったように、職員さんにはまずサポーターになっていただきたいとこのように思います。

上牧町では独自のヘルプカードというのは作成しておられるのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 町では、まだ今現在ではヘルプカードは単独では作成しておりません。ヘルプマークの配付につきましては、申請がございましたらヘルプマークの配付はしていますが、ヘルプカードについては、単独で今はつくらせていただいていないというのが実情でございます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今、部長がおっしゃいましたヘルプカードですか、1階のところにポスターがございますね。それは県が作成したカードを町も導入して、必要とされる方に配付するというでよろしいのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） はい。今おっしゃっていただいているように、申請していただければお渡しするという形になっております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） わかりました。

先ほど、今年度、職員さん、サポーターさんの研修を受けられるということですが、今、サポーターさんはいらっしゃるのか。いらっしゃいましたら、サポーターさんの人数、また、活動内容についてはどのようにされているのか、お伺いできますか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） サポーターになっておるのは、恥ずかしいですが、まだ1名、2名という。これはもう福祉課の担当職員がサポーターとしてやっております。ただ、活動につきましても、今、彼ら自身がそのことについて活動しているということとはございません。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） わかりました。今後よろしくお願い申し上げます。

このヘルプマークを推進していただくわけですが、やはり、配付だけではなく、広く住民の皆さんに知っていただく必要があるかと思えます。平成29年7月には、このヘルプマークは東京2020年に向けて外国人観光客にもよりわかりやすい案内用の記号とするためにJ A Sマークに登録されました。全国の共通のマークとなり、普及が全国的にも進められているところですが、まだまだ本町でも認知度は低いように感じます。

このヘルプマークですが、赤のプラスのマークの下に赤いハート型のマークがついているもので、聞くところによりますと「スイス大好きマークや」という、若い子が勘違いしたという話も聞いておりますので、やはり、このヘルプマークを多くの住民の皆さんにまず知っていただかなければマークの意味がないと考えております。やはり、障害あるなしにかかわらず、誰もが暮らしやすい配慮ができる社会を実現するためには認知度の向上が大変重要であると考えておりますが、認知度の向上についてのお取り組み、その点、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、議員がおっしゃっていただきましたように、このヘルプマーク、これ、取り扱いはかなり重要だと思います。ただ単にこれをつけていただいても、つけていただいていた方が仮に優先者席にお座りになっていたとしても、そのヘルプマークの意味をご存じない方であれば、何だ、このヘルプカードというのは、どういう状態のものなのか、どういうふうなものでここに座っておられるのかというようなことが、多分、これ、

全くわからないと思います。

いろんな周知の方法、お渡しする方法なんですけど、私どもでは今、福祉課の窓口だけでしか取り扱いはさせていただいていないんですが、というのは、取り扱いについては、これ、重要だと思うんです。というのは、私もちょっとネットで見たんですけども、悪用されたという形が、全く内臓障害も持っておられない方がそのカードを下げ、いかにも私は内臓疾患を持ってとか、そういう形の障害が云々があるようなというふうなことで悪用されている方もおられます。だから、取り扱いについて、まず、その周知の中にも、まず、このカードを使っている方はこういう状態の外見から判断できない障害等をお持ちの方であるという周知の理解と、それを悪用してはならないという周知の理解、ここをまず勉強させて、いろんな形で周知をさせていただく。それを勉強していただいて、今後の周知の方法もいろんな、上牧町だけで取り組むのでもなく。カードはそうなんですけど、要するに、その方が上牧町の方で、上牧町の方全員がご存じだとしたときにでも、王寺町の方にバスに乗って行かれた。王寺のときに王寺の住民の方が全くそのカードのことを理解されていなかった。そしたら、これ、何の意味もなさないんで、最低限奈良県下ではもう全部を取り上げていただいて、奈良県外でも集中した活動、いろんな活動でいろんな使い方、要するにその意図等を啓発するように検討していきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） このヘルプカードを悪用する、もってのほかでございます。まず、やはり、こういうヘルプカードの認知度を向上に向けたお取り組みをしていただきたいと思えます。

今、県の方のヘルプカード、これを配付されているということで先ほどご答弁ございましたが、今、配付数、何件ぐらい配付されているのか。また、このヘルプカード、受け取るにはどのような流れで、どのような資格というんでしょうか、手元にいただけるのか。その点お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、難しいんですが、お間違いいただきたくないのはヘルプカードとヘルプマークですよね。カードについては、またこれ、発行させていただいて、マーク、要するに、こんなつり下げの赤のやつがマークですが、これについては発行部数、今現在では34件となっております。

その申請なんですけれども、今現在福祉課の窓口単独になっております。その申請にさせ

ていただく申込書というのがあるんですが、そこには簡単な障害の種別、そこに丸つけていただく形で、お名前、ふりがな、お年を書いていただいて提出いただければお渡しする形になっております。というのは、これ、県の要綱の様式を使わせていただいているんですけども、この場合においても自己申告になります。ここにあるんですが、いろんな体の障害の部分丸つければいいところがあるんですが、その申請の際には手帳の提示は今現在求めておりません。あくまで自己申告になってしまいます。というのが懸念される先ほどの悪用の部分にもつながるのではないかと。ただ、この部分については、申請してもらって、手帳、ああ、忘れた、では、わざわざ持ってこなければならぬとかいうふうなことでは、また取得の部分も減るのかな。ただ、今現在は申し込みに関しては、福祉課の窓口でヘルプマーク申請書に記載していただいた方についてお渡しさせていただくという形をとらせていただいております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） ヘルプマークですね。これの配付に関しましては、奈良県内でもやはり、各種障害手帳か受給者証の提示を求めるところもありますし、上牧町のように求めないで自己申告でお渡しさせていただきますよというふうに取り組んでいただいているところもあって、一安心したところですよ。やはり、必要とされる対象者の方を限定されますと、特に高齢になれば、やっぱり耳も聞こえにくくなって、膝も痛いんだって、いろんな支障が出てきて、やはり、それをヘルプしていただく、助けていただくという形でのヘルプマークですので、その点、安心して今お聞かせいただきました。

ただ、次、進めさせていただきますが、やはり、私は障害手帳か受給者証をお持ちの方がヘルプカードというのに対して、知っていただくことがまず一番で、必要とされる方にぜひ携帯していただきたいと思いますが、このお知らせ、ホームページであるとか下のポスターであるとかはあるかと思いますが、個々にお知らせすることはできないのか。その点お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） やっぱり、まず知っていただくことが一番大事なのではないかなと思います。これもいろいろ、そしたら、どうして、その方、いろいろな体調が悪く、足が悪く、福祉センターの方にお見えに来られない方にはどういう形をとるのか。だから、その方には電話でもいいのか。ただ、電話で個人情報を見させてもらう形になってしまうと。まず申請というのは、やっぱり名前とか、ご本人が意思があって受け取られるものですから、

こちらから直接、強制的には。こういう便利なものがありますよという説明をさせていただいて、便利なものという言い方は失礼ですけど、こういうものがありますよという、まず知っていただくことが第一だと先ほどもおっしゃってもらったように思います。それが必要である方についてはいろんな、足の悪い方とか、目の不自由な方とかおられますが、その方に対しては今度はどういうふうにその方の手元にお渡しするのが便利なのか。それはまた今後、検討させていただいて、いろんなことでその手元に。なるべく必要とされる方、必要となる方には、こちらの方からどういう形をとらせていただければ一番いいのか。それを検討させていただいて、また進めさせていただくように考えていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） このヘルプカードの申し込みについては、ご家族の方とか代理の方でも可能ですよというふうにされているところもございますので、やはり、広く皆様にご利用いただけるように、また配慮できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ヘルプカードの配付場所について、今、福祉課ということでお伺いさせていただきましたが、これをふやしていただく、片岡台の出張所であるとか、やはり身近な場所で受け取るということではできないのか。その点お願ひいたします。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただいているように、今現在は福祉課の窓口だけで設置させていただいて、お渡しさせていただいています。これ、ほかのところで、今おっしゃったように出張所ないし、今でしたら福祉課が2000年の方にありますから、2000年会館はもちろんですが、上牧町の公共施設、その部分でちゃんとご説明をさし上げて、お渡しする際にはこういう形のものをしてくださいという、職員に説明させていただいて、ご了承願って、各担当部課たちにも助力もいただきながら、役場関係の施設であればどこでもお渡しできる。ただ、ちゃんと確認していただくようなことをとらせていただいて、ちょっとふやしていきたいというふうに思っております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） よろしくお願ひいたします。

このヘルプマークの郵送についてはどのようにお考えですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 確かに、必要であろうと思われる方を抽出して、もちろん手帳とかお持ちの方全員に、先に詰めて送るのではなく、まずヘルプカード、実際に封筒に入る

か、要するに詰められるかが先決になってきます。それから、その方全員の意思もございません。全員に無理にそれを送って、「これは何やの」と言われる前には周知も必要です。そこらをクリアした段階で、何かの申請してもらったときに郵送で送るべきものなのか、それとも違った方法を使ってお渡しするべきものなのか。どれが一番利用に際していいのか。その辺も少し検討させていただいて、いろんな部分から見て、どの部分をとらせていただければ、ご本人も納得していただけるか。その辺もいろいろ考えさせていただいて、今後の配付といえますか、お渡しするという形をとらせていただきたいものは考えさせていただきたいと思えます。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） わかりました。よろしく願いいたします。

それでは、次、3番目、最後になりますが、認知症高齢者の見守り支援についてお伺いさせていただきますと思えます。

今、GPS、町の方で貸し出しされていると思えますが、どのようなもので、どのように携帯していただいているのか。人数も一応お伺いさせていただきますか。

○議長（辻 誠一） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 町で今させていただいていますものは、まず介護の保険のサービスで、必要な方に対して本人様に、靴、スニーカー等にこういう丸い、よくマラソン大会であるようなそういったようなものをつけていただきます。それは介護保険のサービスであるんですけども、ご家族様がそれをキャッチするのがサービスにはございませんので、そのキャッチする部分を地域支援事業で見させていただいております。今のところ、その家族さんの分の申請者は5名です。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今5名ということでお伺いさせていただきました。必要とされている方はもう少しいらっしゃるという認識かと思えますが、やはり、必要とされる方にこの探知機、利用していただくためのお取り組み等はどのようにされておりますか。

○議長（辻 誠一） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 今年度、ケアマネ協会というのを上牧町の方で立ち上げさせていただきました。それで、ケアマネージャーさんたちのケアプランがないと探知機のサービスを使うとかということもまず始まりませんので、まず、そのケアマネ協会の方に地域包括支援センターの職員が出向きまして、こういったものがありますよと。ですから、必

要な方にサービスを組み込んでくださいと言っております。サービスを組み込まれた分は介護保険のサービスになります。家族様がそのキャッチする部分については地域支援事業で持たせていただけますので、どうぞ必要な方がいらっしゃいましたら地域包括まで申し出てくださいという周知はさせていただいております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） わかりました。さらなる推進、よろしくをお願いします。

それでは、最後です。軽度の行方不明者高齢者をやはり早く見つけてあげる、高齢者の見守りということでお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 軽度の認知症の人の住民の方が発見しやすい状況にするための認知症についての理解ですね。それに対しては、支援する認知症サポーターになっていただくのが一番だと思います。それと現在、キャラバン・メイトという連絡会で認知症サポーター養成講座を開催する取り組み、小学校PTAでの認知症サポーター養成講座の依頼も行っております。また、住民の方、軽度認知症の人を発見しやすい状況にするために、至ってはおりませんが、今後サポーターをふやしていき、取り組んでいく方向で考えております。

また、今後については、今現在試行錯誤中なんですけど、圧着式のQRコードの読み込みとというのがあるんです。小さい、できたら、こういうところにびちっと張れるようなやつなんですけど、その検討を進めてまいっております。それで、まず、それをはっきり決めさせていただいて、それが役に立つのであれば、QRコード式の携帯で読み込める方、こういうのを実現させていきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 長岡議員。

○6番（長岡照美） 今、部長おっしゃっていただきましたこと、以前も私が、高齢者が迷子になったときに、やはり何か目印になる、その方がどなたなのかということがすぐ発見できて、保護できるという体制づくりについてお伺いさせていただきましたので、進めていただきたいとこのように思います。そういうシールを出している行政では「おかえりシール」ということで命名しているところあるようです。本当に温かい言葉だなと思いましたので、お知らせさせていただきたいと思います。

以上で私の一般質問、終わりでございます。本当にありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、6番、長岡議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時10分。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時10分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇竹之内 剛

○議長（辻 誠一） 次に、2番、竹之内議員の発言を許します。

竹之内議員。

（2番 竹之内剛 登壇）

○2番（竹之内剛） 2番、竹之内剛です。よろしく申し上げます。議長の許可を得ましたので、一般通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

私の質問は大きく分けて2つになります。

大きな1つ目、小・中学校における教育について。大きな2つ目、災害対策について。

1つ目の内容です。今後予測される人口構造等社会状況の変化を踏まえた教育方針の検討について質問します。

- 1、エアコン設置に伴う検討事項について。
- 2、学力向上に向けた取り組みと成果について。
- 3、少子化による児童・生徒の減少に伴う対策について。
- 4、不登校、いじめの現状と取り組みについて。

2つ目の災害対策について。災害発生時の対応について質問いたします。

- 1、災害時の要配慮者への避難支援体制について。
- 2、町民や地域における自助・共助の取り組み支援についてお伺いいたします。

再質問は質問者席にてさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、通告をさせていただきましたけれども、まず、1番目のエアコン設置に伴う検討事項については、先日、遠山議員からの質問と重複いたします。その中で運用

の方針、指針については各学校に通達されているとのことで、そして、エアコンの使用については、夏季にしましては6月から9月、温度設定を28度とする。冬季につきましては12月から3月まで、温度設定を18度とし、その他の期間は状況に応じて使用するというところをお聞きしております。そのほかに違う観点から、私から数点質問させていただきます。

まず1つ目です。エアコンを9月3日より作動されておりますけれども、使用開始してまだ間もないのですけれども、問題点などは発生していないかどうかをお聞きします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 9月1日から稼働できるという状態になっております。そして、今のところ、使っている部分でこれといって支障は聞いておりません。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） と申しますのは、前回来ました台風21号によりまして、少し中学校を回らせていただいたんですけども、新しくつけられた室外機に屋根の瓦が付着したり、入ったりして、それがもしかしたら故障につながるかという業者の懸念があったと聞きましたので、その辺は大丈夫だったのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 台風当日、終わってすぐ、施工業者に点検していただきました。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 問題なくてよかったですと思います。

次の質問です。エアコン設置前に各学校で使用されておりました扇風機及びストーブにつきましては、これからどのような活用をされるかお聞きします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 扇風機に関しましては、使用面の部分からいいますと、併用して使ってもらえますし、また、健康面でいいというふうにも聞いておりますので、扇風機は併用して使わせていただいています。また、カーテンなどについては細工を考えながら、閉めたりしながらクーラーとの併用を考えております。最後の暖房機につきましては、来年度30年から随時なるんですけれども、まず1カ月程度併用、どちらが効くかという、見る期間をしたいなと考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今お聞きしましたところ、お払い箱ではなくて、順次、その季節、気候に応じて活用する予定だということをお聞きしました。ありがとうございます。

次ですけれども、今、エアコン、各学校に計画どおりつけられたということで、エアコンのない部屋で授業をされている、例えば、例を申し上げますと、書道教室、理科室等は学校によって2つあったりします。こちらの教室はついているけど、こちらはついていないということで、どちらも使う場合はどちらかがクーラーあるのかなとそういった懸念がちょっと浮かびましたので、その辺についてお答え願えますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） ついていない部屋もあるのは事実です。その部分については、まず季節の問題はありますが、夏また冬の寒いときについては、学校と相談をいたしまして、極力その部屋は使わないようにということで、授業を回してもらうようには依頼しています。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 特別の場合は仕方がないと思いますけれども、せっかく設置していただいたエアコンですので、生徒が快く授業、環境を整えてあげられるようにしたいと思いますので、その点よろしく願いいたします。

今、部長から、1日から稼働しまして、これからエアコンを使っていくわけですけれども、今は質問的に申し上げましたけれども、年月過ぎていくのに対しまして、やっぱり使用の状況とか問題点が出てくるかもしれませんので、その辺は教育総務課の方で、チェックまではいきませんが、調査等は考えておられますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） その部分につきましては、まず、学校管理職との相談の上で毎月チェックというのは入れていきます。また、来年度からは、保証ももうなくなった後は保証サービスを入れて、あわせて管理をしていこうと考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） ありがとうございます。

次ですけれども、もし、今おっしゃっていただいたような校長先生及び関係者の方と話し合いながら、聞き取りなどをするということをお伺いしましたけれども、今、設置を終了されて、後に「ああ、やっぱり、この部屋エアコン必要だったな」というところがもし出てきたとしたら、その設置はもう後になるんですけれども、設置は可能なんですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今の件につきましては、これから、子どもたちの人数減るということもあるんですけれども、当然子どもがふえたり、またいろいろな事情により必要な教室が出

てきた場合は、また、その部分については、財政当局とも相談しながら入れていきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今の答弁の中でもう絶対につけませんではなくて、その辺に応じてつけることも検討するという事でお伺いします。

それでは、次に行きます。エアコンを設置する前に冷暖房の設備で、重油等で稼働していた冷暖房機があると思うんです。そちらについては、その装置は重油がなければ稼働しないんですけれども、その辺の重油とかの措置というか、計画についてはどのように考えているか。もう計画をされているのか。その辺お聞かせ願えますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 確かに、1つの学校で重油による空調設備を使っている部屋があります。その分については、今後もまだまだ使える分がありますので、重油も来年度も予算組みながら使っていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうですね。先ほどもありましたが、あるものはうまく活用していく。これは本来の姿であるべきなのかなと思いますので、重油で冷暖房を動かすというところがあると思うので、その辺はきちんと予算計上していただいてその部屋は使えるようにしていただきたいと思います。

次です。夏休みの短縮についての問題点は、質問に関しましては、きのう遠山議員の方で質問されまして、大まかな内容は少し把握しております。近隣の町で1週間早められたということもありますが、この前の子ども議会でも生徒が、そういうのはやめてほしいという声とかもあったり、聞きますので、その点に関しまして、僕からの質問なんですけれども、この1週間は縮めるか。今、冷房がない学校に関しましては、教育委員会を通じて9月を1週間ずらす、運動会等をずらすという形をとられているところもあるんですけれども、1週間の休み、1週間と限りませんが、この夏休みを少し短くするという事に関しまして、少し聞かせていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 夏休みを減らすという今の観点でのご質問と思っています。今のところ、本町の教育委員会といたしましても何も、そのようにするとか、またしないとかという協議をこれから始めるというところでありまして、ただ、全国的に見ましても、そういうふ

えているところもあるのも事実ですし、先ほども言われていましたように、子どもたちの貴重な長い夏休み期間というのも十分わかっております。あと、それ以外の部分もありますし、また、学校の教育指導要領の改定に伴い授業時間がふえていくというのもこれは事実であります。その辺も全て見きわめた上で、もう一度協議を進めていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうですね。きのうの中でも授業の確保ということをおっしゃっていたかと思うんですけども、私はどっちかといいますと、減らすことはどうなのかという思いを持っております。というのは、奈良県内において例をいいますと、各中体連のスポーツ、各スポーツあります、野球等、バスケット、陸上等あるんですけども、夏休み中の中に中体連の試合を組み込まれているんですね。ここで1つ、問題が起こっております。ある中学校は1週間早められたことによって、その競技の試合が8月の29、30、そのあたりにあるんですね。それによって、子どもたちは学校に通っておりますけれども、どういう扱いかといいますと、もちろん公欠で試合には出るんですけども、そういう支障を来しまして、学級、学年の行事等に、授業確保も少し絡んでくると思うんですが、そういう懸念がされますので、私の意見としましては、きっちりとそういう全体的な総意を見た上で決めていただけたらなと思っています。もちろん、しっかり検討されてするというところをおっしゃっていただいたので、お任せはするんですけども、教育長含めまして、いろんな専門家の方と検討していただきまして、そういう支障が来すということをちょっとお知らせしておきます。

1番に関しましては以上です。ありがとうございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうしましたら、2番の学力向上に向けた取り組みと成果について、少しお話いただけますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 学力向上に向けた取り組みと成果についてですが、学力向上に向けた取り組みといたしまして、平成28年度より教育改革推進事業といたしましてプロジェクトチームを組み、学力向上に向けた事業を進めているところであります。内容といたしましては、2つのアプローチから進めております。

そのうちの1つは、子どもたちの基礎学力の向上と家庭学習の定着、そして、家庭の教育に対する負担軽減を目的にしていますまきっ子塾となっております。そして、もう1つは、わかる授業の創造という形で、教える側の教師の資質の向上を目的として、町独自の研修会

や授業研究を話し合い、行っているところであります。

以上です。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、部長から2つ答弁いただきました。1つ目は、大きく言いますと、まきっ子塾のことについて。2つ目は、教える側、先生の質の向上に対する取り組みですね。

ここで1番に上がりましたまきっ子塾について少し質問させていただきます。28年度よりまきっ子塾を開催していただいておりますけれども、この点につきましては、各小学校で何年生から、そして何人通っているか少し教えてもらっていいですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 29年度の状況でよろしいですか。

○2番（竹之内剛） はい、結構です。

○教育部長（塩野哲也） 29年度は上牧小学校が53名、学年別、必要でしょうか。

○2番（竹之内剛） 結構です。

○教育部長（塩野哲也） 上牧第二小学校で52名、上牧第三小学校で61名。これが1年生から3年生の合計数字となっております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） これ、僕の意見としましては、結構通っているんだなというイメージがあるんです。というのは、これは需要があって、皆さん、行きたくて通っているんだなと。ただ、初年度から気にはなっていて、ほかの議員の方も質問されたことがあるんですけども、このまきっ子塾に関しましての規定がありますよね。規定について少しお伺いしていいですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今おっしゃられている規定というのは、恐らく子どもたちの安全確保のために、必ずお迎えは保護者でしていただくという要件がついているということだと思います。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） それは当初から変わっていないということですね。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい。これはやっぱり子どもたちの安全確保ということで、もう当初から変えておりません。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 子どもたちの安全確保のために、当初からこの保護者が必ず迎えに来て、子どもさんを手渡すと、来てもらうということとされていると思うんですけども、とすると、希望する方であっても保護者の迎えがなかったら行けないということで把握しております。これはお願いと提案なんですけども、今、もしかしたら、いろいろ考えていただいているかもしれないんですけども、来られない子どもたちの、行きたいけども行けない子どもたちに対してのその辺についてはいかがですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 確かに今おっしゃるとおり、これ、親としても行かせたい、子どもたちも行きたいという方がおられるという状況もあるのは聞いております。ただ、先ほども言いましたように、やっぱり1年生から3年生という小さい子どもたちが、これはもう学校が終わった時間になりますので、場合によっては1人で学校から家まで帰られないという状態が生まれます。そのことからついて、本来なら外したい部分ではありますが、やっぱり子どもたちの安全を確保できないと。ただ、学童に行っている子については学童まで送っているんですけども、ただ、どうしても親が動けない、親がいてるのに出られないのかわからないので、その部分については今のところ難しいと思っております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今おっしゃられたとおり、安全第一、もう命にかかわる問題だと思うので、そこは理解します。

それで、実はここは少し提案になります。第5次総合計画の中の学校教育の学習環境の整備等の中に、よく部長等おっしゃるんですけども、ここで少し読みますね。「子どもの学力向上支援」について。「すべての児童、生徒の学力向上を目的に、家庭における学習を体得し」とつながるんですけども、これ「すべて」と入っているので、ここでちょっと懸念ではないんですけども、今、考えていただいているかもしれないので、まきっ子塾に絞ってちょっと意見を申し上げたら、行ける子どもと行けへん子どもがいてると。迎えに来られない、行けないになるので、そしたとしたら、もう短絡的な意見かもしれませんが、聞きましたら、支援していただける支援の指導者の方は、学生の方、教師をリタイヤされた方、理解するところでは比較的時間のある方だと思うので、行けない子どもに対しての例えば出前型の、自治会等で構わないんですけども、何か自治会の会館で出前型の、そういう出張型のことでうまくいけないかなという思いがあるんですけども、その辺は今、僕の単なる案なので、その辺

についてはどうでしょうかね。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 個人的な話として出前型、確かにいいとは思いますが。ただ、実質の面の問題もあります。今、うちで講師ということで、アドバイザー56名おりますが、1つの授業におきまして、4人から5人に1人つけている状態で、はっきり言うて、これでもぎりぎりな状態で、今のところ、手を広げるのは物すごく苦しい状態でもあります。そういうこともあります。今言われるのも当然の話だと思うので、今後の関連の中で、そういう部分は当然考えていかなければならないと考えています。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） まきっ子塾の内容的には何度も説明していただいて、宿題と自主的な勉強と聞いているので、その辺は支障なく出前でもいけるのかなと思います。これは私の意見です。ありがとうございます。

そうしましたら、もう1つ、全国学力テストが4月実施されましたけれども、順位ですけれども、奈良県が39位ということで順位がついておりますけれども、この件につきましては、何か上牧町の教育の中で考えられることはありますか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 上牧町の教育ということで、奈良県がそのような状態で、上牧町もその中に含まれているというのは事実であります。そういうこともあって、その順位が確かに全国的に見ればちょっと低いのかなという考えはしております。ただ、そういうことで、先ほど言いました2つのアプローチでやっている授業が、今すぐにほぼほぼ芽が出るとは思いませんが、今後、5年、10年後にきっと芽を出してくれると考えて、こういう問題も含めて少しずつ改善されていくのではないかなと考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今おっしゃいましたように、順位も気になる場所なんですけれども、このテストの目的というのはいろんな観点がありますので、その順位だけでははかれないかなと思います。わかりました。以上です。

それでは、2番の学力向上に向けた取り組みと成果についてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） それでは、3番の少子化による児童・生徒の減少に伴う対策について、

ちょっとお伺いします。

数年前に行政から出された数年後の児童、生徒の推移表。減少して、中学校の学年のクラス、小学校の学年のクラスが多分1クラスか2クラスになるというデータが示されていました。そのデータに関する対策についてお聞きしたいのですが。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 少子化による児童、生徒の減少ということで、今、教育委員会では、ここ5年ほどの部分については今の子どもたちの人数から把握しております。また、それプラス、最近特によくなった理由といたしましては、ささゆり台等の開発により、ちょっと人口がふえたという部分があります。また、それに加え、町内各所でミニ開発とは言いませんが、今まで空き家だった部分が宅地に変わっている部分も少々ふえているし、また、南上牧の方でも開発行為が行われております。そういう部分でいきますと、ここ5年で1,200名から941名ぐらいに生徒数は減っております。今後、あと、見越しても900人程度で5年から七、八年ぐらいはその人数の程度で動くと考えております。そのことから、今の学級数についてはほとんど現状のまま維持すると考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうしましたら、ささゆり台のあそこのふえることによって、推移表とはちょっと別の動きになってきていると。人口も少し変動が出てきたということで理解します。

そうしましたら、この3つの小学校、そして、2つの中学校。今おっしゃっていただいたささゆり台とか南上牧は上牧小学校校区だと思うんです。三小はささゆり台だと思うんです。二小に関しましては、ずっと目減りというか減っております、中学校の方でも1年生2クラス、2年2クラス、3年2クラスになっております。今、クラス数はもう確保できるということでお聞きしたんですけども、現状では40人を切るとたしか1クラスになってしまうと思うんですけども、その辺のちょっと気になるのが二小校区なんですよ。二小から二中なんですよけれども、1つの小学校から1つの中学校に行く。今、学年、多分50数人とかそういうところまで減っているんですけど、二小、二中に関しましては、どのようにお考えですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 確かに二小、二中はもう連動した学校となっております。今の生徒数等で見ても、ここ5年のうちで全て一応40人、うちはいますけども、ただちょっと

不安要因といたしましては、小学校から中学校へ上がるところで私立の学校に行かれる方が多少おられます。この方的人数でちょっと微妙なところがあるんです。ことしも当初、思ったより少なかったので、2クラスの人数が一応は確保されています。そういう意味では、そういう危機感のある年度はここ5年の間に1回だけあるだけで、ほかのところはちょっと人数的に余裕があるので、10何人行かれてもそのまま現状維持できるとは考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 理解できました。

人数が一番ネックになってくると思うんです。今、言われた私立の学校に行かれる人数が把握できないということで、毎年、年度末に非常に懸念されることだと思うんですけども、ここで、生徒の推移なんですけれども、今、上牧町小学校が約412人ぐらいですかね。上牧小学校が400少し、三小が330、二小が280ぐらいだと思うんです。中学校にしましては、上牧小学校からと三小から行くので中学校は400人で、上牧中学校はそのまま行きますけれども、300少しやということで、この辺でちょっとに気になるのが校区ですよ。ちょっと広く校区と言ってしまうんですけれども、三小校区があり、上小校区。小学校は3つに分かれていますけれども、このことに関しまして、校区制というの、人数のバランスを考えるに当たって、校区制という考えはされているかどうかということをお聞きしたいんですけどもね。だから校区の変更ですよ。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 先ほども言いましたように、当面は狭い推移ということもありますが、と言いながらも、今言われた問題、当然近いうちに襲ってくるものだと考えております。そういうことで、校区を含め、まず学校の統廃合、校区の変更、また義務教育学校、小中一貫校とかそういう部分については今から協議を重ねていきたいと考えているところであります。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうですね。二中の場合、減って行って1クラスになることをいつも毎年懸念しながらというよりも、バランスよくグローバルに上牧町全体で考えていただいたらうまくいくのではないかとということで提案させていただきました。今、部長答弁していただいたように、当面は大丈夫だということですが、当面がだんだんだんだん、5年、10年でもうすぐやってくると思うので、その辺は計画しながら進めていただきたいと思います。もう1つのあれは、近隣ではないですけれども、校区を自由に選ぶという方法もね。

これはもう少し違った観点ですけれども、その辺も少し受けとめていただければなと思います。そうしましたら、小中一貫校につきましても、これはもう今の段階では、前回も他の議員も聞いておられて、教育長のお話も聞かせていただいておりますので、今は考えておられないということで理解しております。

3番はこの件で終わらせていただきたいと思います。

そうしましたら、次、4番ですけれども、不登校及びいじめの現状の取り組みについて少しお聞かせいただけますか。この件につきまして、私、3年前に12月議会でお聞きしまして、あの当時、不登校の児童、生徒に対しての適応指導教室は必要ではないですかとお聞きしたところ、教育長から、今は各学校においてカウンセラー及び加配の教師によって手厚く指導しているので必要がないということでお聞きしました。それから数年たっておりますので、そこも含めまして、ちょっとお聞きしてよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、不登校の現状についてですが、まず、去年度の話をお聞かせいたします。俗に言う長欠、年間150日以上休んだ子どもさんに……。

○2番（竹之内剛） 150。30じゃないんですか。

○教育部長（塩野哲也） 30となると病気とかいろんな部分もあって、人数的にはわかっているんですけれども、長欠、ちょっと区別ができにくくなるので、今、一番わかりやすい150以上休んでいるということで。その子につきましては、小学校では2名、中学校では6名となっております。その要因といたしましては、いじめということではないんですけども、友人関係をめぐるトラブル、また学業不振、入学や転学、転入等による本人的な不適應という意味のものと、あと、家庭にかかわる問題という要件があります。

それから、小学校、中学校の取り組みにつきましては、一人一人の不登校生の現状をよく把握し、登校に向けたサポートを行っております。また、不登校の要因は、先ほど言いましたけれども、それ1つじゃなくて、そこにいろんな要因が混ざってきているのがほとんどであり、その部分については一つ一つ要因を解消するような形で、先生が家庭訪問なり、また学級担任、学年担任も含めて家庭訪問をするということなどをきめ細やかにやっていただいて、少しずつ改善を目指しているところであります。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、数字的には小学校2名、中学校6名ということで答弁いただきました。おっしゃっていただいた中に、最近の不登校の要因というのはもう非常に変わりつつあ

りまして、全国で不登校の生徒は13万を超えました。そのうち小学生は3万人。非常にもうふえてきていると。子どもが減っているのに不登校がふえているということ。その要因として、小学生でいいますと、半分の50%少しが家庭に係る状況、そして、ここが変わってきているんですけども、いじめを除く人間関係が多いと。これ、多分、学校からすると理由がわからないですよ。いじめがわずか0.5%、こういう数字になっていました。小学校で不安・情緒的混乱が最も多いようです。いわゆる精神的な疾患のような感じ。これ、いじめを除く人間関係です。中学校でいいますと、家庭の要因が30%になります。これもいじめを除く友達関係も約30%です。いじめというよりも人間関係の大きなウエートを占めている状況になってきています。今、部長がおっしゃっていただいたとおり、いじめはなくなりはないんですけども、その要因には最近、当てはまらないのかなという形で、今、小学校2名、中学校6名で対応されていると。対応の方法も聞きました。

不登校の子につきましては、私も少し町内でケアをさせていただいていまして、相談を抱えている、何人かおられます。適応指導教室はないので、民間の場合は町外でも引き受けてくれるそういう指導教室がありますので、そちらを薦めたりはしています。民間の場合でも近隣ならいいよというところでもあるので、そちらは薦めさせてもらいます。町では今のところ、そこは、適正指導教室は、通級指導教室をつくる予定はないということによろしいですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、議員もおっしゃったとおり、まず先ほどの要因、いじめ以外の人間関係、特に小さい子に至りましては、もう何か嫌われているとか、嫌いとか、いじめとなく、そういう部分がかかなり多くなって、中学生になってもそういう部分に含んでいきます。また、そういう部分で適応教室という部分ですが、今のところ、それともう1つ、先ほども言われたように、要因も家庭の問題が大きいところがあります。親がもう極端に学校行かなくてもいいような指導をしているところもあるのはあります。理由があつてのお話じゃなく、何となくという、イメージが悪いんですけども、そういう意味合いのところもあるので、ただ、適応教室云々よりも、やっぱり、そういう部分は本人に対して教師がきめ細やかにやっていくのが一番だと考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今の答弁の中に、家庭で行かなくてもいいよというそういう方もおられると。指導の中でも、そんなに嫌なら、どうしても嫌なら、お腹痛くてしんどくなるぐらい

なら行かなくてもいいよという指導も、ご存じだと思うんですけども、最近は少しふえてきているみたいで、だから、あからさまに数字が多いからといって、子どもたちは満足していない、教育が行き届いていないとは言えないところもあるのは事実です。

ここで1つ伺いたいのが、福祉課の管轄だったと思うんですけども、数年前から事業として取り組んでおられる「きらっと」という教室ありますか。教室ではないんですかね。「きらっと」だと思んですけど。「ぷらっと」じゃなく「きらっと」だ。少しその事業の内容を。あれはたしか、貧困の子どもたちを集めて学習及び指導を行う、内容によっては、近隣では不登校の方のケアもされているということで、そのときはまだ、今のところ事業としては不登校児のケアは考えていませんというお答えをいただいていたんですけども、今の現状を少し聞かせていただいてもよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、「きらっと」の事業内容は、こちらの子育てガイドブックにも掲載させていただいているんですが、ここ一節読ませていただきます。「不登校や家庭環境など、さまざまな暮らしにくさを抱える子どもを対象に、身近な地域での子どもの居場所づくりや学習支援を実施し、地域のボランティアとともに、個々の子どもの育ちに寄り添います」ということが事業の目的としてやらせていただいて、今、社会福祉協議会がやらせていただいているという状況でございます。

続けて、人数とかもご入り用ですか。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） でも、この事業に関しましては、ちょっとデリケートな部分が非常に多く含まれると僕も理解しておりますので、人数等に関しましては結構ですので、今の事業内容をお聞きしまして、通っている子どもたちの人数はお聞きしてよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず人数なんですけど、これ、28年6月25日から2000年の方で実施させていただいています。まず、29年度の参加者としましては、延べ数で122名。内訳といたしまして、幼稚園児2名、小学生3名、それと中学生の方が2名で、ボランティア延べ数125人とかいうようなことでさせていただいております。平成30年、今、9月1日現在の実施でございますが、18回の開催で延べ130名の参加をされて、この内訳といたしましては、小学生が9名。ここ、要綱は通常小学校までという形なんですけど、一応この辺はちょっともうご理解していただいて、中学生の方2名。この方が今、平成30年度は参加していただいている

というふうになっております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 数年前にお聞きしたときは小学生2名やったんです。だから、延べ120名おられるということで、中学校、小学校各それぞれおられるということで、この事業につきましては把握しておりますので、ただ、どのように今なっているのかということをお聞きしたかったんです。これを併用して不登校、貧困の問題の対応としてやられているということをお聞きしておりますので、ただ、デリケートな部分で、余り多くは公表されていないということをお聞きしておりますので、以上で結構です。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 不登校に関しましては今お聞きしましたので、それで理解しました。あと、いじめに関しまして少しお聞きしたいところがあります。

いじめ問題について、基本的な認識と方針については先ほども触れていただいたんですけども、児童、生徒へのいじめに対する学習とか、日ごろの学習。いじめは最近、水面下ということもあるかもしれませんが、減っているということで、最近の社会的現象としまして、中学生の子が命を落としてから、いじめがあったのではないかという動きになってきていると思うんです。ですから、これは私の考えです。いじめに対するいじめ教育ですよ。例えば、人権学習のように、ある日をいじめ教育と位置づけて、例えば、いじめから立ち直った方のパネラーを呼んで、学校単位で講演会をすとか。いじめに対する抑止力にもなると思うので、そういういじめに対する講演、講習を、大人も必要ですけども、子どもの中で、学校でやっていただくという提案をしたいんですけども、その点につきましてはどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） いじめに対する子どもに対する研修会とか講習会ということですが、中学校におきましては、もう実際に人権教育の中でいじめも含めて生徒会も含めての集会を開いていただきます。小学校については、まだそういうのをやっていないという状態です。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 中学校でもやられているということなんですよね。やはり、何かと何かというよりも、もういじめ、非常にこれ、大事になってくると思うんですよ。先ほども言いましたけども、とうとい命を奪ってしまうような事例になってしまうので、いじめに対する

教育問題、みんなで考えようよというところ。近隣の府ではやっていたりするんですけども、非常に効果的みたいですよ。いじめている人もそこにおられるかもしれないし、いじめられている人もおられるかもしれません。もちろん、これからの抑止力にもなるかもしれませんので、やっぱり、そういう実際にいじめられた方、親御さんもおられたら、パネラーのその生の声を聞いてもらったら抑止力につながるのかなということで、今の提案をさせてもらいました。またそれは、今おっしゃっていただいたように検討していただければと思います。

それと、いじめに関しまして最後ですけども、数年前に上牧町のいじめ対策連絡協議会というのが、それは春だと思んですけども、その機能、質問させてもらったときには、何かが起こったときに開く協議会だということをやちょっと聞いていたんですけども、そのようによろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） いじめ対策協議会につきましては、学区で教育委員会、そして、各学校学校長、そして、児童子ども相談所所長、法務局所長、警察関係者ということで、その委員で構成されております。これについては、基本的にはいじめ問題について起こった時となっておりますけど、本町におきましては年2回計画して、その都度、学校から今はいじめに対する現状という報告を受けながら、また、そこにおられる関係団体からの意見を聞きながらしているところであります。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） そうなんです。起こってからではなくて、起こらなくても年に数回はその協議会を開催されているということですね。安心しました。

今、いじめに関してもお聞きしましたので、ここでご足労願います。教育長に少しお聞きしたいんですけども、私が提案しました中でいじめ教育のことに関しましてと、あと、まきっ子塾のことに関しまして、それと、生徒減少の統廃合について少し触れてご意見をいただければと思うんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） まず、3点、4点、テーマを出していただいて、その中のまず何でしたっけ。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） それでは、最初にいじめ問題のいじめ教育の取り組みをちょっと提案させてもらったんですが、その点に関しての意見をお願いします。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） いじめ研修、今の部長申しあげました部分につきましては、最後の方で部長、申しあげましたように、いじめが起こってからこの協議会を開くのではなしに、本町の場合は定期的に2回持たせてもらっております。メンバーは、今、部長からあったとおりでございます。手前みそではございますが、子ども家庭相談センターの所長さんは「こんなんやってんの上牧町だけ違うか」と。「何も起こってへんのに、こんなわざわざみんな集めて」というようなことも聞かせてもらっておりますので、それをまた1つ、いい形で我々も理解しながら、今後さらに続けていきたいと考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 子ども家庭相談センターの所長も太鼓判を押されているということで。

教育長、済みません。学校で生徒に関してのいじめ教育の提案をちょっと先ほどさせてもらったんですが、その辺に関してはどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） この件につきましては、小学校の部分については、なかなかおぼつかない部分があるんですが、中学校の部分にかかわっては、先ほど部長の答弁がございましたように、これも学期ごとで、ある学校では「差別をなくす集会」なんていう大きな大目標を掲げて、それを学校の年間行事の1つとして捉えて、そのような集会を毎年やっている場合もあります。これ、いじめの場合も含め、例えば、修学旅行に沖縄に行って、沖縄の戦禍のことについて3年生の子どもたちが2年生、1年生にそのことを訴えていく。今度、来年、2年生の子が沖縄行ったときに、こんな形で3年生が行ったんやなというようなことも、そういうふうな集会もさせてもらっておるところでございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、2点に関して非常にご丁寧に答弁いただきましてありがとうございました。

私の質問はこれで……。

（「統廃合は」という者あり）

○2番（竹之内剛） 失礼しました。統廃合について1つ挙げておりましたね。申しわけない。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 統廃合はもう富木議員さんのところでも、きのう部長も言うておりましたように、私どもがちょっと長期の。この際、せつかく機会ですので。時間、きょうはよ

ろしいですか。次の質問……。

○2番（竹之内剛） 次の質問もあるんですけども、はい、結構です。

○教育長（松浦教雄） いいですか。ほんなら、私から簡単に。

○2番（竹之内剛） 簡単をお願いします。

○教育長（松浦教雄） このことは、夏の子ども議会でもお伝えさせてもらったんですが、夏休み、8月31日を宿題を片づける日というような定義はもうぼちぼち我々からもなくしていかんあかの違うかな、そんなように思っています。もう8月後半になって、宿題を親と一緒に子どもたちがやるという時代はもうとっくに終わってしまっているのかなとそういうように思っております。このたびの夏季休暇1週間前倒しというのは授業確保に向けての1つの施策、これも学校教育の1つとして、一環として取り組んでいきたい部分と、導入する自治体もふえてきております。近いところでは広陵町。ことし、エアコンをつける自治体も、何ぼかもう前倒しにしますという教育長の話も聞かせてもらったところがあります。エアコンは文明の利器でございますので、どうせ利用するのであれば上手に利用して、それを暑さをしのぐためだけのものではなく、学力向上への取り組みというような形でつなげていくことができたならなとそのように思っております。

また、この休暇の短縮の一番の狙いは授業確保であるのは言うまでもなく、特に外国語教育、それから、プログラミング教育が来年、再来年から導入されます。特に小学校の先生方のこの労働時間というのは、かなり、後からの東議員さんの質問にもあると思うんですが、中学校の部分、部活動の部分含めてあると思うんです。今までやっておった夏休み終わってから9月から半日授業の10日間ぐらいの運動会や体育大会の練習を少し前倒しにして、スムーズに2学期に入っていけるの違うかなというような部分も出てきております。すなわちウォーミングアップの期間というようにとる場合も出てこれます。それが1つ目の考えであります。

2つ目は、今、議員さんおっしゃられたような夏季休業中の問題がちょっと安易に考えたらあかの違うのかと、きのうの遠山議員のご意見にもあったような中身でございますので、今後どうするかこうするかというのは、まだここで結論は出せませんので、先日、町長も入っていただいて、総合教育会議の中でもこのような意見は出てきております。教育委員さんの意見も聞かせてもらっておりますので、また12月議会、3月議会と続けて言っておりますが、返事をさせていただこうと思うんですが、これは結局のところ、学校の管理運営規則を変えていかなかったらこれはできませんので、個別の小・中学校の場合は教育委員会の決定

事項ということになっておりますので、このことだけはお知りおき願いたいと思っております。

以上でございます。済みません、時間とりました。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） この件で、以上で私の質問終わらせていただきます。教育長、ありがとうございました。

では、次、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員、あと残りが10分となりますので、端的に終えてください。

○2番（竹之内剛） はい、巻きます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今、議長からご指摘ありましたように、残り時間が10分を少し切ったところであります。1番と2番、ありますけども、一度に質問をさせていただいてよろしいですか。そんな長いことじゃないので、済みませんが。

1番に関しまして、きのう遠山議員からもおっしゃっていただいて、6月、7月、8月、9月のそれぞれの災害の配備について、それぞれ具体的な事例内容を説明いただいて理解しております。ここではピンポイントに絞らせていただいて、こちらの要配慮者支援に関する手引きの中で、7ページだったと思うんです。要配慮者支援に関する避難支援等関係者及び地域支援の方の連携のところの部分で少し触れさせていただきたいのが、こちらのどちらかに消防団員の方は入りますかということをお聞きしたいんですが。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） きのうの遠山議員との関連等にはなってくるのかなとは思いますが。

この避難支援等関係者の中に自主防災組織、自治会の組織ですね。この自主防災組織の中にも消防団員さんもおられますので、そういうふうな部分のこの1番の避難支援等の関係者の中にもおられるというふうにご理解いただいたらいいと思います。きのう、私、遠山議員のその2番の避難支援者のところでも消防団のお話をさせていただきました。ここにも道を、消防団啓発というふうな形で、これはやはり連携していく部分ではないのかなというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 部長の答弁をちょっと整理しましたら、自主防災組織の中にも、そして、地域支援者の中にも消防団の方はおられるので、特に消防団としてのくくりはないですとい

う理解でよろしいのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい、そのとおりでございます。実際、災害起これば、消防団員さんは、やはり救助活動とかいろいろそういうふうな部分に回っていただく形になりますので、本町の場合、まだそこまでの大きな災害等は起こっておりませんので、今お話しさせていただいたように、自主防災組織の中に消防団員さん等も兼ねておられるという部分もございますので、そういうふうなご理解をしていただけたらなとは考えます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） はい、理解しました。

そうしましたら、消防団員の方は日ごろ訓練もされているので、こういう災害のときには的確に動いていただけるのかなということで質問でした。ありがとうございます。

そうしましたら、要支援者の避難に関することで、災害が近づいてきたいという警告で、3つの準備、勧告、指示があると思うんです。もうこちらで述べさせていただきたいんですけども、避難準備については、高齢者、体の不自由な人は避難開始してくださいよ。避難勧告については、自治体が速やかな避難を促すと。避難指示につきましては、直ちに避難をするように自治体が指示をするということで、これ、順番と時間の出すタイミングが非常に難しいと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていたのとおり、大まかにはそういうふうな形になるかなと思います。高齢者避難開始準備、そういうふうな部分もちょうちよなく、早目の早目の対応を本町としては対応させていただいております。ですから、避難勧告にしる避難指示、今まで出したことはないんですけど、そういうふうな部分で状況を見ながら早急な対応をとっていくというふうな部分が基本線で動いておるといふような状況でございます。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 前回の9月の避難のときに避難準備等出されたと。2000年会館を準備されたと。そのほかにも医療機関に関しては準備もされていると。15カ所はここを読んだらわかったんですけども、避難されないということで、手挙げ方式という形で上牧町とられて、167名が登録されていると。ゼロ人だったということで、この辺2000年会館に対して、行きたいのに行けなかったのか、それとも部長のきのうの答弁の中では、いざとなったら行政に連絡いただいたら準備しますよという形だったんですけども、その辺はうまく機能する準備は

あったのでしょうか。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） きのうのお話の中でも、自治会の会長さんに対しましてそういうふうな情報を発信させていただきました。そういう情報を発信させていただいて、避難していただける方があるのであれば役場に連絡をしていただければ、その対応をとらせていただいて、2000年会館に避難していただきますよというふうなお話もさせていただいているんですが、なかなかやはり、高齢者等の避難準備だけなので、そこまで重く受けとめられていないという部分も1つはあるのかなと思います。反対にこれが緊急の避難指示の場合でありましたら、そうは言っておられないというふうな状況になります。その辺がやはり住民さんの考え方で、お家においててもまだ大丈夫やろうというふうな認識も持っておられる方が多かったのではないかなというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 今このお話、私、申し上げているのは、特に金富、梅ヶ丘地区のことを想定して話をさせてもらっているんですけども、今、懸念される部分で、起こってから、起こる前のこの3つの準備、勧告、指示等、非常に難しいと思うんですが、支援者の方及び関係者の方をしっかりと連携をとっていただいて何かしら問題が起こらない。助けられたのに助けられなかったという遠山議員の広島での話もありました。命のとうとさを考えると、そういうことが起こらないように、やはり敏速に行動をとっていただいて、避難の行動をとっていただければなというふうこれからお願いを申し上げます。

○議長（辻 誠一） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） やはり、町といたしましては、安全・安心なまちづくりを目指しておりますので、そういうふうな部分につきましてもちゅうちょなく、そういうふうな情報を発信させていただき、きのうの地域支援者の関係ではないですけど、近隣の住民さん等の協力をもとに、そういうふうな部分を構築しながら、できるだけ早急に避難していただけるような体制づくりを今後ともしていきたいというふうには考えております。

○議長（辻 誠一） 竹之内議員。

○2番（竹之内剛） 残り時間は1分になりましたけれども、少しまとめさせていただきます。つきましては、2番目の町民の地域における自助、共助の取り組みの支援については、済みませんが、次回に回させていただきます。

今回の台風に関しましては、非常に倒木が多くて、私の住んでいます3丁目の団地でも16

本倒木しまして、ここにおられる部長クラスの方も雨の中来ていただいて、もう早急に動いていただいて非常に皆さんも喜んでられました。今、部長の答弁にもありましたけども、的確にチームを組んで、きのうの話にもありました、必ず動いて住民さんを守るというすごい熱い思いを私らは伝わりました。私らも何かできることは協力をしていきたいと思っておりますので、これから災害、地震、いろいろ起こります。ですから、今、答弁いただいた計画どおりに、また協力していただいて住民さんを守っていただければなと思うことをお願いして、私の質問はこれで終わらせていただきます。以上でした。

長時間の間、細かい答弁ありがとうございました。どうも。

○議長（辻 誠一） 以上で、2番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時25分。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。



◇東 充 洋

○議長（辻 誠一） 次に、11番、東議員の発言を許します。

東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） やつとあと1人というところまで来ました。1時間になりますが、少し我慢して、おつき合ください。11番、日本共産党、東充洋です。議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

私の一般質問は、将来都市構想について、バリアフリー基本構想について、運動部活動の現状について、3項目について質問を行います。

質問に入る前に、気になるマスコミ報道について少し触れておきたいと思っております。

1つは、教育への公的支出、2年連続日本最下位という報道です。内容は、OECD34カ

国中ということで、経済協力開発機構OECDは11日、2015年の加盟各国の国内総生産GDPに占める教育機関への公的支出割合を公表いたしました。日本は前年度比0.3ポイント減の2.9%で、比較できる34カ国中最も低く、2年連続で最下位でした。国や自治体による公的支出の割合のOECD平均は4.2%、ノルウェー6.3%が最も高く、フィンランド5.6%、アイスランド5.5%、ベルギー5.4%と続きます。教育機関別の支出の私的負担割合を見ると、日本は小・中学校と高校が8%だったのに対し、大学などの高等教育と幼児教育がいずれも50%を超えていました。OECD担当者は、高等教育と幼児教育は自己負担がとても大きい。特に幼児教育は、子どもの発達の基礎となるため、公的支出で負担してほしいと指摘しました。

未婚者や既婚者で子どもを産み育てることについて、教育費にお金がかかるとの不安を持っていることが世論調査でも明らかにされています。このような状況では、不安を今以上助長することになるのではないかと。結婚、子育てを幾ら唱えても現状を変えることはできないでしょう。国はお金を使うところを間違えて、我が国を消滅させようとしているのではないのでしょうか。教育を発展させずして、日本の未来はないに等しいと指摘しておきます。

次に、気になる報道では「生活保護費削減に批判の声。子どもの貧困対策に逆行」という記事です。子どもの貧困対策に逆行というふうに唱えているのが、名古屋市立大准教授、桜井啓太さんです。「今回の生活保護見直しは2013年度に続く大幅な引き下げです。最も引き下がった場合、13年から15%近く引き下げになる。保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活水準」が侵されることになる」と危惧しています。「生活扶助だけではなく、今回は加算の多くも引き下げです。母子加算では最大2割の減額。児童養育加算については、高校生にも拡充したと政府は誇っていますが3歳未満への支給はこれまでの1万5,000円から1万円へ、5,000円も削減されます。子どもの貧困対策にも逆行するのではないかと指摘しております。「捕捉率が低い問題を放置したまま、所得の低い一般世帯と比較して扶助基準を引き下げるのでは、経済が停滞し、格差の拡大や貧困世帯がふえる状況では、保護基準は下がり続けることになるのではないのでしょうか」と指摘されております。

このような状況で無関心ではられません。他の議員の一般質問で、少子化解消に結婚の話がありましたが、このような状況では少子解消どころか助長することは火を見るよりも明らかです。外交とっては国民の大切な税金をばらまき、軍事大国を目指すのではなく、国民が安心して生きられる国づくりをしてもらいたいものです。

それでは、本題の一般質問に入ります。

初めに、将来都市構想についてです。第5次総合計画第6章第1節、都市の骨格となる「軸」、

4、かんまき笹ゆり回廊で、本町には上牧久渡古墳群や片岡城跡等の歴史文化遺産や秩父池周辺等、自然景観としての地域資源が点在しており、また、水辺の空間を利用した滝川遊歩道（サンシャイングリーンベルト）が整備されていることから、これらの地域資源をつないだルートをかんまき笹ゆり回廊と位置づけ、歴史文化や自然環境を保全するとともに、上牧らしい新たな地域資源の形成を図ります。

第4節、地域活性、魅力づくりにおいて、今後は継続的に歴史文化や自然環境を保全するとともに、人々が訪れたいくなるような拠点整備を進め、拠点間を回遊しやすくするための工夫や広域連携の強化、効果的な情報発信を行い、地域資源としての魅力向上に取り組む必要がありますと明記されています。

これらについて、具体的な施策について答弁を求めます。

2つ目の質問項目は、バリアフリー基本構想についてであります。上牧町バリアフリー基本構想が制定されました。構想が策定された以降、計画実施となります。上牧町は、高齢者、障害者等も含めたあらゆる人たちが安全・安心、快適に暮らせるまちづくりを実現するため、具体的に何から計画実施されるのかを説明を求めます。

3つ目の質問項目は、運動部活動の現状についてです。2016年に文部科学省は、教員勤務実態調査の結果、中学校教諭の勤務時間の平均値は平日で11時間32分、土、日で3時間22分。10年前と比較して増加していることが明らかになり、要因は部活動に従事することと言われております。文部科学省は運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン作成検討会議が開始され、運動部活動の運営の適正化に向け、練習時間や休養日の設定、指導の充実、部活動指導員等の活用などについて考えるべき事項と留意点が議論されているが、上牧町町立中学校の現状について説明を求めます。

以上です。再質問は質問席から行います。よろしくお願いたします。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） それでは、将来都市構想についてご説明をお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 将来の都市構想についてということで、第5次総合計画第6章第1節、都市の骨格となる「軸」、それと第4節の地域活性化という中で、具体的な施策について答弁をということで、ご回答させていただきます。

上牧町の滝川は野鳥や季節ごとの草木が観察でき、町民にとって身近な散歩道であります。歴史文化の資源や地域資源などの自然環境を結ぶ風土としてかんまき笹ゆり回廊の中核を担

う重要な箇所として位置づけられております。現在では、遊歩道と自転車道が混在し、舗装も損傷が激しく進んでいるのが現状です。これを踏まえて、かんまき笹ゆり回廊の整備の一環として町有地を利用した自然豊かな水辺の空間の整備、奈良県と共同事業を行うとともに、片岡城の歴史文化の付近に近くに寄ってもらえる、くつろげる公園の設置、また滝川の遊歩道、自転車道の整備、それらに伴い、池を見ながら心を癒してもらえるような健康的な体づくりの空間を提供するために、バサ池の堤防を利用し、高齢者向けの健康遊具の設置も考えております。そして、今後、久渡古墳群の整備とともに、笹ゆり回廊を広陵町、河合町の馬見丘陵公園も周回してもらえるような整備とともに、案内板の整備も行っていき、町内外から上牧町の魅力を発信できるよう、今後5年間整備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。今の部長のお話は予算委員会だとかそういうところでお聞かせいただいております、我々議員としても承知しているお話だというふうに思います。ありがとうございました。

それで、私の今回言いたいのは、これは、本当に偶然だったんですけども、子ども議会の中でも魅力ある観光スポットをつくりたいだとか、上牧町をより知ってもらいたいというような質問がございました。私もここでの質問はそういうことでありまして、ここに上牧町がまとめられた冊子があるわけなんですけども、これを読ませていただいて、改めて上牧町の歴史というんでしょうか、文化というんでしょうか、史跡というんでしょうか、そういうことがここにつづられているわけなんですけども、非常によくまとまった本であるというふうに思います。桜ヶ丘、それから米山に象の歯が出たりだとか、そのような象のものが出たという事実もあると。そして、ましてや下牧には瓦の窯があったということも明らかになっているというようなものがここにはきちっと書かれております。このところに、やはり上牧町の魅力が眠っているのではないかなというふうに思うんです。町長と個人的に雑談したときは「みんな中途半端やな」というような話もしていたんですけども、いや、中にはやはり、非常に貴重なものがたくさん含まれているのではないかな。

そこで、これら一つ一つのところにでき得るならば、この辺に瓦を焼いていた窯があったんですよ、これは大体いつごろになったんですと。私も教えていただいたんですけども、香芝の瓦口というところがあると。その瓦口という地名は何でできたかというようなお話を聞かせていただいたことがあるんです。やはり、その下牧で焼いた瓦をその瓦口のところから持って行っておられたということで瓦口という地名がついたというようなお話も聞かせて

いただいたんですけれども、そういうことがここにもあるので、そういうところに一つ一つ、遺跡とかそういうものがあるところに看板を立てて、町民も理解できて、よそから来る方もそれを見て、ああ、こういう町だったんだなということを知っていただく。

看板が何かといいますと、この辺で銅鐸が出ましたよという看板は松里園にありますよね。ところが、久渡古墳のところに看板なんていうのは、これからもわかりませんが、立ち入り禁止の看板があるだけというような状況になっているんですよね。やはり、貴重な文化財という状況であるならばいち早く、ここに7つの古墳があるんだというようなことをきちっと書かれたような看板を立ててあげて、皆さんに知らしめていくとかですね。片岡城跡もあるのかな、看板。あったと思うんですけども。それ以外のところのところ、例えば、象の歯がこの辺から出たんですよというようなところもあってもいいかもわかりませんよね。

言われているように、葛下川のあたりだとかそういうところにも、西川の方にもたくさんのもので出土しているというようなことも書かれているわけですから、これに基づいたようなものをきちっとつけてあげて、そこを散策していただけるというようなことを発信していくと、魅力ある上牧町をつくるだとか、上牧町を知っていただくというところにそれほど大きなお金をかけなくても、言うたら、雪丸のようなものをつくらなくても発信をしていくことができるのではないかというふうに私は思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議員の質問の中でパンフレット、また現場等の看板等の設置をして、もっともっと上牧町に情報発信をしていけば、上牧町に歴史等の拠点が、いろんなこんなものがあるよということをお知らせしてしていくのも自分としても大事ななと思いますので、今現在は滝川の方もどこからどこまでがこういう距離感とか、いろんな設置で手づくりでやっているような状況なので、今、水辺の空間も整備していく中で、今後検討していったら、よりよい上牧町の魅力をアピールしていきたいなというように思っております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） ですから、当然、サンシャイングリーンベルトということで遊歩道、それから自転車道を整備していくということも5年かけてやりますよということもそれは必要だと思うんですけども、それとあわせて、そこまでの大きなお金が必要ではないわけですから、そういうところにも着目をして、一つ一つ実現をしていくというところにロマンを見つけてはいかがでしょうか。

もう1つの提案なんですけれども、そういう看板等をきちっと、遺跡をつくって、そこを

上牧町が訪れた人が町役場なり来て、「上牧町ってどういうところ」。したら、ご案内しましょうかということで案内できるボランティア集団をつくると。そういうボランティアの方々を養成していくということも非常に大切になるのではないかなというふうに思うんですけども、そういう点はいかがでしょう。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今回の計画の中で、まちづくり創生課が今考えておるのは、水辺の創造計画の中で花いっぱい、訪れていただいて、今、ささゆり台ののり面の方にも町のマークの植木を植えて、上牧町にこういうふうな歴史文化等、滝川も今、大変汚いといひますか、ちょっと草が生え茂って見にくい状態ではありますが、この整備によって、もっと関連してこういったボランティアに魅力ある人もちょっと募って考えていきたいなというふうには思っております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 町長、この点、いかがですか。私の提案なんです。

○議長（辻 誠一） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、東議員からおっしゃっていただいている件については、もう至極ごもっともなご意見でございます。上牧町にもいろいろ小さいものでございますが、昔の瓦の跡でございますとか、私、あれ、職員で部長をしていたときに、桜ヶ丘新町線をつくるときに、文化財の関係で工事をちょっとストップしたことがございます。あそこに窯跡があるのではないのかということで、榎考研の方から来られて、まず試し掘りをしてというような光景も私、見ております。実際にはそういう大きなものはあの場所では出なかったんですが、その一部だろうという判断で道路の工事ができたということもございます。実際は恐らく県道を工事されたときに、もう主たる部分はなくなっているのかなというような感じもあの部分についてはしております。それと片岡城跡、それと象の歯の話もあるわけでございますが、今、出ました久渡古墳、こういうところに今おっしゃるように、しっかりとした案内板、やっぱりそういうものを設置をして、住民の方々にも上牧町にはこういうものがあるんだよということをお知らせをする。何もないということではなしに、こういうものもあるんやということをお知らせするということが大事でございます。

あわせて、私以下職員がしっかりと認識をしていなければ、誰から聞かれても「いや、そんなん知りませんよ。上牧、何もないの違いますか」というようなことでは、上牧町、今、おっしゃっていただいているように外へは発信できないわけでございますので、今ここにお

ります部長、課長につきましても、そしたら知識としてどの程度持っているのかということになりますので、総合計画に書いてあることだけじゃなしに、その周りのことまで我々はしっかりとやっぱり勉強すべきであるのかなと。

今言うている笹ゆり回廊にいたしましても、回廊して、例えば、先ほど、河合、広陵の馬見丘陵公園というような話も出ておるわけですが、どのように周回するんだというような話。それと、例えば、葛城台の一番外れのところに山があって、その裏側に河合町に宝塚古墳というのがございます。そしたら、上牧としては、例えば、久渡古墳を見ていただいて、秩父池から五軒屋に入っていただくと。葛城台を抜けて、宝塚古墳の前を通過して、馬見丘陵公園に抜けていくと、こういう周回ルート、あるわけですが、そういうものも我々はしっかりと勉強をしながら、研究をしながら、ルートを定めたり、町内外にアピールをしていくということはこれから大事になってくるのかなというふうに思います。おっしゃっていただいていることはそのとおりでございますので、こういうことはすぐできるわけでございますので、できるだけ早く看板等の設置も行っていきたいし、あわせて担当課にしっかりとそのことを勉強するように、また、私や副町長や教育長、こういう特別職がそれぞれの持ち前の部分でしっかりと指導をしていきたいなというふうに思います。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。

教育長、夏休みのときに、今、町長がおっしゃったように、上牧町の学校の先生たちも上牧町を知ろうということでそういうような研修を受けられたというふうに聞き及んでいるんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 毎年、ここ2年間、上牧町の教職員夏季研修会と銘打って、ICTの教育の推進をしてまいりました。今年度は町内の小・中学校の各プロジェクトの代表の方から、先生方の方から声が上がって、上牧町の歴史をしっかりと知りたいと。子どもたちに上牧町の歴史をもっとうまく伝えたいという声があり、本町の文化財専門員の関川先生からご講演をいただき、2日間させていただきましたが、実りある研修会が持てたのかなとそう思うしております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 教育長ありがとうございます。今、上牧町ではそのように取り組みが進められているということで、やはり、子どもたちも上牧町に対するいろんな史跡を学んで

いくという環境が整いつつあるのかなというふうに思います。そして、職員の方もそうですけど、やっぱり我々住民も、上牧町というところはどういうところなんだろうというところを知るところから情報発信が大きく前へ進むのかなというふうにも思っております。

このように本当にいいものができたんですけど、これはどのようにして活用されているのでしょうか。これを住民の方がこのようなものがあるということを知らない方もいらっしゃるというふうに思うんですけども、どのような活用をされているのでしょうか。

○議長（辻 誠一） どなたですか。

総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 観光パンフレット、多分「笹ゆり回廊から歴史・魅力を辿るまち上牧町」というパンフレットだと思うんですが、この分につきましては、町内の各公共施設に置かせていただいたり、東京の方にあります各都道府県のPRをされているようなところにも一応置かせていただいて、現在PRに努めているところではございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。見たことありますか、皆さん。読んだこと、ありますか。どうも議員の中もまだ皆さん、周知されていないようです。もったいないです。本当に回廊をちゃんとつくっておられて、これに基づいて、今、町長がおっしゃっていただいたように、看板をつけていけばばっちり当てはまるというぐらいでき上がっているものです。ですから、広報でもいいですから、こういうものがありますよと、上牧町の歴史が書かれていますよということの案内をして、やはり、欲しいという方には手渡してあげるといようなこと施策をとっていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今、そのパンフレットにつきましては、庁舎内と各施設に置かせてもいただいておりますけど、ホームページに上牧町の観光というところの分についてそれが見えるような状態にもさせてはいただいております。ただ、今、議員おっしゃっていただいたとおり、ちょっと聞きますと、横の部長についてもちょっとご存じなかったというようなこともございますので、ちょっと今、広報の掲載というお話もございましたが、今後その分につきましては、そういった分も含めまして、そういう看板もあわせてPRできるようにしていきたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 本当にそんなに莫大なお金を使わなくても情報は発信していけるとい

うような、そのような状況がきちっとあるわけですから、大いに利用してやっていただきたいと思います。

そして、1点、ガイドさんですね。上牧町を案内できるようなガイドさん、ぜひ多く、そういう方々を募って、そういう組織ができればいいなというふうに私は思うんですけども、その点についてはいかがですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今年度、多分、政策調整課で多世代交流による生涯活躍の町ということで、歴史ガイド講座を3回させていただきまして、そこで先ほども名前が出ておりました関川先生を投じて、50名募集させていただいたところ、65名という形の応募をいただきまして、久渡古墳であったり、昔の歴史についてそういう講座を3回開いていただきまして、講習を受けた方からおきましてかなり評判がよかったというふうに聞いておりますので、今後、社会教育で今現在歴史講座というのもされておりますので、そういった部分でも連携もさせていただきながら、なおかつ、その中で歴史ガイド講座を受けたいいただいた方から人材バンク登録という形で登録もさせていただいておりますので、そういった方にも今後またそういうガイドという形で、活躍いけるような場がありましたら、そういう方にも声もかけさせていただきまして、そういう方にも活躍していただけるような場もつくっていききたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 1回の講座だけではなくて、やはり、より、より、他地区から来られる方に対して十分に上牧町の魅力を語っていただけるような人材をたくさんつくっていただけるというふうに努力していただきますように、ここに希望しておきたいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 2点目のバリアフリー基本構想についての通告書の説明ですけども、町民提案をもとにした実行可能なバリアフリー化を基本とし、計画地区となる重点整備地区の設定方法については、特に利用頻度の高い箇所から順次整備をするため、生活関連施設、及びそれらを結ぶ生活関連経路のみの重点地区としております。

東議員と私と大阪へバリアフリーの体験を一緒に行かせていただきました。車椅子を乗って、歩道の段差の感じ方、それと歩道の広さ、それと歩道の状況、それと点字ブロックなり

見たり、半日間有意義に過ごさせていただきました。今後、国・県が策定している法律、条例、要綱、指針などの関連する基準を精査し、上牧町にある条例との整合性を図り、さらに基本構想を運用するための手引書、マニュアルを31年度からまちづくり創生課で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） このバリアフリーもこれはもう非常に予算をたくさん必要とするという事業だというふうに思います。そういう中で一挙にこれらをやっていくということは不可能に近いわけですので、やはり、鉄道のない、国道もないというようなこの上牧町がどうやって上牧町の中心部でバリアフリーということを実現していくかということが我々にとっても非常に注目をするというような事業だというふうに思うんですね。ですから、誰かじゃありませんけど、やはり、できるところからこつこつとやっていかないとでき上がらない事業だというふうに思いますし、そんな短期間にできるような事業でもないということは十分承知しておりますので。しかしながら、このように基本構想ができたということは、やはり、やらなくてはならないということの計画であるわけですから、やはり、その部分は毎年毎年、そんな大きな経費はかけられなかったとしても、安心・安全なまちづくりを目指す上でやっていかなければならない事業だというふうに思います。

部長、あれ、本当にしんどかったですよね。車椅子で段差を上がるのも。こんな段差が上がりませんでしたね。ですから、やっぱりそういうところに着目しなければならないでしょうし、この計画書の中にももういろんな写真で、こういうところに問題がありますよというところまで指摘されているわけですから、やはり、その部分を一つ一つ解決して行って、安全なまちづくりを目指していくということになるのかなというふうに思いますので、来年度、どこまでの事業がされるのかということは、ちょっと我々にも予想はできないんですけども、しかし、何か1つの事業を組み入れていくというふうにしなければならないのかなというふうに思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（辻 誠一） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今、都市環境部長からハード面に関する取り組みというようなことで少しお話がございました。もう1つ、本町におけるバリアフリーにつきましては、心のバリアフリーということで、両輪で、ソフト面の取り組みということで、その分も基本構想の中で取り上げさせていただいております。この分につきましては、以前といたしますか、先ほどの議員の質問の中で住民福祉部長から少し答弁がございましたが、今年度におきまして、

県の出前講座というんですか、まほろば事業「あいサポート」センターですか、あれを利用させていただきまして職員研修をさせていただきたいというのが1点、思っているところでございます。それとまた、各重点整備地区におきます生活関連施設の協力いただいた事業所さんにおきまして、本町の方から出向きまして、こういう基本構想を作成させていただきましたので、その分につきましても各事業所でも取り組んでほしいという形をお願い、また啓発にも行かせていただきたいと思いますと思っておるところでございます。

それともう1つ、基本構想の中に特定事業ということで計画ということで上げさせていただいている部分なんですけど、67ページ、特定事業の中の2000年会館という部分で、施設の改善ということで駐車場マスの位置修正ということで、この分、おもいやり駐車場、高齢者向けということで、この分につきましても設置していただきまして、現在ホームページにも載せさせていただいて、周知もさせていただいております。また、来月号出る広報におきましてもそういう駐車場をつくらせていただきましたというこの広報、啓発させていただくところでございます。

それともう1つ、トイレのユニバーサルシート設置ということにつきましても、この分についても計画上では短期、5年という形でうたわせてはいただいておりますが、できることから速やかに実施させていただいているというところでございますので、今後におきましても特定事業計画ということで、道路、何カ所か上げさせていただいておりますが、ただ、財源的なもの、またいろいろそれ以外にもほかの道路の兼ね合いもございまして、なかなかできない部分もあると思いますので、計画的にできることから着実に進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） ソフト面というのは目に見えないだけに、そしてまた、意識という非常に難しいものだというふうに思うんですけども、その点に力を注いでいこうという旨が伝わりましたので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、2000年会館なりペガサスなんですけれども、部長も思ったように、これだけの高さが車椅子が上がらないというところがありました。例えば、2000年会館の玄関へ行くのに車椅子で行こうと思えば無理ですね。これだけの差があるんです。その辺もやはり、じっくりと見ていただいて、計画をしていただければなというふうに思いますので、やはり、人が一番よく利用されるというところから着目をすべきかなというふうに思いますので、その辺よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そしたら、次、お願いいたします。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 次の項目の運動部活動の現状についてということでご説明させていただきます。

部活動の指導する先生にとって、ふだんの授業の準備や教材づくりに加え、部活動が勤務上大きな負担となっていることは事実であります。また、生徒と親しくかかわりが持てる貴重な機会ではありますが、放課後の練習、休日には対外試合の引率もあり、残業時間や休日の出勤の増加につながっております。また、そのため多忙感や負担感の拍車がかかっているという声も聞いております。

そのことを受け、教育委員会では、町立中学校の部活動顧問の心身の健康管理や参加生徒の安全や事故防止として、練習時間の休日を設けております。休日は原則月曜日から金曜日のうち1日は必ず休むこと、また、土、日のどちらか1日は休むこと。ただ、練習試合、また大会というものがあります。その部分については振りかえとして、その以後の平日で1日をの分を振りかえるという条件を出して、今、指導徹底を図っているところであります。

部活動指導員の配置であります。部活動を指導する先生と先生の指導に係る時間の軽減になることはわかってはおりますが、専門知識による正しい理解に基づく指導による技術向上などよい部分も確かにあります。ただ、活動中の事故等に対する責任の所在の不明瞭さ、また、生徒とのかかわりへの配慮等が問題となってくることは目に見えておりますので、現時点では指導員の配置に至ってはおりません。ただ、指導員の配置につきましては、学校が要望するなり、また、その部分については今後、協議を重ねないと考えております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 今、部長がご答弁いただいた分というのは、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインということでスポーツ庁が出された部分で、今おっしゃった部分が全てここで網羅されているのかなというふうに思いました。例えば、中学校の先生というのは、教育長、先ほどの話でもありましたけど、もう大変忙しい。私の母親も教師をしていたんですけども、何十年前になるかなんですけども、それでも忙しかったわけですから、より忙しいんだろうなというふうに思います。

そういうようなことで、中学校のスポーツクラブというんでしょうか、その生徒たちも昔のようではなくて、今おっしゃったように1週間のうち1日は休むというような状況もつくるといようなことがガイドラインとして示されているわけなんですけれども、例えば、練

習するじゃないですか。その6日間の間に練習するというときに、その監督さん、先生というの、ずっと練習を見ておられるんですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 基本的に部活動の顧問、または副顧問という形で、2名制を敷かせていただいております。そういうことから必ずどちらか1名が、やっぱり事故ということが怖いので、また夏においては、熱中症でいつ倒れるかもわからないということで、早急な処置ができるように。また、その2名がつけないときは教頭先生、校長先生がかわりにつくという体制で今行っております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） これは、上牧町だけがこのようなガイドラインをつくって、そのようにされているんですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 上牧町だけということは僕もわからないんですけども、上牧町は前からそういう形でやらせていただいております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） これ、よその学校のことなんですけれども、雷がががが鳴っていると、雨が激しく降り注いでいるという状況の中で、その日、試合があると。例えば「桜ヶ丘の東グラウンドにみんな集合やで」というふうに声をかけられた。ところが、当日もうすごい雷で、朝、午前7時30分に集合やと言われたと。その間、物すごく雨と雷が鳴っているというそのような状況のときに、当然、危険ですよ。もう雨でも危険ですのに、雷が鳴っているというのは余計危険なんですけど、そういう場合、上牧町だったらどういうふうに対処されるんでしょう。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） その発生時間にもよりますが、まず、これから集合するという場所、場合において、急な場合というのが当然あると思います。ただ、前もって見込まれる場合はもう多分中止になると思いますし、台数には限りはあるんですけども、携帯電話というのも学校に今配置もさせてもらって、学校と先生との連絡も密にできるように体制をとっております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） ということは、その監督さん、顧問の先生が各連絡網みたいなのを使

って、きょうは中止するだとか、集まる集合時間をおくらせるだとかいうような連絡をとれるような体制はとっているということですのでよろしいですか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい、そのようになっております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） 安心しました。そういうふうにされているというのは。ところが、私の聞いたところはそうはなっていなかった。これはもうひどい話やなと思ったんですけど、上牧町はそれで十分できているということに対してはすばらしいというふうにしておきたいというふうに思います。

もう1つは指導なんですけれども、各野球部なりテニスなりということで、いろんなスポーツクラブがあると思うんですけども、そこには必ずその競技に熟知しているというんでしょうか、専門というんでしょうか、そういう顧問の先生がついておられるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 体育の先生が主になるんですけども、全てのクラブにはちょっと無理なところがあり、過去に経験あった先生なりをできるだけ配置して指導に当たれるような体制はとっております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） なぜかといいますと、やはり、これだけ先生方が忙しい中で、やはり、もうクラブまで面倒見られないというような先生だっていらっしゃるというふうに思うんですね。そういう中で経験もないけれども、顧問とかいうところに名を連ねてやるというような状況があるとするならば、別段勝負にこだわるということではないんですけども、やはり、生徒にとっては向上心というのは当然あるわけで、やはり、向上心を高めるためには、それなりの知識の持った先生なり、監督さんが向上を目指すために適切なアドバイスをしていくというようなことはやる以上は必要ではないかなというふうに思うんですね。

ですから、そういうことが上牧町では全てのスポーツにおいて満たされているという状況であればいいですけども、でなかった場合、例えば、このガイドラインの中にでもあるんですけども、部活動の指導員等の活用というようなことも書かれているわけなんですけども、それに対する考え方はどうお考えになっているでしょう。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今言うたように全てのクラブが満たされている部分については、ちょっと完全な把握ができていないんですけども、ただ、これについては、年度当初、クラブの名前がわかっているんで、転勤もございますので、そこで来た先生の中で、自分の経験がこうやとかいう部分である程度決まっていっております。また、その部分で、町といたしましては、さきのクラブ指導員については全く反対という意見でもないんですけども、この部分については、学校からそういう部分で要望が上がってきたらちょっと協議させていただきたいとは考えております。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） なるほど。そういう強い要望があればということで考えるということなんですね。わかりました。

子どもたちはやはり、例えば、野球だとかそういう団体スポーツであるならば、3年生、2年生、1年生というそういう学年の違いの中で1つの競技をするためにチームワークみたいなのを組んで、いろんところで知識を深め合うという、また団結をするとかいう、仲よくするだということでの教育というのが非常に重点が置かれているんだろというふうに思います。勝つばかりがということではないと思うんですけども、それも1つですけども、やはり、一人一人がそのスポーツをやる限りは上手になってほしいなというところもあるんだろというふうに思いますので、その辺もやっぱり十分考慮して、皆さん楽しくクラブ活動ができるような、そのような環境をぜひ構築していただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（辻 誠一） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい。そのような構築を目指したいと思います。

○議長（辻 誠一） 東議員。

○11番（東 充洋） ぜひお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○議長（辻 誠一） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時18分

平成30年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第5号）

平成30年9月25日（火）午前10時30分開議

- 第 1 決算特別委員長報告について
- 第 2 認第 1号 平成29年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認第 2号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認第 3号 平成29年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認第 4号 平成29年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認第 5号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認第 6号 平成29年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認第 7号 平成29年度上牧町水道事業会計決算認定について
- 第 9 総務建設委員長報告について
- 第10 議第 1号 上牧町個人情報保護条例及び上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第12 議第 7号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第13 議第11号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について
- 第14 意見書案第1号 2025年国際博覧会の誘致に関する意見書（案）
- 第15 意見書案第2号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書（案）
- 第16 文教厚生委員長報告について
- 第17 議第 3号 上牧町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第18 議第 4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第19 議第 6号 奈良県葛城地区清掃事務組合格約の一部を変更する規約について

第 2 0 議第 8 号 平成 3 0 年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について

第 2 1 議第 9 号 平成 3 0 年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）につい

て

第 2 2 議第 1 0 号 平成 3 0 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について

第 2 3 議第 1 2 号 平成 3 0 年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）について

第 2 4 議第 1 5 号 上牧町文化財保護条例の制定について

第 2 5 議第 1 6 号 史跡上牧久渡古墳群保存管理活用計画策定委員会設置条例の制定につい

て

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	吉中隆昭	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	辻誠一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	濱田寛	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司
まちづくり創生課長	松井直彦	社会教育課長	森本朋人

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	高木寛行		

開議 午前10時30分

◎開議の宣告

○議長（辻 誠一） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（辻 誠一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎決算特別委員長報告について

○議長（辻 誠一） 日程第1、決算特別委員長報告について。

石丸委員長、報告願います。

石丸委員長。

（決算特別委員長 石丸典子 登壇）

○決算特別委員長（石丸典子） 皆さん、おはようございます。9番、石丸典子です。決算特別委員会の決算委員長報告を申し上げます。

決算特別委員会は、委員6名出席のもと、9月14日金曜日と18日火曜日の2日間開催いたしました。

9月10日の本会議におきまして付託されました平成29年度一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、住宅新築資金等貸付事業特別会計決算、下水道事業特別会計決算、介護保険特別会計決算、水道事業会計決算につきまして、慎重に審査いたしました結果、7議案全て認定すべきものと決定いたしました。

平成29年度一般会計決算は、歳入総額80億5,945万円、歳出総額77億7,918万円です。翌年度繰越額は3億5,845万円となり、繰り越し事業のうち、約3億円が小・中学校エアコン設置事業です。平成29年度は今中町長就任3期目で、学校の児童や生徒、また保護者からの要望

に抑えられ、エアコン設置が予算化されました。工事は平成30年度でしたが、平成29年度決算の大きな特徴の1つです。

もう1つは、地方創生推進交付金を活用した事業です。平成29年度は、多世代交流を核とした生涯活躍のまち構想として、まきっこ塾、企業総合支援、生涯学習講座、移住支援事業が行われました。この事業内容とその効果について、国へ報告されることとなります。

それでは、決算特別委員会で出された質疑の主な内容を報告いたします。

平成29年度一般会計決算については、歳入で、款1町税、町民税、個人分、現年課税分は前年度に比べて0.16%の微増となった要因はどの質疑があり、納税者義務の増加と所得割の微増によるもの答弁がありました。また、平成29年度にふるさと納税で他の市町村に納付された金額はどの質疑があり、上牧町では391名で、約3,200万円である。町の減額は約1,463万円となったもの答弁が行われました。また、町民税の法人分、現年課税分は前年に比べ9.42%増加している要因はどの質疑が行われ、業績が好調であることによる法人税割の増加である。法人数は14ふえていると回答されました。固定資産税現年課税分は前年に比べ1.08%の増となった要因はどの質疑が行われました。土地の課税は評価額の下落が主な要因で減となり、家屋の課税は新築家屋の増加と新築軽減期間の終了で増加した。償却資産は申告による増加であるもの答弁が行われました。

次に、歳出に入ります。款2総務費、総務管理費で、高ストレス者面接指導委託料に関して、実施状況の説明を求めたところ、ストレスチェックで24名が該当し、そのうち10名がカウンセリングを受けていると答弁がなされました。また、防犯カメラはこれまで9台設置されたが、今後の予定はどうかの質疑に対し、1年に3台ずつ設置をする。今年度は葛城台、エトワホール近く、南都銀行前に設置をする。2026年をめどに36台設置の予定と答弁が行われました。

次に、款3民生費、社会福祉費、子育てママ就業支援事業について質疑がありました。就業人数募集の状況、町内を優先した雇用についてはどうかの問いに対して、雇用について、町内7名、町外13名、合計で20名就業している。募集については、子育て世代の男性、女性を業務量に合わせて随時行っている。町内の方を優先した雇用により、子育て世代の転入にもつながると考えていると答弁がありました。

款3民生費、児童福祉費の病児・病後児保育事業負担金の減額理由について質疑が行われました。現在は高田市と協定を結び、1カ所で保育事業を行っているが、利用者が少ないのではないか。病後児保育について、他市町では何カ所とも協定を結んでいる。保育場所の拡

充を問うとの質疑が行われました。利用者は延べ人数で、平成28年度は51名、平成29年度は15名と減っている。今後は、他の場所で提携できるならば、保護者が保育場所を選択できるように考えていくと答弁がなされました。

次に、款4 衛生費、保健衛生費の療育支援相談事業（ほほえみ教室）、賃金の説明をとということが出されました。この事業は、発達に不安のある幼児と保護者に対しての悩み軽減を目的にプログラムを作成して、個人または小集団を通じて助言・指導を行うものである。これは専門の相談員等の賃金であると回答がなされました。

次に、同じく衛生費の中の塵芥処理費、可燃ごみ運搬処理委託料は、前年度より約1億円増加したが、説明をとの質疑が行われました。上牧町の焼却場は平成28年10月操業停止した。平成29年度は丸々1年分の委託となったため、増となった。委託料は1 tあたり3万2,500円である。

次に、款8 教育費、教育総務費、小・中学校エアコン設置工事調査委託料に関して。ことし、平成30年夏休み中に工事が完了の予定だったがどうかとの質疑がされました。夏休み明けの9月3日から稼働しているとの答弁が行われたところです。

これで一般会計は終了です。

続きまして、平成29年度国民健康保険特別会計決算について報告をいたします。

歳入総額31億723万円、歳出総額29億4,719万円の決算です。年間被保険者数は、前年に比べ294人の減で5,668人です。保険証発行数は、短期証の発行185枚を含め、5,535枚でした。保険証が発行されないことで医療が受けられなかったという人はありませんでした。医療費は、前年に比べ約8,600万円の減、率にして4.53%の減です。主な要因は、被保険者数の減です。1人当たりの医療費は少しふえています。

それでは、質疑の内容で主なものを紹介いたします。

国民健康保険税は調定額が6億2,439万円、前年度比7.3%の減、収入済額が4億6,894万円、前年度比5.1%の減となった要因は、また、不能欠損額は3,159万円、前年度比60.2%増だが、説明を求めるとの質疑が行われました。被保険者数は227名減っており、後期高齢者医療保険に移られたのが大きな要因である。不能欠損額の伸びは地方税法の執行停止処分によるものであると答弁が行われました。次に、財政調整基金繰入金は1億1,254万円、年度末基金残高は4億6,959万円であるが、2024年国民健康保険の奈良県統一後の活用はどうかとの質疑がされました。県統一までは保険税抑制に使うが、統一後は基金が活用できないとされていると答弁がありました。また、特定健康診査は受診率の目標30%に対し、28.73%である。

今後の取り組みについて質疑が行われました。受診率は下がったが、後期高齢者医療保険に移られた方がそちらで受診された。合計では19名の増である。今後は、未受診者に対し、電話や訪問をしてふやしたいと答弁がなされました。

次に、平成29年度後期高齢者医療特別会計決算についての質疑の内容を報告いたします。

保健事業費の人間ドック費用助成状況について質疑が行われました。人間ドックが37名、脳ドックが13名であると答弁が行われました。

次に、平成29年度住宅新築資金等貸付事業特別会計決算について報告いたします。

公債費約229万円の説明を求めるとされ、回答は、定期的に返済されている元金と利子6件分であると説明がされました。

次に、平成29年度下水道事業特別会計決算について報告をいたします。

公共下水道事業費5,561万円の説明を求める。また、北上牧地区の工事終了時期はどの質疑がありました。北上牧地区での工事と片岡台地区で長寿命化計画に基づいた改築工事を行った。北上牧地区の工事は2022年度終了予定と答弁が行われました。

次に、平成29年度介護保険特別会計決算について報告いたします。

介護保険料の不能欠損額は361万円が多額である。保険料の支払いがない人は介護サービス給付に制限があるのかと質疑が行われました。介護保険料は所得がなくても徴収されることから、不能額が出やすい。また、滞納があれば介護サービスは受けられないと回答されました。次に、保険給付費の介護予防サービス等諸費は前年度に比べ約3,700万円の減となった要因はどの質疑が行われ、介護予防サービスの一部が地域支援事業に移ったためであると答弁されました。次に、配食見守り事業、緊急通報見守り支援事業の不足額約246万円の説明をどの質疑が行われました。配食見守り事業の利用者は22名、緊急通報は115名の利用であった。見込み数より少なかったため、不用額が出たとの回答でした。

次に、平成29年度水道事業会計決算について報告いたします。

水道事業収益の給水収益は4億4,339万円で、前年度に比べ1,245万円の増であるとの質疑が行われ、平成29年度の給水人口は1万9,173人で、前年度に対し122人の減、給水戸数は91戸の増であると要因の説明がありました。次に、水道事業の剰余金は毎年積み上がっており、平成29年度末で約9億2,000万円である。住民負担を軽減するために水道料金を下げてはどうかと提案がありました。現在、水道タンクの問題、土中の水道管の改修、水道事業の奈良県単単位化、近隣町での事業の共同化などの課題がある。タイミングを見て値下げを考えたいとされました。

以上をもって、平成29年度決算の決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（辻 誠一） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎認第1号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第2、認第1号 平成29度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。

◇

◎認第2号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第3 認第2号 平成29年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第3号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第4、認第3号 平成29年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。

◇

◎認第4号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第5、認第4号 平成29年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。

◇

◎認第5号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第6、認第5号 平成29年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第6号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第7、認第6号 平成29年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第7号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第8、認第7号 平成29年度上牧町水道事業会計決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎総務建設委員長報告について

○議長（辻 誠一） 日程第9、総務建設委員長報告について。

東委員長、報告願います。

東委員長。

（総務建設委員長 東 充洋 登壇）

○総務建設委員長（東 充洋） それでは、総務建設委員会委員長報告を行います。

9月12日午前10時より総務建設委員会が全委員出席のもと開会いたしました。

9月10日の本会議において、議第1号 上牧町個人情報保護条例及び上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、議第7号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、議第11号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、意見書案第1号 2025年国際博覧会の誘致に関する意見書（案）、意見書案第2号 学校施設や通学路におけるプロ

ック塀等の安全性確保を求める意見書（案）の3議案、2意見書案の付託を受けました。これを慎重に審議いたしました結果、全ての議案、意見書について、全委員異議なく可決されました。

審議内容については以下のとおりです。

議第1号 上牧町個人情報保護条例及び上牧町情報公開条例の一部を改正する条例について。

今回の個人情報保護条例の一部改正の改正点は、個人情報の意義の明確化、要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）の定義を新設及び取り扱いを規定、情報公開条例の一部改正の改正点は、個人情報保護条例中、個人情報の氏名、生年月日等の特定の個人を識別することができる記述等についての定義改正に伴うと説明があった。

委員の質疑は以下のとおりである。

要配慮個人情報の定義が新設されたが、当町での対応はどうなるのか。答え。これまでも当町は、センシティブ情報については収集制限を設け、原則禁止としてきた。今回の法律改正に伴うセンシティブが要配慮個人情報として類型化されたことを踏まえ、要配慮個人情報は収集制限について原則禁止とする。当町のセンシティブ情報が今回の要配慮個人情報保護条例の中に含まれることから、今までどおり対応していくが、今回の改正で追加された身体的な特徴を示す情報、公的機関の割り振った番号も同様に対応する。

議第2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について。

今回の上牧町税条例等の一部改正の主な内容は、個人住民税関係では、給与所得控除の改正に伴う住民税の非課税の範囲の改正、基礎控除と調整控除の見直し、法人住民税については、法人に対してe L T A Xでの申告を義務づけ、町たばこ税については、平成30年10月1日から町たばこ税の引き上げ、加熱式たばこの区分創設と課税の引き上げ、旧3級品の特例税率の廃止であるとの説明があった。

委員の質疑は以下のとおりである。

個人所得課税の見直しの背景と説明を求める。働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、多様な形で働いている人を応援し、働き方の後押しをするという観点から、給与所得控除と公的年金控除の制度の見直し並びに基礎控除へ振りかえしたことに対応するための条例改正であるとの回答であった。問い。見直し並びに基礎控除に振りかえられた点について伺う。答え。働き方の多様化する中で、給与所得、年金所得以外の人にも基礎控除で10万円引き上げることで働きを応援するという意図が含まれている。問い。平成33年以降の個

人所得課税の見直しで、どのぐらい影響があると見込んでいるか。答え。働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除、公的年金等控除の見直しを図りつつ、一部基礎控除に振りかえるなどの対応を行う。具体的には、給与所得控除、公的年金控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円上げることから、さほど影響はないと考える。問い。町たばこ税は、昨年9.1%下がっているが、平成30年10月からの税率改正ではどのぐらいの影響を見込んでいるのか。また、加熱式たばこの課税方式の見直しもあります。どれぐらい見込んでいるのか。答え。この件については予想がつかない。なぜなら、今回の加熱式たばこの課税がどれぐらいの影響を及ぼすかが予想つかないからである。

議第7号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について。

今回の補正予算の概要は、歳入歳出予算に2億9,291万4,000円を追加し、総額75億5,159万8,000円とする。主な内容は、平成29年度一般会計決算において、1億9,271万7,000円の黒字額を補正予算の歳入、繰越金に1億9,271万7,000円計上され、歳出、基金に他の費用とともに2億674万6,000円積み立てられ、財政調整基金には1億5,848万6,000円積みまれ、残高は10億4,944万4,000円となった。

各委員の質疑は以下のとおりである。

歳入においては、款9 地方交付税において、2年続きで7,000万円ぐらい補正予算が増額計上されているが、当初予算では想定できなかったのか。また、増額になった項目はどこなのか。答え。社会福祉費の公立保育所の在籍人数が53人としていたのが58人、障害福祉サービスの利用が159人と算定していたが、172人と増加した。また、保育所等の処遇改善に伴う単位費用の増額となったため、基本財政需要額については考慮していたが、それ以上の増額になったため、交付税増額補正となった。主な増額項目は個別算定経費である。

歳出、5 農林商工費、項2 林業費、目1 林業振興費、節19負担金補助及び交付金、地域で育む里山づくり事業補助金81万2,000円の事業内容と完成時の利用目的について説明を求める。答え。居住地周辺に広がる竹林及び林の整備を実施し、都市近郊や集落周辺の荒廃した里山を整備し、森林環境教育活動等に活用することにより、里山の景観、機能回復を図ることを目的とし、完成時にはキャンプ場等の施設も整備する予定である。

5、同じく農林商工費、項2 林業費、目1 林業振興費、節19負担金補助及び交付金のため池貯留浸透事業予備調査業務委託料387万円について、この事業の貯水量の問題で地域住民に理解を得られなかったが、調査の中に含まれているのか。答え。含んでいる。地域住民に理解を得られるような調査を重ね、事業を進めていきたい。

款6 土木費、項都市計画費、目1 都市計画総務費、節19負担金及び交付金100万円、ブロック塀等撤去工事補助金で、ブロック塀等の撤去工事補助制度の説明を求める。6月18日に発生した大阪北西部地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、北葛城郡4町で協議の上、ブロック塀撤去補助金に関する要綱を定めた。児童、生徒をはじめとする住民の安全確保を第一に、通学路に面する地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去工事を行う所有者に対して補助金を交付する制度。上限10万円、10件分を今後3年間行っていく補助制度である。

款7 消防費、項1 消防費、目3 災害対策費、節13委託料486万円の防災手引き作成業務委託料について説明を求める。答え。現行の手引きは平成25年に作成しており、在庫も少なくなっている。現在、全国で地震や水害、土砂災害など、自然災害が発生していることを受けて、新しい手引きを刷新する。ハザードマップも掲載する。今年度3月までに1万2,000部作成し、31年度には全戸配布を予定している。ホームページのハザードマップも掲載、希望する業者にも提供する。

議第11号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について。

補正予算の主な内容は、平成29年度決算において、29万9,000円の黒字が計上され、黒字額を平成30年住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）歳入の繰越金に29万8,000円計上、歳出、住宅新築資金事業基金に積み立てられ、基金残高が1,994万1,000円となった。

委員の質疑は次のとおりである。

問い。今回の補正予算について説明と、この会計はいつ完結するか説明を求める。答え。今回の補正につきましては、通常、定期償還と繰り上げ償還である。繰り越し29万8,000円、諸収入で住宅新築資金元利収入繰り上げ償還といたしまして78万9,000円、宅地取得資金元利収入繰り上げ償還32万4,000円を計上しました。完結につきましては、平成39年9月になります。

以上、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（辻 誠一） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第10、議第1号 上牧町個人情報保護条例及び上牧町情報公開条例

の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長(辻 誠一) 日程第11、議第2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第12、議第7号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 議第7号 平成30年度上牧町一般会計補正予算（第3回）につきまして、総務建設委員長報告をいただきましたが、そちらにつきまして質疑をさせていただきたいと思います。

補正予算、歳出の部分です。予算書でいうと9ページになるかと思うんですが、款6土木費、項3都市計画費、目1都市計画総務費、節19負担金補助及び交付金で、ブロック塀等撤去工事補助金100万円が上程をされています。この100万円を支出するために、関連資料として、上牧町ブロック塀等の撤去工事補助金交付要綱案が示されています。この補助金交付要綱につきまして、委員会では詳細に質疑をされていましたが、その中から大きく4点、多くて恐縮ですが、伺いたいと思います。

まず1点目です。この補助金を交付することを決めた背景として、4町で協議し、補助条件を統一したという形で委員会でも質疑がありましたけれども、今一度、その4町で協議をした、たしか答弁の中で上牧町が主体となってという話がありましたが、なぜ4町で協議をしたのか。そして、上牧町が主体となったということを今一度、その背景、いきさつを伺いたいと思います。そして、この4町で条件を統一した理由、これもあわせて伺いたいと思います。

続きまして、2点目です。この交付要綱自体の見直しについて伺いたいと思います。さきの4町で条件を統一した理由というのが、私が推測するに、同じ条件であるとか、住環境が整っているということが理由になるかなと思うんですが、反面、この4町は財政状況もいろ

いろいろ違いますし、さまざまなバックボーンが違うところもあります。今後、見直しについては、この4町である程度異なった見解になっていくのかなということを推測するんですが、この見直し、改廃手続も4町で話し合っていくのかどうなのか、この辺について伺いたいのが2点目です。

3点目、少し細かい内容になりますが、要綱の第7条をちょっと読ませてもらいますと、括弧書きを省きます。「補助金の額は、毎年度の予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、上限を10万円とする」。肝になる部分だと思うんですが、ここの中の記載の「毎年度の予算の範囲内において」というところで伺いたいなと思います。何が言いたいかといいますと、例えば平成30年度は、今回、補正予算で100万円の予算が計上されました。この条項をそのまま解釈すると、100万円の上限の範囲内で今年度は支給をしていくと。つまり100万円を超えそうな段階で今年度の補助金の交付は打ち切るというふうに解釈がとれます。あわせて、平成31年度も当初予算で恐らく何がしかの額が出ると思うんですが、それで補助金を打ち切って次年度に持ち越すという形があるかなと思うんですが、一方で、委員会審議の中で、ある程度件数がふえてきたら補正予算で対応していきたいことも考えるみたいなお話がありました。今回のブロック塀の撤去については、通学路の安全確保というのが第一で、早急に工事をしたいという意向があるので、緊急に工事をするためには予算の範囲内を超えることもやむなしかなというふうに思ったりもするんですが、このあたりの考え方について伺いたいなと思います。

最後に4点目です。こちらは先ほど言いましたけども、早期に工事を促したいというために、執行を3年間で絞るという話もありましたが、やはりできればこの予算については極力全部支出してもらいたいと。要は予算が余ってほしくないなという意向の中で、周知をかなりしっかりしてほしいなというふうに思います。この周知の方法をどのように考えているか。

この4点、ちょっと事前に通告はさせていただきましたけども、答弁をお願いできたらなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（辻 誠一） 東委員長。

○総務建設委員長（東 充洋） 総務建設委員会に付託された議第7号に対しての質疑でございます。当然、委員長が答弁をするのが筋であります。先ほど遠山議員の方から言われた背景の問題だとか、4町がどのように統一されたのかだとか、それから、要綱の見直しの件、周知をどうするのかというような細かな質問がございました。これでは委員長が答えるというふうにはなりません。よって、担当部長の方から答弁をさせていただくということ

にしたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

○議長（辻 誠一） 了解いたしました。

それでは、理事者をご答弁ください。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず、1点目の方のこの4町での会議の内容についての背景であつたり、どういうふうなことで提案されたということのご質問ですけども、まず、北葛4町の副町長で統一して取り組むことになりました。情報を共有しながら4町で進めていくというのが趣旨の内容で協議をさせていただきました。

2点目の方のご質問ですけども、要綱について、4町の要綱であるということで、発生する可能性が重いから考慮させてというご質問でございます。今後の要綱の見直しにつきましては、4町で検討し進めてまいりたいなというように思っております。

次に3点目の方なんですけども、補助金の額について、要綱第7条で、補助金等、毎年予算の範囲内において上限10万円を支給するということであるがというご質問でございます。補正予算対応ではなくて、今年度100万円の範囲内で受けさせていただき、次年度は次年度の予算で啓発をしてまいりたいと思います。

それと、今回の意図は、子どもの安全ということで、早期に着工しなくてはいけないということもございまして、取り急ぎ今回は早期着工のみの意図としていたしました。

以上でございます。

○議長（辻 誠一） 西山副町長。

○副町長（西山義憲） 今の部長の方の答弁の補足でございます。

考え方なんですけれども、予算の範囲内となっておりますので、100万円計上させていただきました。その中で補助をさせていただくということでございますが、この要綱の趣旨につきましては、特に安全が急務であるという形から、補助金制度を4町で共同で話をさせていただいて設けさせていただきました。そのことから、議員おっしゃいますように、民家の方々に、危険と思われるブロックにつきましては、いち早くご協力をお願いして、撤去等をお願いしたいということでございます。そのことから、今回、4町合わせて10件という形で、当初、補正という形で計上させていただきました。その中で、啓発を行う中で、危険と思われる箇所、これが10件以上の補助の申請があったといたしましたら、補正予算で対応してやらせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 4つ質問させてもらった3つを順次答弁をいただいたので、ちょっと整頓して1つずつ再質問をさせてもらいたいと思うんですが、1つ目の、その4町で協議をして4町で条件を統一したということで、どこが主体かという中で、委員会質疑では上牧町という話がありました。私が聞いたところによると、まさに西山副町長と今中町長の方がほかの3町に投げかけて、一緒にやろうじゃないかということで提案をされたという認識をしています。そこはもうちょっと全面に出してもらいたいなど。

というのは、4町の中でも、手前みそですけども、まちづくり基本条例を4町で条例制定しているのは上牧町だけなんですね。恐らくたしかそうではないかなと思うんですけど、その中で、まちづくり基本条例に広域連携という文言があります。なので、広域連携というものをうたっている上牧町が提案をしたということは大変評価をしたいなど。ですから、将来的にまちづくり基本条例の検証というのが今度あると思うんですけども、広域連携でこういうこともやっているということはぜひうたっていただきたいなということで、私が広告するのも何ですけども、そういうことも4町で協議したことは理解できました。条件も統一したことも理解できます。

という中で、先ほど補正予算の話も概念あるんですけど、ただ、どちらがいいのかはすごい難しいんですが、各4町、財政規模がかなり違うと思うんです。例えば、どこどこの町は、見直しの話になってくるんですけど、際限なくと言っちゃいけないですけども、補助金が出てくると。もしかしたら額も上がるかもしれない。片や違う町だったら補助金の額はずっと据え置きだということがないように、4町でやはり見直しについてももしっかり議論をしていただきたいなというふうに思うんですけれども、そのあたりいかがですか。

○議長（辻 誠一） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 4町で検討し、進めてまいりたいと思います。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひお願いします。

毎年度の予算の範囲内ということにおいても、いろいろな議論があると思うんです。際限なくというわけにもいきませんし、近々に急ぐということもあると思うので、補正予算で対応するという副町長の話もありましたけれども、それも理解ができます。

ただ、やっぱり基準といいますか、どの程度来たときにとって、例えばこれが10件だけで、100件来たらどうするか。ないとは思いますが、その辺はしっかり町の中で管理をして

いつていただきたいなということだけお約束していただいて、4つ目、答弁の中で、周知の方法ですね。どのようなことを考えられているかだけお願いできますか。

○議長（辻 誠一） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） 周知の方法ですけども、今後、本町の役場と関係課とともに、危険である箇所につきましては、早急な方のご家庭にお伺いさせてもらいまして、周知の方を、広告の方を案内させてもらいたいと思っております。

○議長（辻 誠一） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 課長、ありがとうございます。

まさに周知の方法という、一般的な答弁としては、役場のホームページ、広報でというだけではなくて、危険個所がわかっていると思うので、そこにこんな補助金もありますということをおついに訪問していただけると言っていたので、ありがたいと思います。ぜひそうしてもらいたいなというふうに思います。

私の質問は以上です。

○議長（辻 誠一） ほかにございませんか。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時24分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ほかになしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第13、議第11号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第14、意見書案第1号 2025年国際博覧会の誘致に関する意見書（案）について、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○9番(石丸典子) 9番、石丸典子です。意見書案第1号 2025年国際博覧会の誘致に関する意見書(案)に対し、反対の討論を行います。

私は、万国博覧会そのものが持つ意義や目的は認められるものであり、必ずしも反対するものではありません。しかし、今回のこの万博誘致は、大阪夢洲を会場としており、カジノを中核とする統合型リゾートとセットになっています。カジノは刑法が禁じる賭博です。他人の不幸の上に成り立つビジネスは、万国博覧会のテーマに反しております。また、会場予定地は地震などに脆弱な人口の島であり、大変危険です。

以上の理由で反対いたします。

○議長(辻 誠一) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ほかになしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

(起立多数)

○議長(辻 誠一) 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第2号の質疑、討論、採決

○議長(辻 誠一) 日程第15 意見書案第2号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書(案)について、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長(辻 誠一) 日程第16、文教厚生委員長報告について。

長岡委員長、報告願います。

長岡委員長。

(文教厚生委員長 長岡照美 登壇)

○文教厚生委員長(長岡照美) 6番、長岡照美です。

文教厚生委員会の報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議におきまして文教厚生委員会に付託されました、議第3号 上牧町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第5号 上牧町文化財保護条例の制定について、議第6号 奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の一部を変更する規約について、議第8号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、議第9号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、議第10号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について、議第12号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)について、以上8議案に

ついて、9月11日午前10時から、委員6名の出席により慎重審議いたしました。主な質疑内容を報告いたします。

議第3号 上牧町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例について。

一般浴室が閉鎖されて13年が経過した。障害者用の浴室設備を備えているため、再開を望む声があったが、今回の条例改正により、この浴室の閉鎖は決まったものと理解しているのか、浴室部分の改築工事の予定はとの質問に対して、理事者側からは、一般浴室は平成17年4月1日から閉鎖している。現在、脱衣所は社会福祉協議会のヘルパーステーションの事務所に使っている。浴室部分の改築工事の予定は今のところ考えていないとの答弁がありました。また、カラオケルームの利用状況について、もっと利用者がふえるように工夫をしてはどうかとの質問に対して、理事者側からは、カラオケルームの利用状況は平成29年度で10時間である。利用者がふえるように検討するとの答弁がありました。

議第6号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約について。

今回の規約改正の流れについて説明を求めるとの質問に対して、理事者側からは、組合の各市町の9月議会の承認を経て協議の上、12月をめどに奈良県知事の許可を受け、平成31年4月施行となる。もし関係市町の中で1つでも議会の承認を得ることができない場合は、今回の規約改正は見送られることになるとの答弁がありました。また、施設維持管理に関する経費について改正が行われるが、その理由と影響額について説明を求めるとの質問に対して、理事者側からは、近年は下水道事業の普及によりし尿処理量が減少傾向にあり、均等割が処理量割を上回る現象が起こっている。その現状を踏まえて、今回の規約改正を行う。この改正により、上牧町の分担金は年額にして約580万円減額となる見込みであるとの答弁がありました。

議第8号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について。

平成29年度決算では、歳出では財政調整基金の積立金が1億4,146万円となった。その結果、基金残高が6億933万円に積み上がったが、今後の運用方針について問うとの質問に対して、理事者側からは、平成30年度から国民健康保険事業の県内統一化により、奈良県全体の保険料が統一される。財政調整基金はそれまでに保険料を抑制する財源として使う方針であり、また、新たな保険事業の拡充にも使っていきたいとの答弁がありました。また、当初予算では、保健事業費は全額が県の支援金であった。今回の補正額が町費で計上された理由を問うとの質問に対して、理事者側からは、当初予算は県費の上限額を計上しているとの答弁がありました。また、検査委託料のピロリ菌についての質問に対して、理事者側からは、40歳か

ら74歳を対象にした特定検診において、年度当初、ピロリ菌検査のみを実施する予定であったが、新たな検査として胃がんABC検診を実施することにしたものであるとの答弁がありました。

議第10号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について。

介護保険特別会計は、財政運営の上で極めて順調で、基金残高は2億8,305万円となっている。平成30年度から保険料については奈良県でも数少ない引き下げが行われたが、この介護給付費準備基金を今後どのように運用していかれるのかとの質問に対して、理事者側からは、平成30年4月から第7期介護保険事業計画が始まっており、介護保険料を標準月額で200円引き下げた。介護予防や重度化予防にしっかりと取り組み、向こう3カ年で赤字を出さないように、介護給付費準備基金を有効に使っていききたい。この基金については、介護給付費にしか使えないことになっているので、決して積み立て過多にならないように運営していくとの答弁がありました。また、一定の所得のある人の利用料が3割負担となる。対象人数についての質問に対して、理事者側からは、現在利用している。24人であるとの答弁がありました。

以上、議第3号、議第6号、議第8号、議第10号について慎重審議しました結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第9号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、議第12号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）については、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

また、議第5号 上牧町文化財保護条例の制定については、理事者より撤回の要求があり、当日中に本会議を開催し、全議員出席により慎重審議しました結果、撤回となりました。

以上で文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（辻 誠一） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第17、議第3号 上牧町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長(辻 誠一) 日程第18、議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第19、議第6号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第20、議第8号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長(辻 誠一) 日程第21、議第9号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第22、議第10号 平成30年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第23、議第12号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第24、議第15号 上牧町文化財保護条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第15号 上牧町文化財保護条例の制定について。

上牧町文化財保護条例の制定については別紙のとおりである。

平成30年9月25日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 議第15号 上牧町文化財保護条例の制定についてご説明させていただきます。

本町では、平成24年の宅地開発に伴う発掘調査による画文帯環状乳神獣鏡の出土を機に、平成27年10月には上牧久渡古墳群が国の史跡名勝天然記念物に指定されるなど、町民の文化財への興味や関心が高まってきております。また、そのほかの町内に残存する文化財についても、調査や保存についても見直す必要があり、その保存及び活用のための必要な措置を講じ、あわせて、町民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化のさらなる向上を図る上で、上牧町文化財保護条例の制定が必要不可欠と考えております。そのことから今回提出しましたので、慎重審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第16号の質疑、討論、採決

○議長（辻 誠一） 日程第25、議第16号 史跡上牧久渡古墳群保存管理活用計画策定委員会設置条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第16号 史跡上牧久渡古墳群保存管理活用計画策定委員会設置条例の制定について。

史跡上牧久渡古墳群保存管理活用計画策定委員会設置条例の制定については別紙のとおりである。

平成30年9月25日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 議第16号 史跡上牧久渡古墳群保存管理活用計画策定委員会設置条例の制定についてご説明いたします。

本町は、文化財保護法第113条の規定により、文化庁長官より史跡上牧久渡古墳群の管理団体に指定されており、また、同条の規定で、上牧久渡古墳群の保存のための管理及び復旧の指示を受けています。このことから、上牧久渡古墳群の発掘調査を平成29年度までに7回行い、一定の調査が終了いたしました。今後は、上牧久渡古墳群保存管理活用計画の策定をは

じめ、古墳整備の基本計画や基本設計により、上牧久渡古墳群の整備を進め、保存や管理に努めなければなりません。そこで、史跡上牧久渡古墳群管理活用計画の策定に当たり、史跡上牧久渡古墳群保存管理活用計画策定委員会設置条例を制定いたしたく、慎重審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（辻 誠一） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎閉会の宣告

○議長（辻 誠一） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎町長の挨拶

○議長（辻 誠一） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案、議決、認定をいただきましてありがとうございます。特に今議会では、議案の撤回、また附属書類のミスなど、皆さん方には大変ご迷惑をおかけいたしました。我々理事者側もそれぞれの立場で緊張感を持ってこれからも取り組んでいきたいというふうに考えております。

ただ、開き直ってというのではございませんが、この後処理について、私は大変議員の皆様方に感謝を申し上げたいというふうに思います。だんだんと色々な問題が出てくるたびに、しっかりと皆さん方と議論ができる、そういう場ができてきた。近隣ではいろんな町もあるわけですが、上牧町では、問題は問題として、理事者側と議会側と意見が交わせる、議論ができる、そういう場づくりがしっかりとでき上がってきたというふうに、大変私としてはうれしく感じているところでございます。だからといって、何をしてもいいというふうには考えておりませんで、間違いは当然起こるわけですが、我々も緊張感を持ってしっかり確認作業を行っていくと。その上で、間違いを1つでも少なくするようこれからも努力を重ねていきたいというふうに考えておりますので、どうぞこれからも皆さん方にはご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

そしてまた、この議会で皆さん方から色々な意見を頂戴いたしました。我々としては、しっかりと受けとめながら、また、できるものから順次取り組んでいきたいとも考えております。

そしてまた、今、自然災害が特にことは多い年でございます。大変たくさんの方がとうとう命を亡くされておりますし、大切な財産も失っておられます。我々も住民の安全安心が一番重要でございますので、引き続きしっかりと気を引き締めて対応をしてまいりたいというふうに思います。今、また台風24号、ちょっとどっちへ動くかわかりにくい状況でございますが、大変大きな台風であるというふうに予報が出ております。今週末、来週頭ぐらいではっきりとするというようなことでもございますが、またしっかりと対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

今議会、皆さん方には大変ご迷惑をおかけいたしました。これから我々理事者がもっと緊張感を持って取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくご協力を重ねてお願いを申し上げ

げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(辻 誠一) これをもちまして、平成30年第3回上牧町議会定例会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 辻 誠 一

署 名 議 員 康 村 昌 史

署 名 議 員 東 充 洋